

令和元年度第11回 地域連携推進機構運営会議 議事次第

日 時：令和元年9月13日（金） 14：00～16：00

場 所：本部管理棟 2階 第二会議室

【議題】

＜審議事項＞	資料番号
1 社会共創イニシアティブ部会への教員推薦について	審議 1
2 研究成果有体物提供に関する契約書について	審議 2
3 平成 31(令和元)年度 公開授業の追加について	審議 3
4 その他	
＜報告事項＞	
1 令和 2 年度 戦略の進捗状況等に関する調書について	報告 1
2 大学の地域貢献度に関する全国調査 2019 について	報告 2
3 各室・部門の当面の活動予定（主要事項）について	報告 3
4 その他	

※参考資料

- ・ 地域連携推進機構運営会議 委員名簿（平成 3 1 年 4 月 1 日時点）（参考資料 1）

※今後の日程（予定）

- ・ 第 1 2 回 … 1 0 月 1 8 日（金） 1 5 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0 於：本部管理棟 2階 第二会議室
- ・ 第 1 3 回 … 1 1 月 1 5 日（金） 1 5 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0 於：本部管理棟 2階 第二会議室
- ・ 第 1 4 回 … 1 2 月 9 日（月） 1 0 : 0 0 ~ 1 2 : 0 0 於：本部管理棟 2階 第二会議室
- ・ 第 1 5 回 … 1 月 2 0 日（月） 1 0 : 0 0 ~ 1 2 : 0 0 於：本部管理棟 2階 第二会議室
- ・ 第 1 6 回 … 2 月 1 0 日（月） 1 0 : 0 0 ~ 1 2 : 0 0 於：本部管理棟 2階 第二会議室
- ・ 第 1 7 回 … 3 月 9 日（月） 1 0 : 0 0 ~ 1 2 : 0 0 於：本部管理棟 2階 第二会議室

令和元年度第8回 地域連携推進機構運営会議

議事要旨（案）

日 時：令和元年7月12日（金） 10：00～11：00

場 所：大学本部棟2階 第二会議室

出席者：牛窪 潔（機構長）、竹村 明洋（副機構長 兼 産学官連携部門長）、背戸 博史（地域連携企画室長 兼 生涯学習推進部門長）、島袋 亮道（地域連携企画室 特命准教授）、畑中 寛（地域連携企画室 特命准教授）、眞榮平 孝裕（産学官連携部門 教授(併任)）、柴田 聡史（生涯学習推進部門 准教授）、玉城 理（産学連携推進部門 教授）

欠席者：新田 早苗（総合企画戦略部長）、金城 徹（総合企画戦略部 地域連携推進課長）、瀬名波 出（産学官連携部門 教授(併任)）小島 肇（地域連携企画室 特命准教授）

陪席者：嘉目 克彦（監事）、大城 光雄（課長代理(併)企画係長）、赤嶺 雅哉（地域連携推進係長）、與儀 あゆみ（産学連携推進係長）、金城 まなみ（企画係主任）、田頭 明子（地域連携推進係主任）、宮平 知佳子（地域連携推進係員）、天願 翔太（産学連携推進係員）、照喜名 佑悟（企画係員）

※審議に先立ち、6月14日開催の令和元年度第6回運営会議の議事要旨案、6月20日開催の令和元年度第7回運営会議（メール会議）議事要旨案について確認があり、了承された。

<審議事項>

議長から、次の5件の事項における機構の今後の対応について審議を行う旨提案があり、各担当から説明の上、審議を行った。

1. 第3期中期計画及び平成30年度年度計画の実施状況に関する監事監査報告書への対応について
背戸室長から、資料（審議1）に基づき、監事監査報告書への対応について、回答案の説明があった。審議の結果、回答（案）を一部修正し、提出することが了承された。
2. 令和元年度「地域共創型学生プロジェクト」の公募について
背戸部門長から、資料（審議2）に基づき、「地域共創型学生プロジェクト」の公募について説明があった。審議の結果、提案のとおり了承された。
3. 沖縄科学技術教育シンポジウム（OASES）について
背戸室長から、資料（審議3）に基づき、沖縄科学技術シンポジウム（OASES）について説明があった。審議の結果、提案のとおり地域協働萌芽プロジェクト支援経費から300千円支援することが了承された。

4. 地域連携推進機構リーフレットの更新について

大城課長代理から、資料（審議4）に基づき、地域連携推進機構リーフレットの更新について説明があった。2週間程度の期間で現リーフレットのリバイスを行うこととして了承された。

5. 「国立大学法人琉球大学料金規程」の消費税増税に伴う一部改正について

大城課長代理から、資料（審議5）に基づき、消費税増税に伴う一部改正について説明があった。審議の結果、提案のとおり了承された。

<報告事項>

議長から、次の7つの事項について機構の現状の認識と情報の共有を図るため、各担当から報告を行うよう発言があった。

1. 沖縄産学官協働人材育成円卓会議の議事次第（案）について

大城課長代理から、資料（報告1）に基づき、報告があった。

2. 琉球大学における大学発ベンチャーの認定に関する規程改正について

竹村部門長から、資料（報告2）に基づき、第4回地域連携推進機構運営会議において、一部文言を修正の上、了承とされていた大学発ベンチャーの認定に関する規程改正について、総務課法規文書係確認後の改正規程の報告があった。

3. 産学官連携部門所掌の支援事業審査結果について

竹村部門長から、資料（報告3）に基づき報告があった。

4. イノベーション・ジャパン大学見本市の出展者確定について

竹村部門長から、資料（報告4）に基づき報告があった。

5. 令和元年度COC+地域実践推進取組「正課外地域実践教育プロジェクト」の公募について

背戸部門長から、資料（報告5）に基づき、報告があった。

6. 各室・部門の当面の活動予定（主要事項）について

各室・部門から、資料（報告6）に基づき、それぞれ報告があった。

7. その他

大城課長代理から、沖縄懇話会から機構への寄附金について報告があった。

令和元年度第9回 地域連携推進機構運営会議（メール会議）

議事要旨

日 時： 令和元年8月7日（水）（メール送信日）～8月8日（木）（意見等期限日）

委 員： 牛窪 潔（機構長）、竹村 明洋（副機構長 兼 産学官連携部門長）、背戸 博史（地域連携企画室長 兼 生涯学習推進部門長）、小島 肇（地域連携企画室 特命准教授）、島袋 亮道（地域連携企画室 特命准教授）、畑中 寛（地域連携企画室 特命准教授）、柴田 聡史（生涯学習推進部門 准教授）、瀬名波 出（産学官連携部門 教授(併任)）、眞榮平 孝裕（産学官連携部門 教授(併任)）、新田 早苗（総合企画戦略部長）、金城 徹（総合企画戦略部 地域連携推進課長）

<審議事項>

急を要する案件であることから、議長の提案により、次の事項についてメールにより審議を行った。

1. 令和2年度教員ポスト戦略的再配分（部局等改革推進枠）申請について
2. 非常勤講師の採用について
3. 地域連携推進機構が実施する公開講座の企画について

審議の結果、原案どおり了承された。

令和元年度第10回 地域連携推進機構運営会議（メール会議）

議事要旨（案）

日時：令和元年8月29日（木）（メール送信日）～8月30日（木）（意見等期限日）

委員：牛窪 潔（機構長）、竹村 明洋（副機構長 兼 産学官連携部門長）、背戸 博史（地域連携企画室長 兼 生涯学習推進部門長）、小島 肇（地域連携企画室 特命准教授）、島袋 亮道（地域連携企画室 特命准教授）、畑中 寛（地域連携企画室 特命准教授）、柴田 聡史（生涯学習推進部門 准教授）、瀬名波 出（産学官連携部門 教授(併任)）、眞榮平 孝裕（産学官連携部門 教授(併任)）、新田 早苗（総合企画戦略部長）、金城 徹（総合企画戦略部 地域連携推進課長）

<審議事項>

急を要する案件であることから、議長の提案により、次の事項についてメールにより審議を行った。

1. 地域連携推進機構が実施する公開講座の企画について
2. 大学の地域貢献度に関する全国調査2019について
3. 令和元年度戦略的地域連携推進経費地域志向活動トライアル事業「地域共創型学生プロジェクト（ちゅらプロ）」の採択（案）について

審議の結果、原案どおり了承された。

令和元年 8 月 20 日
産学官連携部門 承認

鹿児島大学が設置する社会共創イニシアティブ部会への教員推薦について

【概要】

昨年度、本機構と鹿児島大学南九州・南西諸島域共創機構とで産学連携の協力推進に関する協定書を締結したが、今回、南九州・南西諸島域共創機構産学・地域共創センターの前田センター長より、鹿児島大学で新たに設置する「社会共創イニシアティブ」部会へ、本学の教員を推薦してほしいとの依頼があった。

社会共創イニシアティブ部会とは、特定の分野に精通した教員や、当該分野に汎用性のある研究に取り組む教員が地域ニーズに沿った研究に連携して取り組むことで実行可能性を高め、円滑な社会実装につなげることで、社会に貢献するとともに、鹿児島大学の認知度・信頼性の向上を図るために設置され、5 分野の部会で構成される。

(観光産業・国際部会、エネルギー部会、農林畜産部会、水産部会、食品加工部会)

【提案】

5 分野の部会に対し、本学から各 1 名教員を推薦したい。

食品加工	: 農学部 亜熱帯生物資源科学科 准教授 宮城 一菜
観光産業・国際	: 国際地域創造学部 国際地域創造学科 准教授 石田 三成
エネルギー	: 理学部 物質地球科学科物理系 教授 眞榮平 孝裕
農林畜産	: 農学部 亜熱帯生物資源科学科 教授 平良 東紀
水産	: 理学部 海洋自然科学科生物系 教授 竹村 明洋

※各教員の内諾済み

鹿大社第217号
令和元年9月12日

琉球大学地域連携推進機構長 殿

鹿児島大学南九州・南西諸島域共創機構長



大学と地域との協働連携による研究成果を生かした地方創生に資する
取組への参画について（依頼）

鹿児島大学南九州・南西諸島域共創機構産学・地域共創センターでは、本学の第3期中期目標期間の基本的目標の柱である「南九州・南西諸島域における地域活性化の中核的拠点」を目指し、平成30年度から文部科学省機能強化促進費事業として「南九州・南西諸島域の地域課題に応える研究成果の展開とそれを活用した社会実装による地方創生推進事業」を推進しております。本事業は、南九州・南西諸島域の地域課題を一元的に収集・集約した上で、大学の知的資源を効果的に提供し、自治体や関係団体等とも連携しながら、必要に応じ「オープン実証ラボ」も活用して、成果を社会に実装（定着）しようとするものです。

このため、別添事業概要にもあります6部会を全学横断的組織として新たに設置し、それぞれ本学教員と自治体・関係団体等の関係職員で構成することとしており、各部会では、産学・地域共創センターとも協働連携しながら、関係者との意見交換会などを通じ、それぞれの分野が抱える現状・課題を把握した上で中長期的な研究テーマを設定し、外部資金を獲得するなどしてその解決に取り組むことを目指しております。

つきましては、平成30年度に機構間で締結いたしました「産学連携の協力推進に関する協定」に基づき、貴機構にも本事業における部会活動にご協力を賜りたくお願い申し上げます。また、ご協力いただけます場合は、部会構成員を10月31日（木）までに鹿児島大学「社会共創イニシアティブ」部会構成員推薦者名簿によりご推薦いただきますよう、併せてお願い申し上げます。

なお、推薦に際しては、以下の参考資料もご参照願います。

【参考資料】

1. 「社会共創イニシアティブ」部会構成員推薦要領
2. 「南九州・南西諸島域の地域課題に応える研究成果の展開とそれを活用した社会実装による地方創生推進事業」概要

【本件担当】

〒890-0065 鹿児島市郡元1-21-40
国立大学法人鹿児島大学
研究推進部 社会連携課 産学・地域連携係
電話：099-285-7104
メール：screnkei@kuas.kagoshima-u.ac.jp

鹿児島大学「社会共創イニシアティブ」部会構成員 推薦名簿

【 琉球大学地域連携推進機構 】

部会名	所属(学部学科等)	職名	氏名	電話番号	Email
食品加工					
観光産業・国際					
エネルギー					
農林畜産					
水産業					

※地域防災・医療部会は推薦対象外となります。

「社会共創イニシアティブ」部会構成員推薦要領

1 趣 旨

特定の分野に精通した教員や、当該分野に汎用性のある研究に取り組む教員が地域ニーズに沿った研究に連携して取り組むことで実行可能性を高め、円滑な社会実装につなげることで、社会に貢献するとともに、大学の認知度・信頼性の向上を図る。

2 推薦対象の部会

- ・観光産業・国際部会
 - ・エネルギー部会
 - ・農林畜産部会
 - ・水産業部会
 - ・食品加工部会
- ※地域防災・医療部会は除く。

3 推薦の方法

各部会に参画いただける方を1名ずつご推薦ください。

4 推薦に当たってのお問合せ先

鹿児島大学産学・地域共創センター連携推進部門 特任准教授 古里 栄一
までメールにてご連絡願います。(eifurusato@km.kagoshima-u.ac.jp)

【参考：部会活動の取組の方向性イメージ】

表 部会の取組の方向性

部 会	取組の方向性	プロジェクトイメージ（想定される例）
観光産業・国際	外国人客をはじめとした観光客の受け入れ増加に貢献できる取組を検討・実施、国際交流の推進	① マーケティングやマネジメント能力の醸成 ② 宿泊施設等関係者の中国語等能力醸成 ③ 留学生を活用した情報発信 ④ 地域文化・文化財の活用 ⑤ まちづくり、景観の活用
エネルギー	再生エネルギーの推進に貢献できる取組を検討・実施	① 太陽光発電等のエネルギー変換率を上げる技術開発 ② 季節・天候等に左右されない設備開発 ③ 環境に配慮し、効率を落とさず発電設備をコンパクト化
農林畜産 素材	生産や品質の向上に貢献できる取組を検討・実施	① スマートな農林畜産（ロボット技術や ICT を活用した省力化・精密化・高品質生産） ② 低コスト・高生産の技術開発 ③ 有害鳥獣防除対策 ④ 新規就農者への支援（技術・経営）
水産業 素材	生産や品質の向上に貢献できる取組を検討・実施（海面・内水面・陸地）	① スマート水産業 ② 低コスト・高生産の技術開発 ③ 肉質改善等養殖技術の開発
食品加工 加工 保存 流通 機能性	農林畜産物や水産物の付加価値向上に貢献できる取組を検討・実施	① 加工食品輸出のための技術開発（高品質維持・消費期限の延長） ② 品質劣化の早い食品の日持ち延伸技術開発（カット野菜の県外流通など） ③ 経節未利用部分の新規用途開発 ④ 魚類残滓の用途開発（含むジビエ肉） ⑤ 洗浄・滅菌技術の開発 ⑥ 機能性評価や六次産業化の推進

【主な取組内容(予定)】

1 「社会共創イニシアティブ」の設置 ～地域課題の収集・集約力の強化～

地域課題の包括的な収集・集約と大学の知的資源の効果的提供を図るための中長期的な地域課題を設定し、6分野(観光産業・国際、エネルギー、農林畜産、水産業、医療・地域防災、食品加工)の学部横断的な教員グループ等による事業育成分野において課題解決の相談活動、共同研究等やプロジェクト構築、「オープン実証ラボ」の推進による地域課題の解決を目指す。

2 「オープン実証ラボ」の設置 ～中小企業の地域の研究・開発力の強化～

県内の中小企業との研究開発機会の拡大と研究成果の可視化(試作・プロトタイプング)による事業化支援の充実を図るため、地域一帯での研究成果の試作の機会を確保する。

オープン実証ラボは、大学(南九州・南西諸島域共創機構棟及び学内内部局施設)や主な公設研究機関(民間企業への拡張、離島の未利用施設も想定)に設置し、関係教員、地域の公設研究機関や中小企業が集い、当初は企画検討、外部資金等を獲得した上で試作や技術評価を行う。

3 「社会実装チーム」の設置 ～本学の研究成果の展開及び社会実装～

南九州・南西諸島域(特に島嶼域)における技術移転活動の支援のほか、行政との連携、公的資金の活用やビジネスプラン構築の支援等を通じた本学の研究成果の社会実装を目指す。

4 学内・学外連携の強化

- ①産学・地域連携本部機能強化(産学・地域共創センター等の設置)及び教員等の配置によるインターフェイス機能の強化
- ②「鹿児島大学サポーター制度」の創設と運用……卒業生・OB/OG人材(特に島嶼出身者・生活者)のコーディネーター化
- ③島嶼等自治体からの若手人材受入 & 産学連携コーディネート実務研修制度の創設
- ④鹿児島県地域産業高度化産学官連携協議会及び「ネクストかごしま」等との有機的連携の強化

本事業におけるKPI(2021年度末)：南九州・南西諸島域に係る共同研究・受託研究受入件数 156件 (第2期中期目標期間 平均78件)

【期待される効果】

- ・地域課題解決や地域資源を活用した事業創出
- ・地域との連携強化を通じた教員・学生の「新規研究テーマの獲得機会の増加」と「テーマの深化」及び「地域の課題解決」
- ・地元企業等への認知・就業機会の増加を通じた地元定着
- ・地元経済の活性化

「南九州・南西諸島域の地域課題に応える研究成果の展開とそれを活用した社会実装による地方創生推進事業」



令和元年 8 月 20 日
産学官連携部門 承認

研究成果有体物提供に係る契約書について

【概要】

研究成果有体物を学外に提供する際、部局長を経由して学長の承認が必要であり、学長の承認後、研究成果有体物提供に係る契約を締結している。

原則として、学術・研究開発を目的とする場合は無償で提供しており、産業利用・収益事業等を目的とする場合は有償で提供している。

現在、研究成果有体物の提供の際使用している契約書の雛形(日本語版と英語版)は、目的別で作成されておらず、英語版の雛形は、産業利用目的の場合を想定した内容となっているため、契約条件が厳しく、海外の学術機関へ提供する際、契約内容の調整に時間がかかっている。

研究をスムーズに行うために、学術・研究開発目的の場合の提供契約書雛形を作成したい。

【提案】

学術・研究開発を目的とする場合の新たな契約書雛形(日本語版・英語版)を承認いただきたい。

【補足】

現在使用している契約書雛形(日本語版・英語版)については、企業への提供の場合に使用する。

学術研究・教育を目的とした研究材料の提供に関する同意書

国立大学法人琉球大学（以下「甲」という）と、〇〇〇（以下「乙」という）は、成果有体物名（あれば管理番号）（以下「本研究材料」という）を提供するにあたり、以下の事項に同意する。

- 1 本研究材料（含む子孫、派生物等の本研究材料に由来するもの）にかかる所有権及び知的財産権を含む全ての権利は甲に留保されており、本同意書に基づく本研究材料の提供により、商標、特許、著作権、及び他のいかなる知的財産権に基づく権利も、黙示的であると否とを問わず、許諾されたとみなされない。
- 2 乙は、提供を受けた本研究材料を（下記）学術研究・教育目的（以下「本使用目的」という）のためのみ使用し、商用または営利目的、第三者との共同または受託研究には、甲の書面による許諾無しに使用してはならない。

記：研究目的

- 3 乙は、提供を受けた本研究材料をヒト（治療、診断、飲食物、その他）に直接使用してはならない
- 4 乙は、提供を受けた本研究材料の二次配布、第三者への提供又は貸与をおこなってはならない。
- 5 乙は、提供研究者の書面による許諾なしに改変等を行ってはならない。
- 6 乙は、提供を受けた本研究材料を使用して得た研究成果等（以下「本成果」という）を発表する場合には、本研究材料が琉球大学の提供研究者において開発され提供を受けたことを謝辞等に明示し、提供代表研究者の指定する論文（教員から希望があればそれを記入）を引用する。本成果が得られたことへの提供研究者の貢献度を鑑み、提供研究者の指名する研究者を共著者とする。
- 7 本使用目的において、本研究材料を用いて、改変物、発明、考案、改良およびノウハウ等が得られた場合、乙はその内容を甲に通知し、その取扱について協議する。
- 8 乙は、提供を受けた本研究材料の使用が第三者の知的財産権やその他の権利を侵害した場合にあっては、乙の責任において対処する。また、本研究材料の使用によって損失が生じた場合には、乙の責任で対処し、甲は一切の責任を負わないものとする。
- 9 甲は、本研究材料を乙に提供し、本研究材料の提供における輸送費は、着払いとする（本研究材料は無償で提供する）。また輸送段階での事故の処理については、速やかに双方で別途協議し処理する。乙は提供研究者に対し、本研究材料を受領したときに、速やかに受領した旨の報告をしなければならない。
- 10 本研究材料は、関連する我が国の法令及びガイドライン等によって認められる範囲内の研究環境、実験条件、あるいは、国の法令等によって認められる範囲内で取り扱わなければならない。なお、当該法令等に基づく手続きが必要な場合には、乙が当該法令に従ってその手続きをしなければならない。
- 11 乙が本同意書に違反した場合、甲はその後の提供依頼を拒否することができる。
- 12 本同意書の有効期間は、本同意書の締結日から 年間とする。但し、有効期間の満了前までに甲又は提供依頼者から書面による申し入れがあった場合は、協議の上、本同意書の有効期間を短縮又は延長することができる。

- 13 本使用目的の研究が終了した時、または甲が本研究材料の返却あるいは廃棄を要求した場合、受領研究者は速やかに本研究材料及び子孫等を含む増殖した子孫等、派生物等すべての残量分について、提供研究者の指示に従い、返却あるいは廃棄を行う。廃棄した場合は廃棄証明書を提出する。
- 14 本同意書に定めのない事項及び本同意書の履行について疑義が生じた場合においては、双方が協議し、円満に解決を図る。

以上により、本同意書2通を作成し、甲と乙がそれぞれ1通を所持するものとする。

締結日： 年 月 日

甲 : 国立大学法人琉球大学
住 所 : 沖縄県中頭郡西原町字千原1
代表者 : 西 田 睦 印
電 話 : 098-895-8031 E-mail : sangaku@acs.u-ryukyu.ac.jp

甲の研究者名 (提供研究者) : ○○ ○○ (△△研究院 **部門) 印
職 位 : 教授・准教授・助教

乙 :
住 所 :
代表者 : 職位又は身分 MTA 締結権限を持つ代表者名 印

乙の研究者名 (受領研究者) : 氏名 (所属) 印
職 位 :
電 話 : E-mail :

Materials Transfer Agreement

In response to RECIPIENT's request for the MATERIAL [マテリアル名 (琉大管理番号)], PROVIDER asks that RECIPIENT agrees and RECIPIENT SCIENTIST acknowledges to the following terms and conditions (PROVIDER and RECIPIENT may be referred to individually as the "Party" and jointly as the "Parties"):

国立大学法人琉球大学 (以下「提供者」という) と、〇〇〇 (以下「受領者」という) は、成果有体物名 (あれば管理番号) (以下「本研究材料」という) を提供するにあたり、以下の事項に同意する。

1. The MATERIAL is the property of PROVIDER, which includes its progeny and the unmodified derivatives, and is made available as a service to the research community.

本研究材料 (含む子孫、派生物等の本研究材料に由来するもの) にかかる所有権及び知的財産権を含む全ての権利は提供者に留保されており、本同意書に基づく本研究材料の提供により、商標、特許、著作権、及び他のいかなる知的財産権に基づく権利も、黙示的であると否とを問わず、許諾されたとみなされない。

〈日本語版第1条：一部、所有権に関する事項〉

2. THIS MATERIAL IS NOT FOR USE IN HUMAN SUBJECTS.

提供を受けた本研究材料をヒト (治療、診断、飲食物、その他) に直接使用してはならない。

〈日本語版第3条〉

3. The MATERIAL will be used for the RESEARCH PURPOSES [please fill the purpose in this space] ONLY. Any commercial use, [including but not limited to uses of the MATERIAL or modifications that contain or incorporate the MATERIAL ("Modifications") by any for-profit organization (i) to perform contract research, or to screen compound libraries, (ii) or to produce or manufacture products for general sale, (iii) or to conduct research activities that result in any sale, lease, license, transfer of the MATERIAL (iv) or the Modifications to a for-profit organization, and applications of patents] is not permitted or otherwise authorized by this Agreement, and any right to any intellectual property owned by or licensed to PROVIDER is not licensed or granted to RECIPIENT by this Agreement, without prior written consent of PROVIDER. Further, any right to any intellectual property owned by or licensed to RECIPIENT is not licensed or granted to PROVIDER by this Agreement.

提供を受けた本研究材料を学術研究・教育目的【目的を記入】のためにのみ使用し、商用または営利目的、第三者との共同または受託研究には、甲の書面による許諾無しに使用してはならない。

〈日本語版第2条〉

本研究材料 (含む子孫、派生物等の本研究材料に由来するもの) にかかる知的財産権を全ての権利は提供者に留保されており、本同意書に基づく本研究材料の提供により、商標、特許、著作権、及び他のいかなる知的財産権に基づく権利も、黙示的であると否とを問わず、許諾されたとみなされない。

〈日本語版第1条：一部、知的財産権に関する事項〉

4. The MATERIAL will not be further distributed to others without PROVIDER's written consent. RECIPIENT shall refer any request for the MATERIAL to PROVIDER.

提供を受けた本研究材料の二次配布、第三者への提供又は貸与をおこなってはならない。

〈日本語版第4条〉

5. The Modifications of the MATERIAL shall be not created without prior written consent of PROVIDER. If RECIPIENT creates Modifications, RECIPIENT agrees, in advance of such use, to negotiate in good faith with PROVIDER to establish the right of ownership and further transfer to others.

提供研究者の書面による許諾なしに改変等を行ってはならない。

〈日本語版第5条〉

※赤字箇所は提供後の改変を認める場合に記載。

6. RECIPIENT will only provide the Material and disclose the Confidential Information to Recipient employees or students who need to know the same for the conduct of the Research and RECIPIENT shall be responsible for ensuring that all such persons comply with this Agreement.

受領者は本マテリアルを提供し、受領者の研究遂行のために機密情報を知る必要がある受領者従業員または学生にのみ機密情報を開示する。受領者はこれらすべての人が本契約に従うことを保証する責任を負う。

RECIPIENT will only provide the Material to Recipient employees or students who need to use the Material for the conduct of the Research and RECIPIENT shall be responsible for ensuring that all such persons comply with this Agreement.

受領者は研究の遂行のために試料を使用する必要がある受領者従業員または学生にのみ資料を提供する、そして受領者は、そのようなすべての人が本契約に従うことを確実にする責任を負う。

〈日本語版記載なし〉

7. In the event that RECIPIENT intends to publish and/or present, in the form of papers, presentations at academic conferences or otherwise (hereinafter referred to as the "Publications") about the Result of the Research conducted by RECIPIENT using the Material, RECIPIENT shall include in such Publications the quotation from [References]. PROVIDER scientists shall be named as co-authors of the Publications according to the respective contribution of PROVIDER scientists to the publication.

提供を受けた本研究材料を使用して得た研究成果等 (以下「本成果」という) を発表する場合においては、本研究材料が琉球大学の提供研究者において開発され提供を受けたことを謝辞等に明示し、提供代表研究者

の指定する論文(教員から希望があればそれを記入)を引用する。本成果が得られたことへの提供研究者の貢献度を鑑み、提供研究者の指名する研究者を共著者とする。

〈日本語版第6条〉

8. **If RECIPIENT creates any inventions (through the use of the MATERIAL) in connection with the MATERIAL (hereinafter referred to as the “INVENTIONS”), RECIPIENT shall without delay notify PROVIDER and consult with PROVIDER with regard to the handling of such INVENTIONS. (Any invention made under this Materials Transfer Agreement shall be owned by the Party that invented it and shall be jointly owned if co-invented by both PROVIDER and RECIPIENT.)**

本使用目的において、本研究材料を用いて、改変物、発明、考案、改良およびノウハウ等が得られた場合、受領者はその内容を提供者に通知し、その取扱について協議する。

〈日本語版第7条〉

9. **RECIPIENT agrees to provide PROVIDER with samples of any Modifications made by RECIPIENT to use for PROVIDER’s research and teaching purposes, upon PROVIDER’s prior written request; provided that RECIPIENT shall not be obligated to recreate Modifications that it has already destroyed or disposed of. Data and results generated by RECIPIENT using the MATERIAL or any Modifications (“Results”) shall be owned solely by RECIPIENT.**

受領者は、提供者の事前の書面による申請に基づき、提供者の研究と教育目的のために使用するために、受領者が研究材料を用いて作成した改変物を提供者に提供することに同意する。ただし、受領者はすでに破棄または処分された改変物を再作成する義務はない。本研究材料または改変物(「研究成果」)を使用して受領者が作成したデータと結果は、単独で受領者が所有する。

〈日本語版記載なし。〉

10. **Any MATERIAL delivered pursuant to this Agreement is understood to be experimental in nature and may have hazardous properties. PROVIDER MAKES NO REPRESENTATIONS AND EXTENDS NO WARRANTIES OF ANY KIND, EITHER EXPRESSED OR IMPLIED. THERE ARE NO EXPRESS OR IMPLIED WARRANTIES OF MERCHANTABILITY OR FITNESS FOR A PARTICULAR PURPOSE, OR THAT THE USE OF THE MATERIAL WILL NOT INFRINGE ANY PATENT, COPYRIGHT, TRADEMARK, OR OTHER PROPRIETARY RIGHTS. Unless prohibited by law, RECIPIENT assumes all liability for claims for damages against it and PROVIDER by third parties that may arise from the use, storage or disposal of the Material by RECIPIENT under this Agreement.**

受領者は、提供を受けた本研究材料の使用が第三者の知的財産権やその他の権利を侵害した場合にあっては、受領者の責任において対処する。また、本研究材料の使用によって損失が生じた場合には、受領者の責任で対処し、提供者は一切の責任を負わないものとする。

〈日本語版第8条〉

11. **RECIPIENT agrees to use the MATERIAL in compliance with all applicable statutes and regulations.**

受領者は本研究材料の取り扱いについてはすべての適用法令と規制に従わなければならない。

〈日本語版第10条：一部〉

12. **The Material is provided with a nominal transmittal fee solely to reimburse PROVIDER for its preparation and distribution costs.**

提供者は、本研究材料を受領者に提供し、本研究材料の提供における輸送費は、着払いとする。

〈日本語版第9条〉

13. **In the event that RECIPIENT discontinues or terminates use of the Material, RECIPIENT shall promptly give written notice to that effect to PROVIDER Scientist and shall be responsible for promptly disposing or returning of all the remaining Material in its possession according to PROVIDER’s direction and notice to PROVIDER in written forms immediately afterward.**

受領者が本マテリアルの使用を中止または終了した場合、受領者は速やかに提供研究者にその旨を書面で通知し、提供者の指示に従い、所有している残りのすべての本マテリアルを速やかに処分または返却する責任があり、その直後に書面で提供者に通知するものとする。

〈日本語版第13条〉

14. **This Agreement shall be governed by and construed in accordance with the laws of Japan, without regard to its conflict of law principles.**

本契約は、抵触法の原則にかかわらず、日本国の法律に準拠し、日本国の法律に従って解釈されるものとする。

〈日本語版記載なし。海外への提供の場合のみ記載。〉

15. **Or If an issue not provided for under this Agreement should arise, the Parties shall first try to settle their differences amicably through good faith negotiation between representatives of each Party authorized to bind such Party.**

本同意書に定めのない事項及び本同意書の履行について疑義が生じた場合においては、双方が協議し、円満に解決を図る。

〈日本語版第14条〉

If the foregoing terms are acceptable, please sign in the space below, have a representative of RECIPIENT's Institution sign in the space indicated for the signature, and return one PDF by email of this Agreement. A completely signed copy will be e-mailed to you for your records. The parties agree that copies of signatures (e.g. PDF by emails) have the same effect as original signatures.

上記の条件に同意する場合は、以下の欄に署名し、署名欄に受領者の機関の代表者に署名してもらい、本契約書のPDFを1通電子メールで返送してください。完全に署名されたコピーが、記録用に電子メールで送信されます。両当事者は、署名の写し(例:電子メールによるPDF)が原署名と同一の効果を有することに合意する。
(日本語版記載なし。海外への提供の場合にのみ記載。)

PROVIDER INFORMATION and AUTHORIZED SIGNATURE

PROVIDER Scientist: Dr. (Faculty of)
PROVIDER Organization: University of the Ryukyus
Address: , Japan
Name of Authorized Official:
Title of Authorized Official: President

Signature of Authorized Official

Date

RECIPIENT INFORMATION and AUTHORIZED SIGNATURE

RECIPIENT Scientist (PI): Dr.
RECIPIENT Organization:
Address:
Name of Authorized Official:
Title of Authorized Official:

Signature of Authorized Official

Date:

Certification of Recipient Scientist: I have read and understood the conditions outlined in this Agreement and I agree to abide by them in the receipt and use of the MATERIAL.

受領者の科学者の認定:本契約書に記載されている条件を読み、理解しました。また、本マテリアルの受領および使用に際しては、これらの条件に従うことに同意します。

RECIPIENT Scientist

Date

研究成果有体物無償提供契約書

(前文)

国立大学法人琉球大学（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、乙の下記に示す目的のために次の条項によって研究成果有体物の無償提供契約（以下「本契約」という。）を締結する。

乙の目的：

(提供される研究成果有体物)

第1条 甲は、乙に対し、次の研究成果有体物（以下「本成果物」という。）を無償で提供する。

本成果物の名称：

本成果物の数量：

本成果物の管理研究者名：

(契約保証金)

第2条 契約保証金は免除する。

(成果物の提供)

第3条 甲は乙に対し、本契約締結後速やかに本成果物を引き渡す。

2 乙は、本成果物を受領したときは、甲に対し受領書を提出するものとする。

3 本成果物に関する著作権、産業財産権をはじめとする一切の知的財産権は甲に帰属し、本契約に明示して定める事項を除き、本契約の如何なる定めも本成果物に関する権利についての移転および許諾を定めるものではない。

(費用負担)

第4条 本成果物の作成にかかる実費及び引き渡しに関する費用は乙が負担する。

(乙の義務)

第5条 乙は、提供を受けた本成果物を規定する目的以外に使用してはならない。

2 乙は、臨床目的のために本成果物を使用してはならない。

3 乙は、本成果物を第三者に譲渡し、貸与し、又は担保に供する等の行為をしてはならない。

4 乙は、本成果物を使用して得られた成果を論文等として公表するときは、甲の研究者から提供を受けたものであることを明記するものとし、事前に書面により甲へ公表の方

法及びその内容を通知するものとする。

- 5 乙は、本検討の過程で発明、考案及び意匠の創作（以下、あわせて「発明等」という。）をなした場合、速やかに甲に書面にてその内容を通知し、当該発明等に係る権利の帰属、その取り扱い及び出願の可否・方法等について甲と協議しなければならない。

（本成果物の処分）

第6条 乙は、提供目的による本成果物の使用が終了した場合又は本契約が終了（終了理由の如何を問わない）した場合、機密性の保持および安全性の確保に十分に配慮した方法で、本成果有体物をその費用及び責任にて処分或いは甲に返還するものとする。

（返還）

第7条 乙は本目的が終了したとき、或いは乙が本契約に違反したとき又は甲が特に必要と認めたときは、乙は直ちに返還しなければならない。

（非保証）

第8条 本成果物は、研究の過程において生み出された実験的・研究的性質を有するものであり、甲は乙に対して明示・黙示を問わず一切の保証をしない。また、甲は乙の本成果物の使用・保有によって発生した如何なる結果についても一切その責任を有せず、かつ如何なる損害賠償義務（直接、間接損害を問わない）を負わない。

（秘密保持）

第9条 乙は、甲の文書による事前の承諾を得た場合を除き、本契約に基づき甲から提供され又は開示された本成果物の情報のすべてを秘密にし、第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、この義務は本契約に基づき乙に開示された本成果物の情報のうち、次の各号に該当するものには適用しないものとする。

- (1) 甲から提供又は開示の時点で、既に公知であるもの
 - (2) 甲からの提供又は開示後の第三者の公表により、又は乙の責めに帰すべからざる事由により公知となったもの
 - (3) 提供又は開示の時点で、既に乙の所有に属するもので、書面でこれを証明できるもの
 - (4) 独立したなんらの法的拘束を受けていない第三者によって乙に知らされたもの、ただし、かかる情報が当該第三者によって直接にせよ間接にせよ甲から得られたものではないこと
 - (5) 提供又は開示の時点で、甲から提供された情報に基づかないで、乙において独自に開発・取得した情報で、これを書面で証明できるもの
 - (6) 裁判所の命令又は法律の規定に基づき、乙に対して開示が強制されたもの
- 2 前項の有効期間は、第5条第2項の乙が本成果物を受領したときから、5年間とする。ただし、甲乙協議の上、この期間を延長し、又は短縮することができる。

（新成果創出の取扱）

第10条 乙は、本成果物により新たに研究開発成果が生じたときは、直ちにその内容の詳細を甲に連絡し、その取扱いについて協議するものとする。

2 乙は、前項の新たな研究開発成果を営利目的に利用しようとするときは、直ちにその内容の詳細を甲に連絡し、その利用に関する対価等の取扱いについて協議するものとする。

3 前2項の規定は、本成果物の引渡し後、5年間有効に存続するものとする。

(契約解除)

第11条 甲は、乙が第4条に規定する費用を期限までに支払わないときは、本契約を解除することができる。

2 甲及び乙は、いずれか一方が本契約に定める義務を履行しないときは、本契約を解除することができる。

3 乙は、契約解除を受けた場合は、速やかに残りの成果有体物を甲に返却しなければならない。

(誠実義務)

第12条 本契約に定めのない事項が生じたとき、又はこの契約条件の各条項の解釈につき疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議の上解決するものとする。

(合意管轄)

第13条 本契約は、日本法に準拠し、日本の法律にしたがって解釈されるものとし、本契約から発生する一切の紛争については、那覇地方裁判所を第一審の専属的合意裁判所とする。

この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管するものとする。

平成 年 月 日

(甲) 沖縄県中頭郡西原町字千原1番地
国立大学法人琉球大学
学 長 大 城 肇 印

(乙)

印

研究成果有体物有償提供契約書

(前文)

国立大学法人琉球大学（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、乙の下記に示す目的のために次の条項によって研究成果有体物の有償提供契約（以下「本契約」という。）を締結する。

乙の目的：

(*) サンプル数が多い場合、回数が多い場合は、別途決める書式に目的などを記載する。

(提供される研究成果有体物)

第1条 甲は、乙に対し、次の研究成果有体物（以下「本成果物」という。）を有償で提供する。

本成果物の名称：

本成果物の数量：

管理研究者名： 琉球大学 学部 職名 氏名

(提供対価)

第2条 乙は、本成果物提供の対価として、金〇〇〇円（消費税を含む）を甲に支払うものとする。

2 前項の提供対価には、引き渡しに関する費用も含むものとする。

(代金の支払い)

第3条 乙は、代金等を、甲が発行する請求書により、請求書到着後30日以内にその全額を甲に支払わなければならない。

2 乙は、納付期限までに納付しないときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納額に年5%の割合で計算した延滞金を納付しなければならない。

(成果物の提供)

第4条 甲は乙に対し、本契約締結後速やかに本成果物を引き渡す。

2 乙は、本成果物を受領したときは、甲に対し受領書を提出するものとする。

3 本成果物に関する著作権、産業財産権をはじめとする一切の知的財産権は甲に帰属し、本契約に明示して定める事項を除き、本契約の如何なる定めも本成果物に関する権利についての移転および許諾を定めるものではない。

(乙の義務)

第5条 乙は、提供を受けた本成果物を規定する目的以外に使用してはならない。

2 乙は、臨床目的のために本成果物を使用してはならない。

3 乙は、本成果物を第三者に譲渡し、貸与し、又は担保に供する等の行為をしてはならない。

- 4 乙は、本成果物を使用して得られた成果を論文等として公表するときは、甲の研究者から提供を受けたものであることを明記するものとし、事前に書面により甲へ公表の方法及びその内容を通知するものとする。
- 5 乙は、本検討の過程で発明、考案及び意匠の創作（以下、あわせて「発明等」という。）をなした場合、速やかに甲に書面にてその内容を通知し、当該発明等に係る権利の帰属、その取り扱い及び出願の可否・方法等について甲と協議しなければならない。
- 6 乙は、本検討の終了後3ヶ月以内に、本検討の結果を文書にて甲に報告するものとする。

（本成果物の廃棄、返還）

- 第6条 乙は、提供目的による本成果物の使用が終了した場合又は本契約が終了した場合、甲の指示に従い、機密性の保持および安全性の確保に十分に配慮した方法で、本成果有体物を乙の費用及び責任にて廃棄するか、又は甲に返還するものとする。
- 2 乙が本契約に違反したとき又は甲が特に必要と認めるときは、甲は乙に対し、速やかに本成果物を廃棄又は返還するよう指示することができ、乙はこの指示に従い、機密性の保持および安全性の確保に十分に配慮した方法で、直ちに乙の費用及び責任にて廃棄するか、または返還しなければならない。

（非保証）

- 第7条 本成果物は、研究の過程において生み出された実験的・研究的性質を有するものであり、甲は乙に対して明示・黙示を問わず一切の保証をしない。また、甲は乙の本成果物の使用・保有によって発生した如何なる結果についても一切その責任を有せず、かつ如何なる損害賠償義務（直接、間接損害を問わない）を負わない。

（秘密保持）

- 第8条 乙は、甲の文書による事前の承諾を得た場合を除き、本契約に基づき甲から提供され又は開示された本成果物の情報のすべてを秘密にし、第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、この義務は本契約に基づき乙に開示された本成果物の情報のうち、次の各号に該当するものには適用しないものとする。
- (1) 甲から提供又は開示された時点で、既に公知となっていたもの
 - (2) 甲から提供又は開示された後に、乙の責めによらず公知となったもの
 - (3) 甲から提供又は開示された時点で、既に乙の所有に属するもので、書面でこれを証明できるもの
 - (4) 正当な権限を有する第三者から、守秘義務を負うことなく開示されたもの
 - (5) 甲から提供又は開示された後に、甲から提供された情報によることなく、乙において独自に開発・取得した情報で、これを書面で証明できるもの
 - (6) 裁判所の命令又は法律の規定に基づき、乙に対して開示が求められたもの
- 2 前項の有効期間は、第5条第2項の乙が本成果物を受領したときから、5年間とする。ただし、甲乙協議の上、この期間を延長し、又は短縮することができる。

（新成果創出の取扱）

第9条 乙は、本成果物により新たに研究開発成果が生じたときは、直ちにその内容の詳細を甲に連絡し、その取扱いについて協議するものとする。

2 乙は、前項の新たな研究開発成果を営利目的に利用しようとするときは、直ちにその内容の詳細を甲に連絡し、その利用に関する対価等の取扱いについて協議するものとする。

3 前2項の規定は、本成果物の引渡し後、5年間有効に存続するものとする。

(契約解除)

第10条 甲は、乙が第2条に規定する対価を所定の納付期限までに納付しないときは、本契約を解除することができる。

2 甲及び乙は、相手方が本契約に定める義務を履行しないときは、本契約を解除することができる。

(誠実義務)

第11条 本契約に定めのない事項が生じたとき、又はこの契約条件の各条項の解釈につき疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議の上解決するものとする。

(合意管轄)

第12条 本契約は、日本法に準拠し、日本の法律にしたがって解釈されるものとし、本契約から発生する一切の紛争については、那覇地方裁判所を第一審の専属的合意裁判所とする。

この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管するものとする。

年 月 日

(甲) 沖縄県中頭郡西原町千原1番地
国立大学法人琉球大学
学 長 大 城 肇 印

(乙) (住所)
(機関名)
(職名、氏名) 印

MATERIAL TRANSFER AGREEMENT

THIS MATERIAL TRANSFER AGREEMENT (hereinafter referred to as the “Agreement”), made and entered into [Date] (hereinafter referred to as the “Effective Date”) by and between the University of the Ryukyus, having its principal place of business at 1 Senbaru, Nishihara-cho, Nakagami-gun, Okinawa 903-0213 Japan (hereinafter referred to as “UR”), and [Recipient entity’s name], having its principal place of business at [Address] (hereinafter referred to as the “Recipient”) (UR and the Recipient may be referred to individually as the “Party,” and collectively as the “Parties”).

WITNESSETH:

WHEREAS, the Recipient has requested UR to make available certain material set forth on Appendix attached hereto (the “Material”) to facilitate the scientific research of the Recipient; and

WHEREAS, UR is willing to make the Material available to the Recipient for use in a scientific research field under the terms and conditions provided herein; and

NOW, THEREFORE, UR and the Recipient hereby agree as follows:

Article 1. Material

- 1.1 This Agreement is intended to set forth, in connection with the transfer of the Material from UR to the Recipient, the terms and conditions with respect to the use and handling of the Material, and to thereby ensure the appropriate management of the Material.
- 1.2 UR shall retain exclusive ownership, title, and interest (the “Ownership”) regarding the Material, including any Material contained and/or incorporated in the Modifications (as defined in 1.5 below), as well as intellectual property rights in the Material. Nothing in this Agreement shall be construed as an assignment by UR of the Ownership of the Material.
- 1.3 The “Original Material” means the Material being transferred from UR to the Recipient.
- 1.5 “Modifications” means the substances created by the Recipient that has contained or incorporated the Material.
- 1.6 “Commercial Purposes” means the sale, lease, license, or other transfer of the Material or the Modifications to for-profit organizations. Commercial Purposes shall also include uses of the Material or the Modifications by any organization, including the Recipient, to perform contract research, to screen compound libraries, to produce or manufacture products for general sale, or to conduct research activities that result in any sale, lease, license, or transfer of the Material or the Modifications to for-profit organizations.

Article 2. Transfer of the Material

- 2.1 UR shall transfer the Material to the Recipient (hereinafter referred to as the “Transfer”). The Recipient shall remit payment to UR to cover the cost of replicating and sending the Material to the Recipient (to be invoiced from UR to the Recipient with the amount of due date). Despite the payment of such cost, the transfer of the Material under this Agreement shall not be construed as a

sale of the material to the Recipient.

2.2 UR shall make the initial Transfer under the following conditions:

- (1) Quantity of the Material: [REDACTED] (with a tolerances of five percent (5%) or better)
- (2) Transfer cost: [REDACTED] Japanese yen (not including the Japanese consumption tax)
- (3) Place of delivery (Address):
- (4) Packaging and shipping costs: The Recipient shall bear the actual costs thereof.

2.3 The Parties shall agree upon additional details of the above initial Transfer, if any, in writing.

2.4 In no event shall UR have any liability for any damage of any kind to the Material, including, but not limited to, the time of the Transfer, however, upon the Recipient's reasonable request, UR may deliver a substitute to replace any damaged Material whenever possible and at the cost of the Recipient.

2.5 The Parties may negotiate about any additional transfer of the Material after the initial Transfer whenever appropriate, however, such additional Transfer shall be determined by UR on a case by case basis. UR shall have no obligation to make such additional Transfer of the Material.

2.6 Upon receipt of the Material, the Recipient's scientist (hereinafter referred to as the "Recipient Scientist") shall issue a receipt to UR, provided, however, that the Recipient Scientist may submit to UR a written notice verifying the Transfer of the Material or an electronic equivalent of such notice, instead of a receipt.

2.7 After the Transfer, the Recipient shall be liable for any damage to the Material, except for the damage clearly proven to be attributable to an act or omission on the part of UR, in which case, UR shall Transfer a nondamaged replacement of the damaged Material. The foregoing shall not apply when replacement of the damaged Material is not available, in which case UR may terminate this Agreement by sending written notice to the Recipient.

2.8 The Material shall not be further transferred or distributed to any third party without the prior written consent of UR.

2.9 The Recipient acknowledges that the Material is or may be the subject of a patent application. No express or implied licenses or other rights are provided or granted to the Recipient hereunder any of the patents, patent applications, trade secrets or other proprietary rights of UR. The Recipient shall not take any action conflicting with UR's exclusive ownership of the Material, including any Material contained and/or incorporated in the Modifications.

Article 3. Confidential Information

3.1 The term "Confidential Information" means any technical, proprietary and/or business information disclosed by UR to the Recipient under this Agreement, and which,

- (a) is disclosed in the form of written documents, drawings, samples and/or any other materials, electronic or otherwise, marked or designated in writing as CONFIDENTIAL by UR upon disclosure; or

- (b) is disclosed orally or visually with a notice of confidentiality, which must be reduced to writing within thirty (30) days of the disclosure and such writing must be marked or designated in writing as CONFIDENTIAL and provided to the Recipient.

3.2 Notwithstanding anything to the contrary in Section 3.1, the Recipient's obligations under this Agreement shall not apply to Confidential Information which the Recipient can prove with objective evidences that:

- (a) is in the public domain at the time of disclosure hereunder;
- (b) becomes part of the public domain after disclosure other than due to an act or omission by the Recipient constituting a default under this Agreement;
- (c) Recipient has been in its lawful possession at the time of disclosure, and which has not acquired, directly or indirectly, from UR;
- (d) Recipient has obtained from a third party not under an obligation of confidentiality to UR; or
- (e) the Recipient has legally been required to be disclosed pursuant to law or an order from a governmental authority; provided that UR has been notified and given a reasonable opportunity to take any necessary measure to prevent or otherwise limit such disclosure in advance; and provided further that, in any event, only the information necessary to comply with such law or order shall be disclosed under conditions of confidentiality; or
- (f) has been developed by the Recipient independent of any disclosure from UR hereunder.

3.3 The Recipient agrees to hold all Confidential Information disclosed by UR in strict confidence, and to use at least the same degree of care toward that Confidential Information as the Recipient uses toward its own confidential information, but in all cases at least a reasonable degree of care. The Recipient agrees not to disclose or leak, without prior written consent of UR, any Confidential Information to any third party. However, the Recipient may disclose Confidential Information received from UR to its officers, employees, and researchers who need to know and use the Confidential Information for the purposes permitted in this Agreement, or to its attorneys or other advisors, provided that such recipients have been advised of and have agreed in writing to be bound by legal obligations of confidentiality, and provided further that the Recipient ensures that each of those persons will treat the Confidential Information as confidential in the manner provided herein. The Recipient shall be liable for any breach by any of them of such confidentiality obligations. The Recipient further agrees not to use the Confidential Information for any purposes other than the Research (as defined in Article 4 below). The Recipient's obligation to treat the Confidential Information as confidential shall remain in effect for three (3) years after the termination or expiration of this Agreement.

Article 4. Purposes

4.1 The Recipient shall, at its own cost and responsibility, use the Material and the Confidential Information only for its own research in the scientific research field of [Name of the research field] (hereinafter referred to as the "Research") and for no other purposes including any Commercial Purpose or commercially-sponsored research without a prior written agreement between UR and the Recipient pursuant to Section 7.2.

- 4.2 The Recipient represents and warrants that its use of the Material and the Confidential Information provided by UR will not violate any applicable laws, ordinances, regulations or orders, and shall not include any conduct or acts that may offend public order, morals, or social justice.
- 4.3 The Material shall not be used, whether directly or indirectly, in human subjects under any circumstances, including, but not limited to, clinical trials and for diagnostic purposes involving human subjects.
- 4.4 The Recipient shall not create Modifications without the prior written consent of UR.
- 4.5 If the Recipient wishes to conduct the Research jointly with a third party, the Recipient must obtain prior written consent from UR to such effect and cause such third party to agree in writing to observe and comply with the terms and conditions of this Agreement. The Recipient shall be liable for any breach by such third party of any provision of this Agreement.

Article 5. Warranty and Indemnification

- 5.1 The Material is provided on an “as is” basis. The Material has been developed in the course of UR’s research efforts and shall be understood to be experimental and/or investigative in nature, and may have unknown or hazardous properties. UR MAKES NO WARRANTY TO THE RECIPIENT, EXPRESS OR IMPLIED, STATUTORY OR OTHERWISE, WITH RESPECT TO THE MATERIAL, INCLUDING ANY WARRANTIES OF MERCHANTABILITY, FITNESS FOR A PARTICULAR PURPOSE, OR NON-INFRINGEMENT OF THIRD PARTY RIGHTS. The Recipient agrees and acknowledges that it will accept the Material on an as-is basis and shall rely on its own opinion of such Material with regard to its safety and suitability for the purposes permitted in this Agreement. UR shall not be liable for any results or any direct, indirect or other form of damages arising from the use or possession of the Material by the Recipient.
- 5.2 The Recipient shall indemnify and hold UR free and harmless from any claim, liability or damage arising out of or in connection with the use or possession by the Recipient of the Material or Modification.

Article 6. Results

- 6.1 In the event that the Recipient or Recipient Scientist intends to publish and/or present, in the form of papers, presentations at academic conferences, or otherwise, any and all results and products developed by the Recipient in the course of the Research under this Agreement (hereinafter referred to as the “Results”) of the Research conducted by the Recipient using the Material (hereinafter referred to as “Publications”), the Recipient or Recipient Scientist shall first inform UR about such Results and provide a copy of manuscript for its review at least thirty (30) days prior to any such Publication. Recipient must comply or have the Recipient Scientist comply UR’s instruction to modify the content of the Publication. The Recipient or the Recipient Scientist shall include in such Publication an acknowledgement of UR, including the name of UR and the names of the researchers of UR as co-authors [contributors], as well as quotations from the publications of UR’s researchers (“References”) based on their contribution to the Research.
- 6.2 If the Recipient desires to use or implement the Material, Modification, or the Results for Commercial Purposes, the terms and conditions of such use or implementation shall be decided upon mutual

consultation and agreed upon in writing in good faith between UR and the Recipient.

- 6.3 The Recipient agrees to provide to UR in accordance with UR's request the Modifications and the Results to be used by UR for research and teaching purposes. Under such purpose, the Recipient shall grant UR a royalty free and perpetual license to use such Modifications and Results for such research and teaching purposes.
- 6.4 Subject to Section 4.4, if the Recipient creates Modifications that contain/incorporate the Material, the Recipient agrees to, in advance of any use thereof, to negotiate in good faith with UR to establish the right of ownership thereto and the terms and conditions of any further transfer or use thereof to or by others.
- 6.5 Recipient shall provide prompt written notice to UR of all inventions, intellectual properties, and other significant Results of the Research under this Agreement. Upon such notification, the Recipient shall provide a summary of the inventions, intellectual properties, or Results shall be provided to UR. The Recipient shall also provide UR a report of the Research including inventions, intellectual properties, or Results at least once a year before every anniversary of this Agreement from the Effective Date. A full report of such Results shall be provided by the Recipient if requested by UR.

Article 7. Intellectual Property Rights

- 7.1 The Parties hereby agree that the Results shall be jointly owned by them and the right to obtain any patent based on the Results shall also be owned jointly by UR and the Recipient.
- 7.2 Any patent application claiming any invention made through the use of the Material and/or the Confidential Information provided by UR under this Agreement shall be filed by the Recipient jointly in the names of UR and the Recipient, provided, however, the Recipient agrees to notify UR before the filing of any such patent application. Such notice shall contain sufficient information concerning the subject patent application. Both Parties shall bear the expenses to be incurred in obtaining and maintaining any patent on such invention according to their respective contributions to such invention.

Article 8. Discontinuance of Use of the Material and Confidential Information

- 8.1 Upon the termination of this Agreement, the Recipient shall discontinue the use of the Material and the Confidential Information of UR. Prior to the termination of this Agreement, in the event that the Recipient discontinues or terminates the use of the Material and the Confidential Information of UR, the Recipient shall promptly give written notice to that effect to UR.
- 8.2 In the cases set forth in the preceding Section, the Recipient shall, at its own cost and responsibility, promptly and properly return or dispose of all the remaining Material and the Confidential Information (including any copies thereof) in its possession as instructed by UR, and certify and account to UR in written form immediately afterward regarding its compliance with this provision.
- 8.3 The Recipient shall indemnify and hold UR harmless against any liability arising from any disposal of the Material or Confidential Information.

Article 9. Term

9.1 The term of this Agreement shall be for a period of one (1) year from the Effective Date of this Agreement. This Agreement may be renewed for subsequent periods of one (1) year by the mutual consent in writing of the Parties.

9.2 Notwithstanding the provision of the preceding Section, the provisions of Articles 3, 4, 5, 6.1, 6.2, 7, 8.3, 9.2, 12 and 13 shall survive from the date of termination of this Agreement.

9.3 UR, by sending written notice to the Recipient, may terminate this Agreement immediately at any time if the Recipient violates any of the provisions of this Agreement.

Article 10. Export Control

Upon Transfer or provision of Confidential Information from UR to the Recipient, and/or the Recipient's usage of the Material and the Confidential Information of UR, both Parties shall comply with all applicable laws and regulations, rules and orders (including, but not limited to the Act Concerning Foreign Exchange and Foreign Trade relating to regulated exports or export of technical information of Japan).

Article 11. Force Majeure

Neither Party will be liable for failure or delay in performing the obligations set forth in this Agreement, and no Party will be deemed in breach of its obligations hereunder, if the failure or delay is due to natural disasters or any other cause beyond the reasonable control of such Party, including, without limitation, a case in which UR reasonably believes that it is impossible, unreasonably burdensome or impractical to continue performing the Transfer or to continue with this Agreement, such as labor disturbances or labor disputes of any kind, accidents, failure of any governmental approval required for full performance, civil disorders or commotions, acts of aggression, acts of God, energy or other conservation measures, explosions, failure of utilities, mechanical breakdowns, material shortages, disease, pandemics, thefts, or other such occurrences.

Article 12. Governing Law

This Agreement shall be governed by, and construed in accordance with, the laws of Japan, without regard to its principles of conflicts of law. For the avoidance of doubt, the Convention on the International Sale of Goods shall not apply to any aspect of this Agreement.

Article 13. Dispute Resolution

In case of any matter not provided for herein, or in case of any doubt as to any of the provisions of this Agreement, or in case of any dispute or controversy arising out of or in connection with this Agreement, the Parties hereto shall settle the matter through consultation in good faith between their representatives authorized to settle the matter. Notwithstanding the previous sentence, if the Parties fail to amicably resolve the matter within a period of thirty (30) days (unless mutually extended by the Parties in writing), such matter or controversy arising shall be subject to the exclusive jurisdiction of the district court of Naha, Japan as the court of first instance.

Article 14. Entire Agreement; Amendment/Waiver

This Agreement represents the entire understanding and agreement between the Parties with respect to the subject matter hereof and can be amended, supplemented or changed, and any provision hereof or thereof can be waived, only by a written instrument making specific reference to this Agreement signed by both Parties.

Article 15. Non-Assignment, Severability, and Notices

15.1 Neither this Agreement nor any right, interest or obligation hereunder may be assigned by the Recipient, in whole or in part, either directly or by operation of law, without obtaining the written consent of UR in advance.

15.2 If any provision of this Agreement is found to be void, invalid or unenforceable, the same will either be reformed to comply with applicable law or stricken if not so conformable, so as not to affect the validity or enforceability of other provisions of this Agreement.

15.3 Any notice or communication required or permitted to be given hereunder will be in writing and, except as otherwise expressly provided in this Agreement, will be deemed given and effective (i) when delivered personally or by fax or (ii) when received if sent by email, overnight courier, or mail to following person in charge:

To UR: University of the Ryukyus Office of Intellectual Property 1 Senbaru, Nishihara, Okinawa 903-0213, Japan Tel: +81-98-895-8031 Fax: +81-98-895-8185 E-mail: chizai@to.jim.u-ryukyu.ac.jp	To the Recipient: [Contact information]
--	--

If the foregoing terms are acceptable, please sign in the space below, have a representative of the Recipient's Institution sign in the space indicated for the signature, and return one PDF by email of this Agreement. A completely signed copy will be e-mailed to you for your records. The parties agree that copies of signatures (e.g. PDF by emails) have the same effect as original signatures.

[Provider]

UNIVERSITY OF THE RYUKYUS

By: Hajime Oshiro

Title: President

Date:

UR (Scientist)

By:

Title:

Date:

[Recipient]

[INSERT NAME OF RECIPIENT]

By: [Please write the authority's name of your institute]

Title: [Please write the title of the authority of your institute]

Date:

(Recipient Scientist)

By:

Title:

Date:

List of the Materials

Appendix

国立大学法人琉球大学研究成果有体物取扱規程

平成23年3月29日
制 定

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人琉球大学（以下「本法人」という。）における研究成果有体物の取扱いについて必要な事項を定め、もってその適正な管理を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1)「研究成果有体物」とは、研究・教育の成果として、又は研究・教育を行う過程において得られた材料、試料（試薬、微生物株、細胞株、ウイルス株、植物新品種、核酸、タンパク質、脂質、新素材、土壌、岩石等）、実験動物、試作品、モデル品、実験装置等並びに各種研究成果情報を記録した電子記録媒体及び紙記録媒体であって、学術的価値、財産的価値その他の価値のあるもの（論文、講演その他の著作物等に関するものを除く。）をいう。
 - (2)「職員等」とは、国立大学法人琉球大学職務発明等規程第2条第4号に規定する職員等をいう。
 - (3)「部局長」とは、教育研究等組織の長をいう。
 - (4)「作製」とは、研究成果有体物の創作、抽出又は取得をいう。
 - (5)「提供」とは、研究成果有体物を有償又は無償で外部機関において使用させるために譲渡又は貸与することをいう。ただし、分析依頼のための提供及び特許出願のための生物寄託を除く。
- 2 この規程において、研究成果有体物が増殖・繁殖可能なものである場合には、その子孫・増殖物も研究成果有体物とみなす。

(帰属)

第3条 研究成果有体物は、別段の定めがある場合を除き、原則、本法人に帰属する。

(管理)

第4条 職員等は、研究成果有体物を作製したときは、適正に管理しなければならない。

- 2 職員等は、転退職し、又は在籍関係を終了した時に、部局長の許可なしに、職員等であった期間中に作製した研究成果有体物を持ち出してはならない。
- 3 職員等が転退職し、又は在籍関係を終了した場合で、部局長が認めたときは、当該研究成果有体物を当該職員等に譲渡することができる。

(提供の申出)

第5条 職員等は、管理する研究成果有体物を有償、無償に拘わらず外部機関に提供しようとするときは、所属する部局等の長を経由して、学長に申し出なければならない。

(提供の決定)

第6条 学長は、前条の申出を受理したときは、国立大学法人琉球大学発明審査委員会（以下「発明審査委員会」という。）に研究成果有体物の提供に関する事項を諮問し、その報告に基づき提供するか否かの決定をするものとする。

2 発明審査委員会は、研究成果有体物を外部機関に提供する行為又は当該研究成果有体物が次の各号のいずれにも該当しないことを確認したうえで学長へ報告するものとする。

- (1) 法令及び本法人の規則等に違反するとき。
- (2) 国又は本法人の定める倫理に違反するとき。
- (3) 外部機関の研究者が作製したもので、他の外部機関に対する提供が禁止されているとき。
- (4) 個人の情報を特定することができるとき。
- (5) 臨床由来のヒト試料であるとき。

3 学長は、第1項の規定により研究成果有体物の提供に関する決定を行ったときは、申出の日から2ヶ月以内に当該職員等に通知しなければならない。

（学術・研究開発を目的とする提供）

第7条 学長は、学術・研究開発を目的とする研究成果有体物を提供する場合は、提供先との間で研究成果有体物の提供に関する契約を締結した後、研究成果有体物を提供先に無償で提供することができる。ただし、必要に応じ、提供に要する実費を請求することができるものとする。

（産業利用・収益事業等を目的とする提供）

第8条 学長は、産業利用・収益事業を目的とする研究成果有体物を提供する場合及び前条の目的以外を目的とする研究成果有体物を提供する場合、提供先との間で研究成果有体物の有償提供に関する契約を締結した後、研究成果有体物を提供先に有償で提供することができる。

（補償）

第9条 本法人は、研究成果有体物の提供により収入を得たときは、当該職員等に対して研究成果有体物提供補償金（以下「提供補償金」という。）を支払うものとする。

2 研究成果有体物を作製した職員等が複数ある場合の当該提供補償金は、当該職員等の間における研究成果有体物の作製に対する関与の程度に応じ、これを分配する。

3 国立大学法人琉球大学職務発明等に対する補償金の支払要項第3条は、第1項規定による提供補償金の支払いに準用する。この場合において、「補償金」とあるのは「提供補償金」と、「発明者」とあるのは「作製者」と読み替えるものとする。

（外部機関等からの研究成果有体物の受入）

第10条 職員等は、外部機関等から当該外部機関の研究成果としての有体物（以下「外部研究成果有体物」という。）の提供を受けることができる。この場合、職員等は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 外部研究成果有体物の提供を受ける際に、当該外部機関又は当該外部機関の研究に関与する者の書面による同意を得ることとし、相当の期間、当該書面を保管すること。
- (2) 外部研究成果有体物の提供を受けることが、法令及び本法人の規則等に抵触しないことを確認

すること。

(3) 提供を受ける外部研究成果有体物の取扱いに関する条件があるときは、文書をもってこれを確認すること。

(4) 提供を受ける外部研究成果有体物の取扱いに関し、前号の条件があるときは、これを履行すること。

(守秘義務)

第11条 職員等は、研究成果有体物に関して、既に公表されたもの、公表することが認められたもの及び契約等において開示することが認められたものを除き、必要な期間、それらの秘密を守らなければならない。

2 外部機関等から提供を受けた外部研究成果有体物についても前項同様とする。

3 前項及び第1項の規定は、職員等が転退職し、又は在籍関係を終了した後も適用するものとする。

(研究成果有体物に関するデータ等の取扱い)

第12条 研究成果有体物に関するデータ等の情報の取扱いについては、第5条から前条までの規定を準用する。

(庶務)

第13条 この規程に定める庶務は、総合企画戦略部地域連携推進課において処理する。

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか、研究成果有体物の取扱いに関し必要な事項は、学長の承認を得て地域連携推進機構長が別に定める。

(改廃)

第15条 この規程の改廃は、教育研究評議会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年8月28日)

この規程は、平成26年8月28日から施行し、平成26年7月1日から適用する。

附 則 (平成27年6月23日)

この規程は、平成27年7月1日から施行する。

附 則 (平成28年7月11日)

この規程は、平成28年7月11日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則 (平成30年3月30日)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

令和元年度 琉球大学公開授業計画書

学 部 ・ 学 科	法文学部、国際地域創造学部、地域連携推進機構
授 業 科 目 名 (科 目 番 号)	経済政策特殊講義Ⅳ「社会的インパクト投資概論」 (経済424)
単 位 数	2単位
担 当 教 員 名 (職 名)	高畑明尚(国際地域創造学部 教授)、 畑中寛(地域連携推進機構 特命准教授)
初 回 開 講 日 (曜 日 ・ 時 限)	12月25日 (集中講義)
授 業 時 間	10:20~17:50
開 催 会 場 (教 室)	文系新棟111教室(予定)
受 講 人 員 (5 ~ 1 0 名 以 内)	10人
授業内容(冊子印刷の関係により 100文字以内 でお願いします) 社会的インパクト投資の概論を踏まえた上で、その方法の1つであるソーシャル・インパクト・ボンド(SIB)について、講義とグループワークにより具体的な進め方などを実践的に学習します。	
受講者への連絡方法	
備 考	「アクティブシンクタンク」社会人向け人材育成プログラム 「初級地域公共政策士」認証科目(必修)

■■ 科目番号 経済424			
■■ 開講年度 2019	■■ 開講学期 後学期	■■ 曜日時限 その他	■■ 開講学部等 法文学部総合社会システム学科
■■ 講義コード 202757002	■■ 科目名[英文名] 経済政策特殊講義IV		■■ 単位数 2
■■ 担当教員[ローマ字表記] 畑中 寛 [Hiroshi Hatanaka], 高畑 明尚, 未定 (法文)			

■■ 授業の形態

演習又は実験

■■ アクティブラーニング

学生が議論する、学生が自身の考えを発表する、フィールドワークなど学生が体験的に学ぶ、学生が文献や資料を調べる

■■ 授業内容と方法

近年、経済的な利益だけでなく、社会的な利益、つまり、医療、教育、就労、福祉など様々な社会課題を解決できたかどうかを意図した新しいお金の流れとして、社会的インパクト投資という新しい形の投資がグローバルの潮流となっている。講義では、社会的インパクト投資の概論を踏まえた上で、その手法の一つであるソーシャル・インパクト・ボンド（SIB）について、講義とグループワークにより具体的な進め方などを実践的に学べる内容となっている。SIBとは、行政、サービス事業者、投資家など多様な関係者が連携して社会課題解決に取り組む新しい手法である。特にサービスを行っただけでなく、その結果、社会課題が解決されたかどうかを評価し、評価に連動して支払いが行われることが大きな特徴である。例えば、サービス事業者が投資家からお金を集め、効果的ながん検診受診率向上サービスを提供した結果、従来よりがん検診の受診率が向上し、早期がん患者を多く発見できたでしょう。がんは早期に治療することで生存率が高くなり、医療費も安くなる。こうした成果を第三者が客観的に評価し、行政とあらかじめ合意した成果を達成した場合、行政は投資家へ配当を含めて支払う。これがSIBの仕組みである。成果が出なければ行政からの支払いは行われない。講義ではその基本的な仕組みや最新動向に加え、身近な社会課題をテーマとし、グループワークにより調査を進めるなど実践的なノウハウを習得できる内容となっている。これにより、複雑化する社会課題に対して、多様な関係者を巻き込みながら推進する力、社会課題を分析し、解決したかどうかを評価する力、新しい投資手法などを学び、様々な社会課題に対する力を養いたい。

■■ URGCC学習教育目標

社会性、地域・国際性、コミュニケーション・スキル、情報リテラシー、問題解決力、専門性

■■ 達成目標

- 1.新しいお金の使い方に関心を持ち、一定の知識を習得する（知識・理解／関心・意欲）
- 2.社会課題解決について、成果志向という新しい視点を獲得する（知識・理解）
- 3.社会課題解決に向けた新たな手法を学び、その活用可能性を主体的に考えることができる（思考・判断／技能・表現）

■■ 評価基準と評価方法

終盤に配布するレポート（計800字～1,200字程度）の提出が単位認定の必須要件です。評価基準は、講義内容が十分に理解できていればA、講義内容がある程度理解できていればB、あまり理解できていないものがD、かつろうじて要件を満たすものがDとなります。

■■ 履修条件

とくになし。

■■ 授業計画

- 1 ガイダンス
- 2 基本的な考え方と国内外の動向
 - 1.社会的インパクト投資
 - 2.ソーシャル・インパクト・ボンド
 - 3.社会的インパクト評価
- 3 ソーシャル・インパクト・ボンドの導入プロセス
 - 1.全体の流れ
 - 2.社会的課題と対象者の特定

3. サービスモデルの検討
4. 成果モデルの検討
5. 財務モデルの検討
6. 契約手続き
- 4 演習（グループワーク）
 1. 社会的課題の特定とチームビルディング
 2. 各種モデルの検討
 3. プレゼン
- 5 まとめ

■ ■ 事前学習

ニュース等で関心のある社会課題に関する情報を調べたり、社会的インパクト投資やソーシャル・インパクト・ボンドに関する文献やウェブサイト調べることをお勧めします。

(参考資料等)

・社会的インパクト投資タスクフォース国内諮問委員会「日本における社会的インパクト投資の現状2016」（2016）<http://impactinvestment.jp/2016/09/sii.html>

・ソーシャル・インパクト・ボンド総合サイト<https://www.sib.k-three.org/>

■ ■ 事後学習

学習内容を身近なテーマや事例で検証すること

■ ■ 教科書にかかわる情報

■ ■ 教科書全体備考

■ ■ 参考書にかかわる情報

■ ■ 参考書全体備考

■ ■ 使用言語

日本語

■ ■ メッセージ

昨年度に引き続き、(株) K3社長の幸地正樹さんを講師に招き、日本最新の「社会的インパクト投資」についての授業を行います。授業は、冬季休業中の12月25日～28日までの4日間に集中講義で行います。毎日、2時限～5時限（最終日は4時限まで）です。

また、この講義などを取れば、初級の地域公共政策士という新しい資格が取れます。

この授業は、本学が取り組む「アクティブ・シンクタンク」の社会人向けの人材育成プログラムでもあるため、公開授業として自治体やNPO等の職員が数名～20名程度受講します。「初級地域公共政策士」の認証科目（必修）です。

教室は、文系新棟111（予定）で行います。

■ ■ オフィスアワー

■ ■ メールアドレス

平成31年度 琉球大学公開授業計画書

学 部 ・ 学 科	地域連携推進機構・地域連携企画室
授 業 科 目 名 (科 目 番 号)	琉大特色・地域創生特別講義Ⅴ 「政策立案能力強化プログラム」 (琉95)
単 位 数	2単位
担 当 教 員 名 (職 名)	島袋 純(教育学部教授), 畑中 寛(地域連携推進機構 特命准教授), 宮里 大八(非常勤講師)
初 回 開 講 日 (曜 日 ・ 時 限)	10月12日 (集中講義・ 1～5 時限目)
授 業 時 間	8:30 ～ 17:50 ※開講日時はシラバスを確認
開 催 会 場 (教 室)	地域国際学習センター301講義室
受 講 人 員 (5 ～ 1 0 名 以 内)	10人
<p>授業内容(冊子印刷の関係により100文字以内でお願いします)</p> <p>本科目は、地域活性化及び地域経営の具体的な課題を発見し、現実に即した政策立案を実際に取り組む。</p>	
受講者への連絡方法	課題や休講等についての連絡はメールにて行う。
備 考	「アクティブシンクタンク」社会人向け目的別人材育成プログラム 「初級地域公共政策士」認証科目

科目番号			
琉95			
開講年度	開講学期	曜日時限	開講学部等
2019	後学期	その他	共通教育等科目琉大特色・地域創生科目
講義コード	科目名[英文名]	単位数	
101278002	琉大特色・地域創生特別講義Ⅴ「政策立案能力強化プログラム」	2	
担当教員[ローマ字表記]			
島袋 純, 畑中 寛 [Hiroshi Hatanaka]			

授業の形態

講義、演習又は実験

アクティブラーニング

学生が議論する、学生が自身の考えを発表する、フィールドワークなど学生が体験的に学ぶ

授業内容と方法

地域活性化及び地域経営の具体的な課題を発見し、現実に即した政策立案を実際に取り組む。地域的な課題の発見のために地域のあるべき姿については、国連の持続可能な開発目標（SDGs）を基準として、2030年に定められた達成目標から構築していく。課題解決の方法についても、SDGsによって必須とされる、多様なステイクホルダーが効果的に参加する合意形成のプロセスのあり方を学習し取り組む。

学習プロセスをすべて話し合い学習により進め、グループ共通の認識、共通の解を求め、成果を共有していき、最終的には教室全体の共通の認識と成果の共有を図っていく方法をとる。そのため、ファシリテーション・スキルの修得を重視する。また、PDCAマネジメントサイクルの重要性を理解し、公共政策について、目標（課題）を吟味し、基本施策や事業の達成状況を評価する能力を身に着ける。

URGCC学習教育目標

自律性、社会性、地域・国際性、コミュニケーション・スキル、問題解決力、専門性

達成目標

達成目標は、地域経営とは何かについての認識の修得に加え、ファシリテーション能力の獲得を目指す。

1. 地域的な課題を発見できる。[地域・国際性]
2. 地域的な課題についての人の意見を聞き理解することができる[コミュニケーション・スキル] [社会性]
3. 地域的な課題についての人の意見を評価することができ、質問することができる。[社会性]
4. 地域的な課題についての人の意見を引き出す（ファシリテート）ことができる。[コミュニケーション・スキル]
5. 人の意見と自分の意見の主観性客観性を腑分けし、比較検討することができる。[問題解決力]
6. グループ内（教室内）の多様な意見の調整のために、立ち位置を変えて意見を述べるができる。[コミュニケーション・スキル] [問題解決力]

評価基準と評価方法

1. ワークショップにおける発言内容と発言引き出しのファシリテーションの力を評価する。
2. プレゼンテーションにおける説明能力、質問能力を評価する。
3. 招聘講師の主張を理解できる力をレポートによって評価する。
4. 「地域との協働」の能力を上記1～3を含め総合的に勘案する。

履修条件

特になし。

授業計画

□教室：地域国際学習センター301講義室

10月12日（土）【1時限～5時限】

第1回：授業オリエンテーション（授業の方法、日程、と評価の基準、SDGs他のキー概念の説明）

第2回：政策立案の具体的なイメージの習得（SDGs金沢工業大学カードゲームの実施）

第3回：目標管理型のマネジメントシステムとは何か、なぜ政策立案の前提となるのか

第4回：沖縄県21世紀ビジョン基本計画に基づくPDCAマネジメントサイクル

沖縄市と与那原町の沖縄復興一括交付金事業の評価を試みる、市及び町の総合計画実施計画と、一括交付金事業を洗い出す。

第5回：ワークショップ：現地の事業調査の意義、方法の明確化、聞き取り・視察調査項目の確定

10月13日（日）【1時限～5時限】

第6回：沖縄市一括交付金事業調査及び与那原町一括交付金事業調査の2班に分かれ現地調査

第7回：事業現地調査

第8回：事業現地調査

第9回：調査結果についての調査報告書まとめワークショップ

第10回：調査報告

10月14日（祝）【1時限～5時限】

第11回：SDGsの目標・方法を基準として沖縄市及び与那原町の目標（課題）指標・方法を診る

第12回：沖縄市及び与那原町の総合計画をSDGsの目標・ターゲット・指標で分類し、表を作成

市及び町の総合計画において、SDGsの目標ターゲット指標に照らし合わせて分析し、何ができていて何ができていないか、評価を行う。

第13回：調査した一括交付金事業の事業目標(21CV基本計画上の課題及び評価シート上の成果目標)について、調査結果をもとに再評価

第14回：できていない目標に対して、政策立案を行う。ワークショップでグループの合意形成

第15回：政策のプレゼンテーション

事前学習

参考書を熟読しておくこと。

事後学習

参考書を熟読しておくこと。

教科書にかかわる情報

教科書全体備考

参考書にかかわる情報

参考書全体備考

使用言語

日本語

メッセージ

本科目は「初級地域公共政策士」の認証科目（必修）です。

また、本学が取り組む「アクティブシンクタンク」の社会人向けの人材育成プログラムでもあるため、

自治体、NPO法人や企業等社会人等にも公開授業として社会人にも提供する。

オフィスアワー

島袋純（木曜日2限）、畑中寛（メールにて連絡後対応）

メールアドレス

junshima@edu.u-ryukyu.ac.jp

hiroshi@cs.u-ryukyu.ac.jp

URL

平成31年度 琉球大学公開授業計画書

学 部 ・ 学 科	地域連携推進機構・地域連携企画室
授 業 科 目 名 (科 目 番 号)	総合特別講義区「地域円卓会議マネジメントの技法と実践」 (総99)
単 位 数	2単位
担 当 教 員 名 (職 名)	畑中 寛(地域連携推進機構 特命准教授), 平良 斗星(非常勤講師)
初 回 開 講 日 (曜 日 ・ 時 限)	10月16日 (土 曜日・ 3～5 時限目)
授 業 時 間	12:50 ～ 17:50 ※開講日時はシラバスを確認
開 催 会 場 (教 室)	地域国際学習センター301講義室 ※2/1のみ同センター203講義室
受 講 人 員 (5 ～ 1 0 名 以 内)	10人
<p>授業内容(冊子印刷の関係により100文字以内でお願いします)</p> <p>本科目では、地域社会の課題の解決をめざす対話の場である「沖縄式地域円卓会議」のマネジメントを行える人材を育成するため、ケーススタディを中心に課題解決の手法を学修する総論的な内容を扱います。</p>	
受講者への連絡方法	課題や休講等についての連絡はメールにて行う。
備 考	「アクティブシンクタンク」社会人向け目的別人材育成プログラム 「初級地域公共政策士」認証科目

■■ 科目番号 総99			
■■ 開講年度 2019	■■ 開講学期 後学期	■■ 曜日時限 その他	■■ 開講学部等 共通教育等科目総合科目
■■ 講義コード 101287002	■■ 科目名[英文名] 総合特別講義IX 「地域円卓会議マネジメントの技法と実践」		■■ 単位数 2
■■ 担当教員[ローマ字表記] 畑中 寛 [Hiroshi Hatanaka]			

■■ 授業の形態

講義、演習又は実験、実務経験講師

■■ アクティブラーニング

学生が議論する、学生が自身の考えを発表する、フィールドワークなど学生が体験的に学ぶ

■■ 授業内容と方法

本科目では、地域社会の課題の解決をめざす対話の場である「沖縄式地域円卓会議」のマネジメントを行える人材を育成するため、ケーススタディを中心に課題解決の手法を学修する総論的な内容を扱います。

沖縄式地域円卓会議は、地域で起こっている「困り事」に立ち向かっている方々が、自ら第一声をあげることから始まります。多くのシンポジウムのように、成功事例の紹介から始めるのではなく、まずは統計等を元に事実に向き合い、参加者で共有することを大切にしています。具体的なテーマ決め、テーマの大きさを「食べられるサイズ」にすることが重要です。

本科目では、沖縄式地域円卓会議の手法である、地域の「困り事」を、単独あるいは2者間で協議するのではなく3者以上のステークホルダー（利害関係者）で、意見交換の方法を学んでいきます。様々な事実・視点・評価・事例が提供されるため、地域の「困り事」は研ぎ澄まされ、「社会課題」へと昇華していくプロセスを知ることができます。

また、本科目では、沖縄式地域円卓会議が取り組むテーマと参加者を決めるプロセス、当日の司会者と記録者（ファシリテーショングラフィック）による会議の運営方法を学びます。司会者が、対話を持って地域の社会課題を解きほぐし、どのように参加者の意識を「他人事から自分事（じぶんごと）」に変えていけるかのノウハウを習得します。記録者は、会議で発露された情報を構造化し、その記録は、今後の課題解決に向けてのアプローチの基礎となります。

さらに、実際の円卓会議の運営現場の見学と運営補助を行うことによって、学びを深めていき、最後は地域円卓会議を創るシミュレーションワークショップを体験できる内容となっています。

■■ URGCC学習教育目標

自律性、社会性、地域・国際性、コミュニケーション・スキル、情報リテラシー、問題解決力、専門性

■■ 達成目標

地域円卓会議とは何かについての専門的知識の修得に加え、ファシリテーション能力及びコミュニケーション能力の獲得を目的とします。

1. 地域円卓会議の基礎について理解し、その技法について説明・実践できるようになる。[専門性]
2. 地域円卓会議の関連技法について理解し、会議運営ができるようになる。[社会性][コミュニケーション・スキル]
3. 他人の発想や自分とは異なる考え方を取り入れ、地域円卓会議を円滑に進行できるようになる。[社会性][コミュニケーション・スキル]
4. 地域円卓会議の場にて、他人の意見を引き出す（ファシリテート）ことができる。[地域・国際性][コミュニケーション・スキル]
5. 地域課題解決に向けた地域円卓会議の開催ができるようになる。[地域・国際性][コミュニケーション・スキル][問題解決力]

■■ 評価基準と評価方法

1. 地域円卓会議における発言内容と発言引き出しのファシリテーションの力を評価します。
2. 地域円卓会議における説明と質問のコミュニケーション力を評価します。
3. 調査・分析結果を取りまとめ、記述できる力をレポートによって評価します。
4. 「地域との協働」ができる能力を上記1～3を含め総合的に勘案します。

■■ 履修条件

特になし。

■ 授業計画

□教室：地域国際学習センター 301 講義室（2/1のみ同センター 203 講義室）

10月26日（土）【3時限～5時限】

第1回：ガイダンス（シラバスの解説、授業の方法、日程と評価の基準の説明）

第2回：地域円卓会議について、地域円卓会議の再現

第3回：地域円卓会議ができるまで -1.テーマ決め-

10月27日（日）【3時限～5時限】

第4回：地域円卓会議ができるまで -2.キャストイング-

第5回：地域円卓会議の司会と進行

第6回：地域円卓会議のファシリテーショングラフィック

12月21日（土）【3時限～5時限】

第7回：地域円卓会議 -現場見学と運営体験-①

第8回：地域円卓会議 -現場見学と運営体験-②

第9回：地域円卓会議 -現場見学と運営体験-③

2月1日（土）【3時限～5時限】

第10回：地域円卓会議活用者のインタビュー①

第11回：地域円卓会議活用者のインタビュー②

第12回：地域円卓会議活用者のインタビュー③

2月2日（日）【3時限～5時限】

第13回：地域円卓会議を作るシミュレーションWS①

第14回：地域円卓会議を作るシミュレーションWS②

第15回：授業全体の振り返り（フィードバック）

■ 事前学習

地域円卓会議に関する図書を読んでおくこと。

■ 事後学習

地域円卓会議に関する図書を読んでおくこと。

■ 教科書にかかわる情報

■ 教科書全体備考

■ 参考書にかかわる情報

■ 参考書全体備考

■ 使用言語

日本語

■ メッセージ

本科目は「初級地域公共政策士」の認証科目（必修）です。
また、本学が取り組む「アクティブシンクタンク」の社会人向けの人材育成プログラムでもあるため、自治体、NPO法人や企業等社会人等にも公開授業として社会人にも提供します。

■ ■ オフィスアワー

畑中寛（メールにて連絡後対応）

■ ■ メールアドレス

hiroshi@cs.u-ryukyu.ac.jp

■ ■ URL

平成31年度 琉球大学公開授業計画書

学 部 ・ 学 科	地域連携推進機構・地域連携企画室
授 業 科 目 名 (科 目 番 号)	総合特別講義Ⅷ「ファシリテーションの技法と地域振興」 (総98)
単 位 数	2単位
担 当 教 員 名 (職 名)	畑中 寛(地域連携推進機構 特命准教授), 平井 雅(非常勤講師)
初 回 開 講 日 (曜 日 ・ 時 限)	11月 9日 (土 曜日・ 3～5 時限目)
授 業 時 間	12:50 ～ 17:50 ※開講日時はシラバスを確認
開 催 会 場 (教 室)	地域国際学習センター301講義室 ※11/9のみ同センター203講義室
受 講 人 員 (5 ～ 1 0 名 以 内)	10人
<p>授業内容(冊子印刷の関係により100文字以内でお願いします)</p> <p>本科目では、地域振興及び地域課題解決に活かせるファシリテーションの考え方と技法について座学とグループワークを通して詳しく学ぶとともに、観光まちづくりの動向についても座学と現場視察を行う。</p>	
受講者への連絡方法	課題や休講等についての連絡はメールにて行う。
備 考	「アクティブシンクタンク」社会人向け目的別人材育成プログラム 「初級地域公共政策士」認証科目

■■ 科目番号 総98			
■■ 開講年度 2019	■■ 開講学期 後学期	■■ 曜日時限 その他	■■ 開講学部等 共通教育等科目総合科目
■■ 講義コード 101286002	■■ 科目名[英文名] 総合特別講義Ⅷ「ファシリテーションの技法と地域振興」		■■ 単位数 2
■■ 担当教員[ローマ字表記] 畑中 寛 [Hiroshi Hatanaka]			

■■ 授業の形態

講義、演習又は実験、実務経験講師

■■ アクティブラーニング

学生が議論する、学生が自身の考えを発表する、フィールドワークなど学生が体験的に学ぶ

■■ 授業内容と方法

本科目では、地域振興及び地域課題解決に活かせるファシリテーションの考え方と技法について座学とグループワークを通して詳しく学ぶとともに、観光まちづくりの動向についても座学と現場視察を行う。これらを通して、地域振興や地域課題解決の現場で実践できるようになるためのファシリテーション力やコミュニケーション力を身に付けることを目的とする。

■■ URGCC学習教育目標

自律性、社会性、地域・国際性、コミュニケーション・スキル、情報リテラシー、問題解決力、専門性

■■ 達成目標

- ファシリテーションとは何かについての専門的知識の習得に加え、ファシリテーション能力及びコミュニケーション能力の獲得を目的とする。
1. ファシリテーションの理論と技法を理解し、実践できるようになる[専門性]
 2. 参加者との信頼関係を築き、意見を引き出して合意形成につなげられるようになる[コミュニケーション・スキル]
 3. 地域の現状を観察して課題を抽出し、解決に向けたプロセスを組み立てられるようになる[社会性]
 4. ステークホルダーの多様な価値観・考え方を受け入れて活かしながら地域振興に向けた流れを作ることができるようになる[地域・国際性]
 5. 参加者の多様な能力を活かし、課題解決に受けた動きを作れるようになる[問題解決力]

■■ 評価基準と評価方法

1. ファシリテーションスキル
グループワークにおいて、ファシリテーションの基礎を理解しながら、参加者の発言を引き出し、意見を整理し、その中から地域の現状と課題を抽出し、その解決に向けた合意形成の流れをつくれるかどうか。
2. ファシリテーションマインド
参加者の多様な価値観と考え方をリスペクトして受容し、それぞれの可能性と能力を最大限に活かして課題解決につなげていく機運を醸成できるかどうか。
3. 「地域との協働」の能力を上記1と2を含め総合的に勘案する。

■■ 履修条件

特になし。

■■ 授業計画

□教室：地域国際学習センター301講義室（11/9のみ同センター203講義室）

11月9日（土）【3時限～5時限】

第1回：ガイダンス（シラバスの解説、授業の方法、日程と評価の基準の説明）

第2回：ファシリテーションの基礎知識

第3回：ファシリテーターの役割と実践事例

12月7日（土）【3時限～5時限】

第4回：場づくり・構造化・合意形成

第5回：プログラムデザインの考え方

第6回：プロセスデザインの考え方

12月8日（日）【3時限～5時限】事例：第2次南城市観光振興計画－持続可能な観光まちづくりを目指して－

第7回：観光まちづくり①

第8回：観光まちづくり②

第9回：観光まちづくり③

12月15日（日）【3時限～5時限】フィールド：南城市

第10回：フィールドワーク①

第11回：フィールドワーク②

第12回：フィールドワーク③

1月18日（土）【3時限～5時限】

第13回：ファシリテーター演習①（地域振興に向けたプロセスデザイン）

第14回：ファシリテーター演習②（地域振興に向けたプロセスデザイン）

第15回：最終発表及び振り返り（フィードバック）

■ 事前学習

ファシリテーションに関する図書を読んでおくこと。

■ 事後学習

ファシリテーションに関する図書を読んでおくこと。

■ 教科書にかかわる情報

■ 教科書全体備考

■ 参考書にかかわる情報

参考書	書名	ファシリテーション入門<第2版>			ISBN	4532113989	備考	日経文庫, 1398 ; 129
	著者名	堀公俊著						
	出版社	日本経済新聞出版社	出版年	2018	NCID			

■ 参考書全体備考

■ 使用言語

日本語

■ メッセージ

本科目は「初級地域公共政策士」の認証科目（選択）である。

また、本学が取り組む「アクティブ・シンクタンク」の社会人向けの人材育成プログラムでもあるため、自治体、NPO法人や企業等社会人等にも公開授業として社会人にも提供する。

令和元年度 初級地域公共政策士（科目履修制度）対象科目一覧

資料1

大学科目						初級地域公共政策士認証科目				
No.	学部・学科	科目	学期	曜日	時限	科目名	科目カテゴリー	選択・必修	ポイント	
1	共通教育科目	総合特別講義	後学期	土日集中 5日間	3～5限	地域円卓会議マネジメントの技法と実践	政策研究の基礎知識	必修	2	
2	共通教育科目	琉大特色・地域創生特別講義	後学期	集中 10/12～14	1～5限	政策立案能力強化プログラム		必修	2	
3	旧法文学部	経済政策特殊講義IV	後学期	集中 12/25～28	2～5限	社会的インパクト投資基礎概論	政策の得意分野づくり	【科目グループ】 ソーシャル ファイナンス	必修	2
4	共通教育科目	総合特別講義	後学期	土曜集中 5日間	3～5限	クラウドファンディング実践講座			必修	2
5	共通教育科目	総合特別講義	後学期	土日集中 5日間	3～5限	ファシリテーションの技法と地域振興	政策基礎としての社会人基礎 力	選択	2	
6	共通教育科目	キャリア関係科目	前・後学期	毎週火曜	5限	地域企業（自治体）のお題解決プログラム		選択		

※受講料：1科目4,730円。なお、公開授業を半期間(前期または後期)に2科目以上を受講する場合は、「半期定額料金」により何科目受講しても6,780円となる。

一般財団法人地域公共人材開発機構	初級特別講義	<p>【eラーニング】 必須) オリジナル教材「地域公共人材の地域社会における活躍とは？」新川達郎(同志社大学大学院総合政策科学研究科教授/COLPU代表理事)→レポート提出</p> <p>選択) 地方創生カレッジ「地域公共人材発展－地域公共政策士を目指して－」 ・全7回のうち、2回を選択し受講→レポート提出</p>	政策的思考	必修	2
------------------	--------	---	-------	----	---

※初級特別講義受講料(5,400円)に加え、資格申請時に資格証明発行手数料(3,240円)が必要となる。

12

令和2年度 戦略の進捗状況等に関する調査

82 琉球大学 様式〔進捗状況等〕

ビジョンの概要 (最大文字数200文字以内で記載)	戦略番号	戦略名	戦略の概要 (最大文字数200文字以内で記載)	評価指標	(上段) 基準時点 (中段) 基準値 (下段) 基準値からの伸び率	目標値・実績値・達成状況							平成30年度までの進捗状況 (最大文字数600文字以内程度で記載)	進捗状況を踏まえた令和元年度以降の取組内容 (最大文字数600文字以内程度で記載)	年度ごとの目標値の考え方と最終目標値の妥当性 (最大文字数800文字以内程度で記載)	学内追記：該当指標のみ (平成30年度評価項目①)におけるC評点の所見)
						H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度					
						目標値 (単位：件)	実績値 (単位：件)	達成状況(率)								
3	協働（交流と参画）を核とした産学官連携システムの構築による人材育成	島嶼地域における地域創生と地域イノベーションに向けて、地域社会を支える人材及び地域産業の振興を担う人材の高度化のため、琉球大学に設置する地域連携推進機構が中核となり、大学の教育研究資源と産官民が持つ多様な資源を活用して、地域の声を十分に汲み取りながら、産学官民協働による実践型の教育システムを構築する。	目的別人材育成プログラム開発数（試行的プログラムを含む）：21件（平成33年度までに）	平成28年度	目標値 (単位：件)	6	9	12	15	18	21	地域連携推進機構を中心に、地域社会・産業の発展に繋がるプログラム分野の検討を行い、「地域づくり人材養成分野」、「高度専門職養成分野」、「政策形成能力強化分野」の3分野を設定し、国内外の調査分析、推進体制の整備及びプログラム開発に取り組んだ。具体的には、ポートランド州立大学等によるOBL型人材育成や、京都市における大学連携による取り組みについて調査・分析を行った。 また、機構内に地域連携企画室を設置し、コーディネーターを2名配置し、沖縄産学官協働人材育成円卓会議の下にWGを設置し、プログラム開発に向けた体制整備を行った。 これらの体制を基盤に、平成28年度は「地域づくり人材養成分野：3件（島嶼地域交流ファシリテーター養成講座、ソーシャルキャピタル構築講座、クラウドファンディング実践講座）」、「政策形成能力強化分野：3件（社会的インパクト投資基礎概念、政策立案能力基礎プログラム、政策立案能力強化プログラム）」の6件を試行的プログラムとして開発した。 平成29年度は、新たに「グローバルキャリアデザイン」「地域企業（自治体）お題解決プログラム2」「沖縄型医工連携人材の育成プログラム」の3件を開発し、試行的なプログラムとして実施し、開発プログラム数を9件とすることができた。なお、「高度専門職養成分野」では地域ニーズ調査を踏まえた対象領域として「情報セキュリティ」を設定し、WGにおいて具体的なカリキュラム等について検討し、プログラム実施に向けたセミナーを実施した。 平成30年度は、新たに「地域円卓会議マネジメント講座」、「キャリアデザインとジェンダーⅡ」、「星空案内人養成講座」、「地域の子どもを支援するインクルーシブ教育推進人材の育成プログラム」、「地域子ども総合支援者基礎講座」、「地域子ども総合支援者養成講座」、「IoTシステムセキュリティ実践講座（基礎編）」、「ブロックチェーンパイロットコース」の8プログラムを開発し実施し、「ブロックチェーン技術基礎講座」、「ブロックチェーン技術応用講座」の2件を試行的プログラムとして開発した。目標値も12件のプログラムに対して、19件のプログラムを開発し順調に進捗している。また、これまで開発したプログラムのうち、地域円卓会議マネジメント講座、政策立案能力強化プログラム、社会的インパクト投資基礎概念、クラウドファンディング実践講座、島嶼地域交流ファシリテーター養成講座、地域企業（自治体）お題解決プログラムの6プログラムについては、一般財団法人地域公共人材開発機構（COLPU）が、初級地域公共政策士の資格が取得できる教育プログラムとして、本学が開発したプログラムが公共領域における課題解決能力を証明するプログラムとしての社会的認証を受け、本学が開発したプログラムが重層的にも質的にも優れたものとして外部評価を受けた。	最終目標値は、21件と設定している。本学では、沖縄産学官協働人材育成円卓会議の下に設置されているワーキンググループと連携し、目的別人材育成プログラムの開発を行うこととしている。目的別人材育成プログラムは3分野（「地域づくり人材養成分野」「高度専門職養成分野」「政策形成能力強化分野」）からなり、各分野において、初年度2件、その後、毎年度1件のプログラムの開発（6年間で累積21件）を円卓会議ワーキンググループの目標としていることから、本学の目標として妥当である。 沖縄地域人材の育成・輩出を強力に推し進めていくためのプラットフォームである「沖縄産学官協働人材育成円卓会議」と連携し、地域ニーズを各プログラムの開発・検証へ適切に反映する形でその内容を充実・発展させるとともに、その受講生からのプログラム内容に関するフィードバックを得ながら、PDCAサイクルを実施することでプログラムの完成を目指すものである。 年度ごとの目標値は、平成28年度は基準値に対し6件増、その後は3件/年を設定している。これは、平成28年度はプログラムの開発に重点的に取り組み6件の試行的プログラム開発を目標とし、その後は、開発したプログラムの検証・改善と並行し、新たなプログラムを「開発（6ヶ月）・試行（6ヶ月～1年）・検証（3ヶ月）・改善（3ヶ月～6ヶ月）」のサイクル（約2年）で充実させること見込んでいるためであり、年度ごとの目標値の水準としても適切であると考えられる。 また、目的別人材育成プログラムは、沖縄産学官協働人材育成円卓会議との連携により随時拡大させつつ、産学官連携によるプログラム評価を通じて、その質的保証（地域認証システム等）に繋げることで、地域における各分野の中核人材を創出するものである。 なお、本戦略は、協働を核とした産学官連携システムの構築による人材育成を掲げており、沖縄産学官協働人材育成円卓会議と連携した人材育成プログラムの開発数は、戦略の進捗状況を図る指標として適切であり、職業に必要な知識やスキルを生産を通じて身に付けるための社会人の学び直しの推進に繋げるものである。 目標値を21件に設定した理由としては、各分野において初年度2件、その後、毎年度1件のプログラムの開発を目標としているが、開発するプログラムは新たな価値の創造や国際性など、円卓会議の提言による先進的なプログラムの目標を踏まえたものであることから、地域ニーズに基づく高い目標値であると言える。例えば、全国的にも初めてのプログラムとして「クラウドファンディング実践講座」、「沖縄型医工連携人材の育成プログラム」、「地域円卓会議マネジメント講座」、「キャリアデザインとジェンダーⅡ」など、沖縄県では初めての試みであるだけでなく、全国の大学においても未だ対応が少ない分野の講座である。また、戦略3に掲げた「地域の声を十分に汲み取りながら、産学官民協働による実践型の教育システムを構築する」ため実施する、自治体や産業界など地域の代表者で構成する協議体で議論され開発された人材育成プログラムは、他の国立大学においては、未だ実施されておらず、本学独自の先進的な取り組みであると言える。	評価の観点として掲げられている「戦略の推進によって目指す成果等の水準について、これまでの実績や実現可能性も踏まえた考え方が適切であるか。なお、その目指すべき目標値等については、社会からの期待を踏まえ国立大学が目指すべき成果等の水準として適切であるか。」について、本指標は平成33年度に目的別人材育成プログラム開発数を21件にすることを旨とするが、何故21件の増加を目指すのかという目指す水準に関するベンチマーク等の説明が十分でなく、21件の具体的な根拠が明確でないことから、C評点とする。		
			地方公共団体等との包括連携協定に基づき創出される人材育成連携事業数：100件（平成33年度までに）	平成27年度末	目標値 (単位：件)	50	60	70	80	90	100	本学では、第2期中期目標期間末までに沖縄県を含む6つの地方公共団体（沖縄県、宜野湾市、西原町、読谷村、中城村、奄美群島広域事務組合）と締結した包括連携協定を基盤に地方創生、産業振興及び人材育成等の取組を各地方公共団体と本学の各部署が連携して実施してきた。 第3期中期目標期間においても、包括連携協定を基盤とした連携事業の活性化を図っており、平成28年度は、目標値40件に対し54件の連携事業を実施することができた。特筆すべき事業として、西原町との連携事業「NS2BP Nishihara Student Social Business Project」を実施しており、これは地域の教育力向上を目的とし、西原町在住の高校生と本学の学生が、地元生産者や商工関係者、地方公共団体等と連携し、地域とともに課題解決に取り組むソーシャルビジネスプロジェクトの促進・支援を行うものであり学生の地域志向教育と地域の人材育成に繋げる連携である。なお、地域の教育力として学校の枠を超えた本取組の先進性が認められ、平成29年度には、文部科学省生涯学習政策局において、報告会を行ったところである。 平成29年度には、更に4つの地方公共団体（沖縄市、糸満市、竹富町、竹富町）と包括連携協定を締結し更なる連携事業を進め、目標値60件に対し67件を実施することができ、成果も着実に進捗しているところである。特筆すべき事業として、糸満市との連携により、次世代産業人材育成・キャリア教育・国際交流を目的として「Energy Challenge Okinawa 2017 国際競技大会（手作り電気自動車（EV）のレース）」を開催を支援し、沖縄からグローバルな視野を持ったイノベーションを生み出せる子どもたちの育成に繋げる取組を行うなど、幅広い分野での連携事業を実施している。 平成30年度は、目標値70件に対して76件の事業を実施することができ、成果も着実に進捗している。特筆すべき事業として、宜野湾市との連携により市の職員を対象とした採用3年目研修、7年目研修、管理職研修及び貧困対策の支援員研修を本学の教員が講師となり実施することができ、自治体職員の能力強化を系統立てて実施することができた。	最終目標値は、基準値として設定した第2期中期目標期間における包括連携協定を締結した地方公共団体等との人材育成に関する連携事業数24件/年に対して、第3期中期目標期間に76件増加（約4倍）させる100件とすることとして高い水準で設定している。この目標値は、平成26年度までに包括連携協定を締結した地方公共団体4団体（中城村、読谷村、西原町、奄美群島広域事務組合）及び平成27年度には締結した2団体（沖縄県、宜野湾市）との人材育成に関する連携事業数24件（27年度時点）の半数の約10件/年を増加させることで達成されるものである。 本学は、7学部、3機構有しており、10の学部・機構が毎年、1件の連携事業を増やすことにより達成する目標としている。 年度ごとの目標値は、上記より10件増加/年として設定しているが、平成28年度についてのみ基準値から26件増として設定している。これは、第3期中期目標期間における取り組みの効果が現れる時期を考慮したことによるものである。なお、目標の達成に向けて第3期中期目標期間においては、地域連携推進機構を中核とし、各部署と地方公共団体との包括連携協定に向けた「つなぎ」の活性化を行うことで、既存の連携事業を継続して実施しつつも、地方公共団体のニーズや要望を踏まえ、新たな事業展開についてもコーディネートし、地域に根ざした人材育成に関する連携事業拡大を図るものである。 なお、本戦略は、協働を核とした産学官連携システムの構築による人材育成を掲げており、戦略の達成のためにも、包括連携協定を締結した地方公共団体との連携した人材育成事業数は、戦略の推進状況を図る指標として適切であり、包括的な連携体制による持続可能な推進体制（コンソーシアム）を構築するとともに、併せて地方行政、地域産業における地方大学の役割・位置づけを強化に繋げるものである。 本指標については、戦略3に掲げた「産学官民協働による実践型の教育システムを構築する」を実施するためにも必要な本学独自の指標としているが、他の大学等では、同様の指標がないことから比較することはできない。	評価の観点として掲げられている「戦略の推進によって目指す成果等の水準について、これまでの実績や実現可能性も踏まえた考え方が適切であるか。なお、その目指すべき目標値等については、社会からの期待を踏まえ国立大学が目指すべき成果等の水準として適切であるか。」について、本指標は平成33年度に地方公共団体等との包括連携協定に基づき創出される人材育成連携事業数を100件にすることを旨とするが、何故100件を目指すのかという目指す水準に関するベンチマーク等の説明が十分でなく、100件の具体的な根拠が明確でないことから、C評点とする。		
				#DIV/0!	達成状況(率)	100.0%	100.0%	158.3%			42.9%					

令和2年度 戦略の進捗状況等に関する調査

ビジョンの概要 (最大文字数200文字以内で記載)	戦略番号	戦略名	戦略の概要 (最大文字数200文字以内で記載)	評価指標	(上段) 基準時点 (中段) 基準値 (下段) 基準値からの伸び率	目標値・実績値・達成状況						平成30年度までの進捗状況 (最大文字数600文字以内程度で記載)	進捗状況を踏まえた令和元年度以降の取組内容 (最大文字数600文字以内程度で記載)	年度ごとの目標値の考え方と最終目標値の妥当性 (最大文字数800文字以内程度で記載)	学内追記：該当指標のみ (平成30年度評価項目①におけるC評点の所見)
						H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度				
						目標値 (単位：人)									
			地域リーダーの育成（地域創生副専攻の受講者数及び寄附講義の受講者数）：600人（平成33年度までに）	0	平成28年度	100	200	300	400	500	600	<p>本学では、戦略に掲げる「島嶼地域における地域創生と地域イノベーションに向けて、地域社会を支える人材及び地域産業の振興を担う人材の高度化」を達成するため、第3期中期目標期間において、自治体や地元企業のニーズを踏まえた地域人材を育成するためのカリキュラムを企業等と開発し地域リーダー育成に向けた取組を推進している。</p> <p>平成28年度は、共通教育課程における「地域志向科目」として地元企業のCAアドバンスや沖縄銀行、大手企業のGoogleやサイバーエージェントの専門人材による科目を寄附講義として開講している。</p> <p>また、平成29年度からは、地域創生に係る体系的な学習の機会を提供し、地域の持続・発展に向け、地域の未来を着実に切り開くことのできる高度人材の育成を目指すため、「地域創生副専攻」を設置し、卒業後に地域のリーダーとして活躍できる人材を育成する取組を開始した。さらに、学内での能動的学習を重視する「地域創生理解科目（入門編）」に加えフィールドワークやプロジェクト型の学習を重視する「地域創生活動・実践科目（実践編）」も取り入れるなど、地域に関する深い学びを得られるカリキュラムとするとともに、年度ごとに講義のカリキュラムの見直し改善を図ることで、地域課題に適切に対応できる人材育成に取り組んでいるところである。</p> <p>これらの取組により、平成28年度は、目標値100名に対し、105名の受講者（Google、サイバーエージェント、CAアドバンス及び沖縄銀行による寄附講義「地域創生のためのデジタルマーケティング入門」）を達成することができた。また、平成29年度は、目標値200名に対し、346名の受講者（寄附講座 4科目（地域創生のためのデジタルマーケティング入門、沖縄美ら島地域資源活用論、地域創生のためのデジタルマーケティング実践、沖縄の航空事業と地域振興）321名。地域創生副専攻登録学生25名）を達成し、成果も着実に進捗している。</p> <p>平成30年度は、目標値300名に対して、393名の受講者（寄附講座5科目（地域創生のためのデジタルマーケティング入門、沖縄美ら島地域資源活用論、地域創生のためのデジタルマーケティング実践、沖縄の航空事業と地域振興、沖縄の航空事業と地域振興2（演習）324名。地域創生副専攻登録学生97名）を達成し、成果も着実に進捗している。</p>	<p>最終目標値は、自治体や地元企業のニーズを踏まえた地域リーダー人材を育成するためのカリキュラム（地域創生副専攻の受講者数及び寄附講義）の受講者数を600名とすることとして設定している。この目標値は、COC+事業で目標として掲げている「卒業生の県内就職率向上：平成31年度 75%（約675名）」のうち約9割に「地域リーダー人材育成に関する授業科目」を受講させることで達成されるものであり、また、本学の就職者数約900名/年度の67%に相当する水準であることから、本学の目指す水準として妥当である。</p> <p>年度ごとの目標値は、最終目標値である600名を達成するために100名/年を設定している。第2期中期目標期間では、同様の取組はなかったため、基準値となる値は設定していないが、地域連携推進機構を中心とし、地方公共団体や地元企業が求める地域人材を育成するためのカリキュラムを企業等と協働で開発するとともに、寄附講義についても、企業や学生のニーズを踏まえた見直しを行い、継続開講科目の充実や、新たな演習科目の新規開講を行うことと、受講者の拡大を図るとともに、COC+事業をモデルとした学内展開により、地域の持続・発展に向け、地域の未来を着実に切り開くことのできる高度人材の育成を目指す取組を推進することで達成するものである。</p> <p>なお、本戦略は、協働を核とした産学官連携システムの構築による人材育成を掲げており、戦略の達成のためにも、企業等と有機的に連携した実践的な教育の展開の取組状況を図るものとして、これらの講義受講者数を指標としており、外部の専門人材を活用した社会のニーズを見据えた実践的教育的の充実に繋げるものである。</p>	<p>学内追記：該当指標のみ (平成30年度評価項目①におけるC評点の所見)</p>	
実績値 (単位：人)	105	346			393										
達成状況 (率)	105.0%	173.0%			131.0%			57.7%							

全員に返信 | 削除 迷惑メール | ...



追加連絡【依頼】令和2年度概算要求関係 戦略の進捗状況調書の作成について（8/29ㄨ切）



財務部 財務企画課 予算・資金運用係

08/20 (火), 16:03

総合企画戦略部 研究推進課 研究推進係; 総合企画戦略部 地域連携推進課 課長

全員に返信 |

受信トレイ

2019/08/30 19:05 に返信しました。

研究推進課 式田係長
地域連携推進課 大城代理
cc : 地域連携推進課企画係御中

お世話になっております。財務企画課植田です。

過日依頼させていただいた戦略の進捗状況調書に関し、文科省へ、昨年度、評価項目①でC評価であった指標にかかる「具体的な改善及び今後の評価方法」について確認をしましたが、先方から明確な回答は示されなさそうな雰囲気です。

恐れ入りますが、対象となる指標に関して「年度ごとの目標値の考え方と最終目標値の妥当性」について何らかの追記等の対応を頂けるようお願いします。

なお、当該項目の評価は予算の増減には影響がない予定とされていますので、申し添えます。

以上です。

申し訳ございませんが、ご対応のほどよろしく申し上げます。

+++-----
〒903-0213 沖縄県西原町字千原 1 番地
国立大学法人琉球大学
財務部財務企画課 予算・資金運用係 植田 聡
TEL : 098-895-8048
FAX : 098-895-8051
E-mail : zkyosan@acs.u-ryukyu.ac.jp
-----+++

-----Original Message-----

From: 財務部 財務企画課 予算・資金運用係 <zkyosan@acs.u-ryukyu.ac.jp>

Sent: Wednesday, August 7, 2019 10:41 AM

To: 総合企画戦略部 研究推進課 研究推進係 <knknkyu@acs.u-ryukyu.ac.jp>; 総合企画戦略部 地域連携推進課 企画係 <chikikaku@acs.u-ryukyu.ac.jp>; 学生部 教育支援課 教育支援係 <kyshien@acs.u-ryukyu.ac.jp>; 医学部 経営企画課 予算係 <ikeys@acs.u-ryukyu.ac.jp>

全員に返信 | 削除 迷惑メール | ...



Subject: 【依頼】令和2年度概算要求関係 戦略の進捗状況調書の作成について (8/29ㄨ切)

各機構等担当係長 殿
c c : 財務企画課各位

お世話になっております。財務企画課植田です。

昨日お知らせした件について、「調書作成に当たっての留意点」及び「作業用エクセルファイル」を作成しましたので送付します。

お手数ですが、留意事項についてご確認頂き【 8月29日(木) 】までにご提出ください。

ご多用の折恐縮ですが、どうぞよろしくお願いいたします。

【添付ファイル】

- ・ 令和2年度概算要求戦略進捗状況 留意点
- ・ 令和2年度 戦略の進捗状況等に関する調書 作業用ファイル
- ・ 平成31年度評価結果 (参考)
- ・ 平成31年度C評価所見 (参考)

ご不明な点等あれば、ご連絡下さい。

どうぞよろしくお願いいたします。

+++-----
〒903-0213 沖縄県西原町字千原1番地
国立大学法人琉球大学
財務部財務企画課 予算・資金運用係 植田 聡
TEL : 098-895-8048
FAX : 098-895-8051
E-mail : zkyosan@acs.u-ryukyu.ac.jp
-----+++

-----Original Message-----

From: 財務部 財務企画課 予算・資金運用係 <zkyosan@acs.u-ryukyu.ac.jp>

Sent: Tuesday, August 6, 2019 4:29 PM

To: 総合企画戦略部 研究推進課 研究推進係 <knknkyu@acs.u-ryukyu.ac.jp>; 総合企画戦略部 地域連携推進課 企画係 <chikikaku@acs.u-ryukyu.ac.jp>; 学生部 教育支援課 教育支援係 <kyshien@acs.u-ryukyu.ac.jp>; 医学部 経営企画課 予算係 <ikeys@acs.u-ryukyu.ac.jp>

Cc: 財務部 財務企画課 課長代理 (総括・予算) <zkhosasy@acs.u-ryukyu.ac.jp>; 財務部 財務企画課長 <zkkacho@acs.u-ryukyu.ac.jp>

Subject: FW: (追加送付: 戦略の進捗状況) 【文科省・国立課】令和2年度概算要求関係資料の提出について (依頼)

各位

お世話になっております。財務企画課植田です。

以前よりお知らせしておりました、概算要求「戦略の進捗状況等に関する調書」について、文科省から送付がございましたので、取り急ぎ転送させていただきます。

以下、連絡事項です。

🔄 全員に返信 | ▼ 🗑 削除 迷惑メール | ▼ ...



ました。

- ・ 様式の変更はありません。
- ・ 評価項目が2点設定されているが、予算への反映は指標の進捗（評価項目②）により行うこととされました。
- ・ 昨年度評価で「評価項目①でC評価であった場合」は、改めて目標値の妥当性を説明する必要があります。

学内での対応方針（指標の見直し等）や学内提出期限等は、改めてご連絡させていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

+++-----

〒903-0213 沖縄県西原町字千原1番地
国立大学法人琉球大学
財務部財務企画課 予算・資金運用係 植田 聡
TEL : 098-895-8048
FAX : 098-895-8051
E-mail : zkyosan@acs.u-ryukyu.ac.jp

-----+++

-----Original Message-----

From: 法人化 <hojinka@mext.go.jp>

Sent: Tuesday, August 6, 2019 3:22 PM

To: 法人化 <hojinka@mext.go.jp>

Subject: (追加送付：戦略の進捗状況)【文科省・国立課】令和2年度概算要求関係資料の提出について
(依頼)

受信確認のため、hojinka@mext.go.jp 宛に返信をお願いします。

件名：00【〇〇大学】令和2年度概算要求関係資料（進捗状況）受信
(本文不要、00には法人番号を記載)

各国立大学法人予算担当課長・係長 殿

平素よりお世話になっております。

文部科学省国立大学法人支援課でございます。

「令和2年度概算要求関係資料の提出について（依頼）」（令和元年6月12日付元文科高第128号）にて後日送付としていた、機能強化の方向性に応じた重点支援に関する資料のうちの戦略の進捗状況等に関する調書につきまして、その様子を添付しますので、下記により提出いただきますようお願いいたします。

【提出期限】

令和元年9月13日（金）17時 必着

【提出部数】

電子媒体 1部（※紙媒体での提出は不要）

【提出方法】

電子メール添付（※CD-R等の提出は不要）

・提出先：hojinka@mext.go.jp

・件名：00【〇〇大学】R2 戦略の進捗状況等（提出）

【調書作成に当たっての留意事項】

・戦略ごとにシートを分割する等複数シートにはせず、1シートにて作成願います。

・シート名「00」は法人番号に変更願います。

・ヘッダー「00_〇〇大学」を法人番号・法人名に変更願います。

・その他、記入要領の記載事項に従って作成してください。

【報告1】 5 / 18 ページ

 全員に返信 |   削除 迷惑メール |  ...



以上、よろしくお願いいたします。

【本件担当】

高等教育局国立大学法人支援課総括係

電話：03-5253-4111 内線：3083、3339

FAX：03-6734-3388

研究振興局学術機関課大学研究所・研究予算総括係

電話：03-5253-4111 内線：4298、4170

FAX：03-6734-4086

令和2年度概算要求関係資料「戦略の進捗状況等に関する調書」にかかる留意点について

標題の件について、文科省からの通知文等を踏まえ、以下のとおり留意点等を整理した。

1. 調書作成にあたっての留意点

- ✓ 平成30年度までは、当該年度に拠出される単年度の機能強化促進係数影響額を当該年度評価に基づき再配分を実施していたが、令和元年度以降はこれまでの継続分を含めて、本年度の評価結果を活用して再配分を実施することとされた。そのため、評価結果に基づく再配分率の影響が大きくなることから、慎重な対応が必要。
- ✓ 一方、令和元年度から「新たな評価・資源配分の仕組み」が導入され、機能強化経費の基幹経費化が行われており、重点支援の枠組みにおける評価対象経費は縮小。
- ✓ 平成30年度までは、各年度のPDCAサイクルの確立を促す観点から、各大学の自己評価の判断理由も評価の観点とされていたが、令和元年度以降は客観的な実績値に基づき、進捗を確認することとされ、基準値及び年度ごとの目標値等以上の実績等を達成しているか否かで評価される。

2. 具体的な作業

① 指標の見直しについての検討

- 「外的要因や大学の責めに帰さない理由」「平成30年度までの実績を踏まえてより高い目標値を目指す場合」「昨年度の評価項目①：指標の適切性で“C評価”と評価された指標」は、目標値や指標の変更も可能とされている。
- しかし、評価項目①の評価結果は予算配分へは反映されないため、実績値の進捗（評価項目②）が十分な場合、積極的に指標を変更する必要はないと思われる。ただし、より適切な指標の提案が可能な場合はこの限りではない。
- 「指標全体」「各年度の目標値」「最終目標値」のいずれかを見直す場合は文部科学省への事前相談が必要。
- 各機構等で、昨年度の評価結果・指標の進捗を踏まえて検討の上、いずれかを見直す場合は8月21日（水）までに財務企画課へ相談すること。

② 戦略の進捗状況等に関する調書の作成

【調書全体】

- 昨年度の調書をもとに、戦略・評価指標・基準値等を記入しております。
- その他の欄は、昨年度の記載事項を参考まで記載しています。
- 欄外（エクセル：Q列）に昨年度評価項目①で“C評価”であった指標について、文科省所見を記載しています。
-

【平成30年度実績値】

- 全ての指標において記入ください。
- 数値については、原則、昨年度と同様の考え方で算出下さい。

【平成 30 年度までの進捗状況】

- 全ての指標において記入ください。
- 年度毎の取組の具体的な内容を含め記載する必要がありますので、昨年度記載を参考に平成 30 年度の取組を追記ください。

【進捗状況を踏まえた令和元年度以降の取組内容等】

- 平成 30 年度実績値が平成 30 年度目標値を下回る指標についてのみ記入ください。
- その際は、目標値に達成していない理由について分析した上で、今後の改善方を具体的に記載してください。
- 今後の改善方策については、これまでの取組状況の説明を踏まえ、具体的に何を改善するのか、これまでとの違いが具体的にわかるように記入ください。

【年度ごとの目標値の考え方と最終目標値の妥当性】

- 昨年度の評価項目①でC評価であった指標については、欄外記載の「評価項目①におけるC評点の所見」を踏まえた「改善点等」を記入してください。
- 昨年度の評価項目①でB評価であった指標については、各年度の目標値や最終目標値を変更した場合のみ記載下さい。

3. スケジュール（予定）

8月 7日（水）	各機構等へ照会	
8月 21日（水）	指標を見直す場合における財務企画課への相談期限	
8月 29日（木）	戦略調書学内提出期限	
～	財務企画課検証期間	
9月 日（ ）	文科省相談（調書）	} 必要に応じて対応
～	各機構等再調整 学長・役員（機構長）等で最終確認	
9月 13日（金）	文科省送付	

以上

評価項目①におけるc評点の所見

大学名	評価指標	(上段) 基準時点 (中段) 基準値 (下段) 基準値からの 伸び率	目標値・実績値・達成状況						評価項目① 評点	評価項目①所見	
				H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度			H33年度
琉球大学	特色4分野の論文数：181報/年	平成27年度 時点	目標値 (単位： 報)	145	150	155	163	171	181	C	評価の観点として掲げられている「戦略の推進によって目指す成果等の水準について、これまでの実績や実現可能性も踏まえた考え方が適切であるか。なお、その目指すべき目標値等については、社会からの期待を踏まえ国立大学が目指すべき成果等の水準として適切であるか。」について、本指標は平成33年度に特定4分野の論文数を基準値から28%増(181報/年)に増やすことを目指すこととしているが、何故28%増(181報/年)の増加を目指すのかという目指す水準に関するベンチマーク等の説明が十分でなく、181報の具体的な根拠が明確でないため、目指す水準の妥当性が判断できないことから、c評点とする。
		141	実績値 (単位： 報)	151	151						
		107.1%	達成 状況 (率)	104.1%	100.7%				83.4%		
	異分野融合による研究の実 施：15件/年	平成27年度 末時点	目標値 (単位： 件)	10	11	12	13	14	15	C	評価の観点として掲げられている「戦略の推進によって目指す成果等の水準について、これまでの実績や実現可能性も踏まえた考え方が適切であるか。なお、その目指すべき目標値等については、社会からの期待を踏まえ国立大学が目指すべき成果等の水準として適切であるか。」について、本指標は平成33年度に異分野融合による研究の実施件数を基準値である平成27年度から7件増加させた15件/年を目指すこととしているが、何故15件/年を目指すのかという目指す水準に関するベンチマーク等の説明が十分でなく、15件の具体的な根拠が明確でないため、目指す水準の妥当性が判断できないことから、c評点とする。
		8	実績値 (単位： 件)	13	14						
		175.0%	達成 状況 (率)	130.0%	127.3%				93.3%		
	国際共同プロジェクトの活 性化(第2期中期目標期間よ り増加)	第2期中期目 標期間平均	目標値 (単位： 件)	12	13	14	15	16	17	C	評価の観点として掲げられている「戦略の推進によって目指す成果等の水準について、これまでの実績や実現可能性も踏まえた考え方が適切であるか。なお、その目指すべき目標値等については、社会からの期待を踏まえ国立大学が目指すべき成果等の水準として適切であるか。」について、本指標は平成33年度に国際共同プロジェクトを第2期平均の11件/年から6件/年を増加させることを目指すこととしているが、何故6件/年を目指すのかという目指す水準に関するベンチマーク等の説明が十分でなく、17件の具体的な根拠が明確でないため、目指す水準の妥当性が判断できないことから、c評点とする。
		11	実績値 (単位： 件)	12	15						
		136.4%	達成 状況 (率)	100.0%	115.4%				88.2%		

評価項目①におけるc評点の所見

大学名	評価指標	(上段) 基準時点 (中段) 基準値 (下段) 基準値からの伸び率	目標値・実績値・達成状況						評価項目① 評点	評価項目①所見			
				H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度			H33年度		
琉球大学	目的別人材育成プログラム開発数（試行的プログラムを含む）：21件（平成33年度までに）	平成28年度	目標値 (単位：件)	6	9	12	15	18	21	C	評価の観点として掲げられている「戦略の推進によって目指す成果等の水準について、これまでの実績や実現可能性も踏まえた考え方が適切であるか。なお、その目指すべき目標値等については、社会からの期待を踏まえ国立大学が目指すべき成果等の水準として適切であるか。」について、本指標は平成33年度に目的別人材育成プログラム開発数を21件にすることを目指すこととしているが、何故21件の増加を目指すのかという目指す水準に関するベンチマーク等の説明が十分でなく、21件の具体的な根拠が明確でないため、目指す水準の妥当性が判断できないことから、c評点とする。		
		0	実績値 (単位：件)	6	9								
		-	達成状況 (率)	100.0%	100.0%				42.9%				
	地方公共団体等との包括連携協定に基づき創出される人材育成連携事業数：100件（平成33年度までに）	平成27年度末	目標値 (単位：件)	50	60	70	80	90	100			C	評価の観点として掲げられている「戦略の推進によって目指す成果等の水準について、これまでの実績や実現可能性も踏まえた考え方が適切であるか。なお、その目指すべき目標値等については、社会からの期待を踏まえ国立大学が目指すべき成果等の水準として適切であるか。」について、本指標は平成33年度に地方公共団体等との包括連携協定に基づき創出される人材育成連携事業数を100件にすることを目指すこととしているが、何故100件を目指すのかという目指す水準に関するベンチマーク等の説明が十分でなく、100件の具体的な根拠が明確でないため、目指す水準の妥当性が判断できないことから、c評点とする。
		24	実績値 (単位：件)	54	67								
		279.2%	達成状況 (率)	108.0%	111.7%				67.0%				

2019年度 国立大学法人運営費交付金の重点支援の評価結果

法人番号	大学名	ビジョンの概要	戦略番号	戦略名	戦略の概要	評価指標	(上段) 基準時点 (中段) 基準値 (下段) 基準値からの伸び率	目標値・実績値・達成状況						評価項目① 「評価指標の精選」	評価項目② 「平成29年度の実績を踏まえた進捗状況」	
								H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度			
								目標値	実績値	達成状況(率)	目標値	実績値	達成状況(率)			
82	琉球大学	“LandGrantUniversity”の理念のもと、地域との共生・協働によって、「地域とともに豊かな未来社会をデザインする大学」を目指すとともに、本学の強みを発揮し、新しい学術領域であるTropicalMarine、Medical、andIslandSciences(熱帯島嶼・海洋・医学研究)の国際的な拠点として「アジア・太平洋地域の卓越した教育研究拠点となる大学」を目指す	1	国際的な島嶼型高等教育システムの構築に向けた教育改革	「グローバル・プログラム津梁」により多様性・協働性を核とした国際通用性のある体系的な学士教育を確立し、その教育効果にこたえる学生を選抜するための入試改革を実施する。併せてこれまで交流を深めてきた太平洋島嶼地域における大学との間に「太平洋島嶼地域枠(特別編入学)」を新たに設け、当該地域のコミュニティ・カレッジ卒業者に「学士」を授与する教育連携体制を構築し、太平洋島嶼国の人材育成機能の一翼を担う。	学力の3要素等を丁寧に評価する多面的・総合的評価入試の全学部への導入割合募集人員の20%以上(平成33年度入試)	平成27年度末	目標値 (単位:%)	16%	16%	16%	16%	20%	20%以上	b	b
							15.4%	実績値 (単位:%)	20%	20%						
							129.9%	達成状況(率)	125%	125%				100%		
						太平洋島嶼地域からの留学生数:8人/年	平成27年5月	目標値 (単位:人)	3	4	5	6	7	8	b	b
							3	実績値 (単位:人)	3	4						
							133.3%	達成状況(率)	100.0%	100.0%				50.0%		

法人番号	大学名	ビジョンの概要	戦略番号	戦略名	戦略の概要	評価指標	(上段) 基準時点 (中段) 基準値 (下段) 基準値から の伸び率	目標値・実績値・達成状況						評価項目① 「評価指標の 精選」	評価項目② 「平成29年度 の実績を踏ま えた進捗状 況」	
								H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度			
								82	琉球大学		(1)					日本人学生の年間派遣者数20%増
							127	実績値 (単位: 人)	153	230						
							181.1%	達成 状況 (率)	116.8%	170.4%				150.3%		

法人番号	大学名	ビジョンの概要	戦略番号	戦略名	戦略の概要	評価指標	(上段) 基準時点 (中段) 基準値 (下段) 基準値からの伸び率	目標値・実績値・達成状況						評価項目① 「評価指標の精選」	評価項目② 「平成29年度の実績を踏まえた進捗状況」		
								H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度				
								目標値 (単位: 報)	実績値 (単位: 報)	達成状況 (率)	目標値 (単位: 件)	実績値 (単位: 件)	達成状況 (率)				
82	琉球大学		2	地域に根ざした強み・特色ある研究分野の強化及び横断型プロジェクト研究を基軸にした新展開	戦略的に大学資源を再配分し、研究資源を持つ学外機関とも連携した研究推進システムを構築する。このシステムにより、熱帯・亜熱帯、島嶼・海洋、琉球・沖縄文化、健康・長寿・国際感染症等の地域に根ざした特色ある研究、及び地域社会からの強い要請に基づく課題解決型研究について、複数の戦略的研究プロジェクトを編成して取り組み、地域資源を活用した地域イノベーションを支える学術基盤と研究開発力を強化する。	特色4分野の論文数: 181報/年	平成27年度時点	145	150	155	163	171	181	c	b		
							141	151	151								
							107.1%	104.1%	100.7%				83.4%				
						異分野融合による研究の実施: 15件/年	平成27年度末時点	10	11	12	13	14	15			c	b
							8	13	14								
							175.0%	130.0%	127.3%				93.3%				

法人番号	大学名	ビジョンの概要	戦略番号	戦略名	戦略の概要	評価指標	(上段) 基準時点 (中段) 基準値 (下段) 基準値からの伸び率	目標値・実績値・達成状況						評価項目① 「評価指標の 精選」	評価項目② 「平成29年度 の実績を踏ま えた進捗状 況」	
								H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度			
82	琉球大学		(2)			国際共同プロジェクト の活性化(第2期中期 目標期間より増加)	第2期中期目 標期間平均	目標値 (単位: 件)	12	13	14	15	16	17	c	b
							11	実績値 (単位: 件)	12	15						
							136.4%	達成 状況 (率)	100.0%	115.4%				88.2%		
						共同研究及び受託研 究の受入件数:平成33 年度までに10%増(対第 2期中期目標期間平均 数)	第2期中期目 標期間平均	目標値 (単位: 件)	198	201	204	207	211	215	b	b
							195	実績値 (単位: 件)	307	221						
							113.3%	達成 状況 (率)	155.1%	110.0%				102.8%		

法人番号	大学名	ビジョンの概要	戦略番号	戦略名	戦略の概要	評価指標	(上段) 基準時点 (中段) 基準値 (下段) 基準値からの伸び率	目標値・実績値・達成状況						評価項目① 「評価指標の 精選」	評価項目② 「平成29年度 の実績を踏ま えた進捗状 況」			
								H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度					
82	琉球大学		3	協働(交流と参画)を核とした産学官連携システムの構築による人材育成	島嶼地域における地域創生と地域イノベーションに向けて、地域社会を支える人材及び地域産業の振興を担う人材の高度化のため、琉球大学に設置する地域連携推進機構が中核となり、大学の教育研究資源と産官民が持つ多様な資源を活用して、地域の声を十分に汲み取りながら、産学官民協働による実践型の教育システムを構築する。	目的別人材育成プログラム開発数(試行的プログラムを含む):21件(平成33年度までに)	平成28年度	目標値 (単位:件)	6	9	12	15	18	21	c	b		
								実績値 (単位:件)	6	9								
							-	達成状況(率)	100.0%	100.0%				42.9%				
						地方公共団体等との包括連携協定に基づき創出される人材育成連携事業数:100件(平成33年度までに)	平成27年度末	目標値 (単位:件)	50	60	70	80	90	100			c	b
								実績値 (単位:件)	54	67								
							279.2%	達成状況(率)	108.0%	111.7%				67.0%				

法人番号	大学名	ビジョンの概要	戦略番号	戦略名	戦略の概要	評価指標	(上段) 基準時点 (中段) 基準値 (下段) 基準値から の伸び率	目標値・実績値・達成状況						評価項目① 「評価指標の 精選」	評価項目② 「平成29年度 の実績を踏ま えた進捗状 況」	
								H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度			
82	琉球大学		(3)			地域リーダーの育成 (地域創生副専攻の受 講者数及び寄附講義 の受講者数):600人 (平成33年度までに)	平成28年度	目標値 (単位: 人)	100	200	300	400	500	600	b	b
					0		実績値 (単位: 人)	105	346							
					-		達成 状況 (率)	105.0%	173.0%				57.7%			

法人番号	大学名	ビジョンの概要	戦略番号	戦略名	戦略の概要	評価指標	(上段) 基準時点 (中段) 基準値 (下段) 基準値からの伸び率	目標値・実績値・達成状況						評価項目① 「評価指標の 精選」	評価項目② 「平成29年度 の実績を踏ま えた進捗状 況」	
								H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度			
82	琉球大学		4	地域完結型医療の充実と国際医療(沖縄健康医療)拠点構想に向けた先端医学研究の推進	亜熱帯島嶼の地理的特性を活かし環境と疾患の関係の研究を進め、国際感染症研究等の拠点化を図り国際医療拠点形成に向け臨床研究機能を強化し、併せて拠点の核となる本学医学部及び附属病院の移転に向け施設設計方針・規模等をとりと定める。 また、研究支援体制の構築により先端医学研究の核となる分野(創薬、感染症、疾患ゲノム、再生・移植医療、ゲノム疫学)の研究を推進し、その成果を還元し地域完結型医療の確立を目指す。	医師主導型治験件数: 3件(平成33年度まで)	第2期中期目標期間中	目標値 (単位: 件)	0	1	1	1	1	3	b	b
								実績値 (単位: 件)	0	1	/	/	/	/		
							100.0%	達成状況 (率)	-	100.0%	/	/	/	33.3%		
						橋渡し研究プロジェクト 支援数:6件(平成33年度までに)	第2期中期目標期間中	目標値 (単位: 件)	1	2	3	4	5	6	b	b
								実績値 (単位: 件)	2	4	/	/	/	/		
							400.0%	達成状況 (率)	200.0%	200.0%	/	/	/	66.7%		

法人番号	大学名	ビジョンの概要	戦略番号	戦略名	戦略の概要	評価指標	(上段) 基準時点 (中段) 基準値 (下段) 基準値からの伸び率	目標値・実績値・達成状況						評価項目① 「評価指標の 精選」	評価項目② 「平成29年度 の実績を踏ま えた進捗状 況」	
								H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度			
82	琉球大学		(4)			重点5分野の英語論文 数:300報(平成33年度 までに)	第2期中期目 標期間中	目標値 (単位: 本)	50	100	150	200	250	300	b	b
							270	実績値 (単位: 本)	52	100						
							37.0%	達成 状況 (率)	104.0%	100.0%				33.3%		
						重点5分野の英語論文 被引用状況:500報(平 成33年度までに)	第2期中期目 標期間中	目標値 (単位: 件)	80	160	240	320	400	500	b	a
							450	実績値 (単位: 件)	126	287						
							63.8%	達成 状況 (率)	157.5%	179.4%				57.4%		

日経グローバル「大学の地域貢献度に関する全国調査」の地域貢献度大学総合ランキング

年度		琉球大学総合ランキング順位	回答大学数	対象大学数	回答率
2012年度	平成24年度	200位圏外	532	733	72.6%
2013年度	平成25年度	190位	526	737	71.4%
2014年度	平成26年度	41位	526	747	70.4%
2015年度	平成27年度	65位	523	751	69.6%
2016年度	平成28年度		調査実施せず		
2017年度	平成29年度	41位	514	748	68.7%
2018年度	平成30年度		調査実施せず		

00082

1

大学の地域貢献度に関する全国調査2019

ご記入いただきました調査票ファイルは、**8月23日(金)**までに、下記URLサイトへのアップロードをお願い致します。
調査票ファイルアップロードサイト：<https://brs.nikkei-r.co.jp/univ2019>

貴大学名	琉球大学		
今後アンケートをご送付する際の貴大学の総合的な窓口になっていただける方をご記入ください。			
ご送付先担当者 役職名	総合企画戦略部地域連携推進課 企画係 主任		
ご送付先 担当者名	金城 まなみ		
ご送付先担当者 電話番号	098-895-8997	ご送付先担当者 メールアドレス	chikikaku@acs.u-ryukyu.ac.jp

『大学の地域貢献度に関する全国調査2019』へのご協力のお願い

拝啓

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。日ごろから日本経済新聞社の取材、調査活動にご理解、ご協力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

さて、私ども地域情報の専門誌「日経グローバル」では、大学の地域貢献度に関する調査を2006年から2015年までの毎年と2017年に実施してまいりましたが、大学の地域に果たす役割への期待や関心が引き続き高いことを踏まえ、大学と地域の関係の最新状況についてお伺いしたいと考えております。大学と地域との関わりは多様であると思われまますので、総合系の大学や工学・理学系の学部を持つ大学はもちろん、医学・歯学・看護・保健医療・薬学系などの学部を擁する大学など、それぞれの学校の特徴を反映した地域との関係を幅広くお伺いできればと考えております。

また、国際化を意識した地域貢献を評価する「グローバル分野」に関連して「一押しグローバルプロジェクト」のご記入をお願いできればと思います。

以上の趣旨についてご理解のうえ、調査へのご理解をお願い申し上げます。

皆様ご多用の中、大変恐縮ではございますが趣旨をお汲み取りいただき、ご協力いただければ幸いです。

敬具

2019年8月

日本経済新聞社東京本社編集局地方部

(調査担当) 坂田 保治
〒100-8065 東京都千代田区大手町1-3-7
日本経済新聞社

ご回答に関するお願い

- ご回答いただいた内容は、大学名を表示して掲載させていただく場合がございます。あらかじめご了承ください。
- 調査結果は日本経済新聞本紙と「日経グローバル」10月21日の発行号で掲載予定です。
- ご回答の手順、記入上の注意点は「入力方法と記入上の注意点」シートでご確認下さい。
- シートの保護の解除は行わないでください。正しくアップロードやデータの取得ができない場合があります。
- ご記入いただきました個人情報、ご回答内容に対するお問い合わせや新聞紙面等作成のための取材、次回調査のご案内でのみ利用いたします。
- 調査の実施は日本経済新聞社グループの総合調査機関である日経リサーチが担当します。

日本経済新聞社グループの総合調査会社

株式会社日経リサーチ

調査担当: 藤巻、有田、小山
TEL 03-5296-5198 FAX 03-5296-5140
e-mail: univ-ck@nikkei-r.co.jp

(お問い合わせ受付時間: 平日10:00~18:00 但し12:30~13:30は除きます)

調査No. 19-882-0043



日経リサーチは、一般財団法人日本情報経済社会推進協会より個人情報取扱いに取組んでいる事業者としての認定を受けプライバシーマークを使用しています。

下記に本部所在地をご記入ください。			
本部所在地 都道府県名	沖縄県	本部所在地 市区町村名	中頭郡西原町
本部所在地 町名・番地	字千原1番地		
今回のアンケートについてのお問い合わせ先および調査結果のご送付先			
ご記入担当者 役職名	総合企画戦略部地域連携推進課 企画係 主任		
ご記入担当者名	金城 まなみ		
ご記入担当者 電話番号	098-895-8997	ご記入担当者 メールアドレス	chikikaku@acs.u-ryukyu.ac.jp

Q1. 貴大学の学校種別をお選びください。(ひとつだけ)

1. 国立 2. 公立 3. 私立

1

Q2. 貴大学は地域貢献に関する専門の部署を持っていますか。当てはまるものを1つ選んでください。(ひとつだけ)

※地域貢献活動を担当しているも、広報、産学連携センター、共同研究センター、研究支援課、エクステンションセンターなどは対象外です。部署の名称に「地域貢献」「地域連携」「社会貢献」「社会連携」などの文言が入った独立組織に限ります。

1. 持っている → 西暦 2004 年度設置名称 現:総合企画戦略部地域連携推進課(旧:研究協力課地域連携推進室)
2. 設置予定 → 西暦 年度設置予定名称
3. 設置の予定はない
4. その他 (具体的に)

1

Q3. 貴大学は地域貢献をテーマにした学部、学科、課程・コースなどを設置していますか。当てはまるものを1つ選んでください。(ひとつだけ)

※「地域貢献学部」「地域貢献学科」等の名称がなくても、地域貢献に関する研究・コース等であれば構いません。学部の枠を超えたものも含まれます。

1. 設置している → 名称 地域連携推進機構
2. 設置予定 → 西暦 年度設置予定名称
3. 設置の予定はない
4. その他 (具体的に)

1

Q3SQ. (Q3で1または2とお答えの場合) 地域貢献をテーマにした学部・学科など(設置予定を含む)が地域貢献とどう関係するのか、狙いや概要をご説明ください。

地域から求められるニーズを把握し、琉球大学の地域連携、産学官連携及び生涯学習推進に関する戦略を全学的かつ一体的な観点から確立するために、既存の学内教育研究施設である産学官連携推進機構、生涯学習教育研究センターを統合して設置した。地域連携推進機構では、産業界、行政機関、教育機関等との協働をとおして、「地(知)の拠点」の整備、学びの機会拡充や地域志向教育プログラムの開発・実施、産学官連携による共同研究、受託研究、受託事業の推進を目指している。

Q4. 地域の実情を学ぶために、自治体の経済や人口、観光などの状況をビッグデータで可視化する「地域経済分析システム(RESAS)」を講義などで活用していますか。活用している場合は、講座名など具体例をお書きください。(ひとつだけ)

1. 活用している → 具体的に 「情報と観光政策」の授業でRESASを活用
2. 活用していない

1

Q5. 貴大学は地域貢献をメインテーマにした具体的な活動を教育カリキュラムとして組み込んでいますか(全学かどうかは問いません)。当てはまるものを1つ選んでください。(ひとつだけ)

※地域貢献をテーマにした授業は授業名に「地域貢献」と入らなくても構いません。ただし、保育士など資格取得に必要な科目は除外します。

1. 組み込んでいる (必修) → 代表的な講座の名称1つ 地域創生論
2. 組み込んでいる (選択:ゼミ、実習を含む) → 代表的な講座の名称1つ
3. 組み込んでいない
4. その他(組み込んでいないが、学外活動やプロジェクトなどで取り扱うなど) (具体的に)

1

Q6. 貴大学は学内に住民との交流や地域貢献などを目的とした専用の施設を持っていますか。当てはまるものを1つ選んでください。(ひとつだけ)

※名称は「地域貢献」にこだわりません。施設内の一部を地域貢献以外に使用していても構いません。

1. 持っている → 西暦 2014 年度設置名称 地域創生総合研究棟
2. 設置予定 → 西暦 年度設置予定名称
3. 設置の予定はない
4. その他 (具体的に)

1

2017年度回答

Q1. 貴大学は地域貢献に関する専門の部署を持っていますか。当てはまるものを1つ選んでください。(ひとつだけ)

※地域貢献活動を担当しているも、広報、産学連携センター、共同研究センター、研究支援課、エクステンションセンターなどは対象外です。部署の名称に「地域貢献」「地域連携」「社会貢献」「社会連携」などの文言が入った独立組織に限ります。

1. 持っている 西暦 2 0 0 4 年度設置名称 現:総合企画戦略部地域連携推進課(旧:研究協力課地域連携)
2. 西暦 年度に設置予定 名称
3. 設置の予定はない
4. その他

Clear

Q2. 貴大学は地域貢献をテーマにした学部、学科、課程・コースなどを設置していますか。当てはまるものを1つ選んでください。(ひとつだけ)

※「地域貢献学部」「地域貢献学科」等の名称がなくても、地域貢献に関する研究・コース等であれば構いません。学部の枠を超えたものも含まれます。

1. 設置している 名称 地域連携推進機構
2. 西暦 年度に設置予定 名称
3. 設置の予定はない
4. その他

Clear

Q2SQ. (Q2で1または2とお答えの場合) 地域貢献をテーマにした学部・学科など(設置予定を含む)が地域貢献とどう関係するのか、狙いや概要をご説明ください。

地域から求められるニーズを把握し、全学的な地域貢献活動を推進するために、既存の学内教育研究施設である産学官連携推進機構、生涯学習教育研究センターを統合し、併せて大学COC事業及びCOC+事業を担う中核的な組織として2016年4月に地域連携推進機構を設置した。

Q3. 地域の実情を学ぶために、自治体の経済や人口、観光などの状況をビッグデータで可視化する「地域経済分析システム(RESAS)」を講義などで活用していますか。活用している場合は、講座名など具体例をお書きください。(ひとつだけ)

1. 活用している 具体例 「グローバルサービス経営入門」において、RESASの利用方法を説明している。
2. 活用していない

Clear

Q4. 貴大学は地域貢献をテーマにした具体的な活動を教育カリキュラムとして組み込んでいますか(全学かどうかは問いません)。当てはまるものを1つ選んでください。(ひとつだけ)

※地域貢献をテーマにした授業は授業名に「地域貢献」と入らなくても構いません。ただし、保育士など資格取得に必要な科目は除外します。

1. 組み込んでいる(必修) 講座の名称:
2. 組み込んでいる(選択:ゼミ、実習を含む) 講座の名称: 現代沖縄地域論
3. 組み込んでいない
4. その他(組み込んでいないが、学外活動やプロジェクトなどで取り扱うなど)

Clear

Q5. 貴大学は学内に住民との交流や地域貢献などを目的とした専用の施設を持っていますか。当てはまるものを1つ選んでください。(ひとつだけ)

※名称は「地域貢献」にこだわりません。施設内の一部を地域貢献以外に使用していても構いません。

1. 持っている 西暦 2 0 1 6 年度設置名称 地域連携推進機構生涯推進部門
2. 西暦 年度に設置予定 名称
3. 設置の予定はない
4. その他

Clear

Q1 (地域貢献の専門部署) 持っている 2点 設置予定 0点

Q2 (地域貢献をテーマにした学部・学科など) 設置している 4点 設置予定 0点

Q3 (地域経済分析システム「RESAS」の活用) 活用している 2点

Q4 (地域貢献をテーマにした教育カリキュラム) 組み込んでいる(必修) 3点 組み込んでいる(選択) 2点 その他(内容に応じて) 0点

Q5 (交流や地域貢献を目的とした専用施設) 持っている 2点 設置予定 1点

Q7. 貴大学では学生のボランティア活動に必修化や単位制度などを設けていますか。当てはまるものを1つ選んでください。(ひとつだけ)

1. 設けている	1
2. 設けていない	
3. その他	

Q8. 地域貢献をめぐり、県内や地域内の他大学・教育機関と連携をしていますか。当てはまるものを1つ選んでください。(ひとつだけ)

1. している	→ 相手先の大学・教育機関の名称: 公立大学法人名桜大学	1
2. していない		
3. その他		

学生、住民に関連する設問

Q9. 貴大学では親元から通学できない学生向けに、通常の下宿の斡旋以外に、住居インフラを整備していますか(例: 寄宿舍・学生寮、シェアハウス、高齢者の世話をする住み込みの大学生の斡旋)。大学単独の取り組みのほか、行政と協力しているケースも含まれます。(ひとつだけ)

1. 実施している	→ 具体例: 琉球大学千原寮(学生寮):定員878人(一般棟男子470人、女子180人、混住型棟男子80人、女子50人、新混住型棟男子59人、女子39人)。また、新棟の建設と、既存の棟の改装を予定している。琉球大学国際交流会館(外国人留学生及び外国人研究者の宿泊施設): 単身棟(研究者用8室、留学生用58室)、研究者世帯棟(6室)、留学生世帯棟(14室)	1
2. 実施していないが、検討している		
3. 実施も検討もしていない		

Q10. 貴大学の卒業生の就職先で、地元と地元外の割合を整数で以下の欄にご記入ください。
※「地元で就職」は大学本部やキャンパスのある当該都道府県内に所在している企業・団体に就職すること、「地元外に就職」は当該都道府県外に就職することとお考えください。卒業生全体ではなく、就職者における地元就職割合・地元外就職割合で計算してください。対象は正規社員だけでなく、パートや派遣などの非正規社員や事業所、支店、工場への就職も含めます。

	地元で就職		地元外に就職	
2018年度卒業生で就職した学生(約)	63	%	37	%

Q11. 2018年度のインターンシップ派遣人数をご記入ください。
※インターンシップは教育実習や資格取得のために個別講義のカリキュラムに入っているものは含めません。派遣先は地元企業や単位取得ができるものに限定しません。制度として持っていない場合、大学が「主体的にインターンシップに取り組んでいる」認識があれば人数に入れてください。ただ、ハローワークなどの依頼で大学が「受動的に行っているもの」は除外してください。

2018年度	331	人
--------	------------	---

Q12. 貴大学は、地元企業への人材供給を促すためにどんな方策を取っていますか。当てはまるものすべてを選んでください。(いくつでも)

<input checked="" type="checkbox"/>	1. 地元企業のみによる就職説明会の開催
<input checked="" type="checkbox"/>	2. 就職説明会の開催受付時に地元企業を優先扱いしたり、地元企業コーナーを設けるなどの優遇策を取る
<input checked="" type="checkbox"/>	3. 就職部による就職先紹介時に地元企業の情報を優先提供する
<input checked="" type="checkbox"/>	4. その他 沖縄地域インターンシップ推進協議会において地元企業のみを対象にしたインターンシップマッチングを行っている。
<input type="checkbox"/>	5. 特に地元企業優先策は取っていない

Q13. 地域人材の育成に向けて、高大連携の取り組みをしていますか。当てはまるものすべてを選んでください。(いくつでも)

<input checked="" type="checkbox"/>	1. 単発の出前授業
<input checked="" type="checkbox"/>	2. 高校生を大学に招き、大学の授業などを体験してもらう
<input checked="" type="checkbox"/>	3. 体系的な教育プログラムによる高大連携を実施
<input checked="" type="checkbox"/>	4. その他 (具体的に) 知のふるさと納税事業: 離島出身の学生講師陣が離島地域を訪問し、高校での交流授業や学習支援、生徒・父母に向けた進路相談会などを開催することで離島固有の課題(大学や大学生の不在による知の偏在状況や進学意識の希薄化など)の克服に向けた取り組みを行っている。高大接続事業「琉大にぬふあ星講座」で医療系やエンジニア系等特定の分野を目指す高校生を対象に強い意志を育む機会を持つことを目的として医学部体験授業・工学部インターンシップ型体験授業を実施している。

Q6. 貴大学では学生のボランティア活動に必修化や単位制度などを設けていますか。当てはまるものを1つ選んでください。(ひとつだけ)

<input type="checkbox"/>	1. 設けている
<input checked="" type="checkbox"/>	2. 設けていない
<input type="checkbox"/>	3. その他

Q7. 地域貢献をめぐり、県内や地域内の他大学・教育機関と連携をしていますか。(ひとつだけ)

<input checked="" type="checkbox"/>	1. している	相手先の大学・教育機関の名称: 公立大学法人名桜大学
<input type="checkbox"/>	2. していない	
<input type="checkbox"/>	3. その他	

Q8. 貴大学では親元から通学できない学生向けに、通常の下宿の斡旋以外に、住居インフラを整備していますか(例: 寄宿舍・学生寮、シェアハウス、高齢者の世話をする住み込みの大学生の斡旋)。大学単独の取り組みのほか、行政と協力しているケースも含まれます。(ひとつだけ)

<input checked="" type="checkbox"/>	1. 実施している	具体例: 琉球大学千原寮(学生寮)、定員878人(一般棟男子470人、女子180人、混住型棟男子80人、
<input type="checkbox"/>	2. 実施していないが、検討している	
<input type="checkbox"/>	3. 実施も検討もしていない	

Q9. 貴大学の卒業生の就職先で、地元と地元外の割合を以下の空欄にご記入ください。

※「地元で就職」は大学本部やキャンパスのある当該都道府県内に所在している企業・団体に就職すること、「地元外に就職」は当該都道府県外に就職することとお考えください。卒業生全体ではなく、就職者における地元就職割合・地元外就職割合で計算してください。対象は正規社員だけでなく、パートや派遣などの非正規社員や事業所、支店、工場への就職も含めます。

	地元で就職		地元外に就職	
2016年度卒業生で就職した学生(約)	64%		36%	

Q10. 2016年度のインターンシップ派遣人数をご記入ください。

※インターンシップは教育実習や資格取得のために個別講義のカリキュラムに入っているものは含めません。派遣先は地元企業や単位取得ができるものに限定しません。制度として持っていない場合、大学が「主体的にインターンシップに取り組んでいる」認識があれば人数に入れてください。ただ、ハローワークなどの依頼で大学が「受動的に行っているもの」は除外してください。

2016年度	718人
--------	-------------

Q11. 貴大学は、地元企業への人材供給を促すためにどんな方策を取っていますか。当てはまるものすべてを選んでください。(いくつでも)

<input type="checkbox"/>	1. 地元企業のみによる就職説明会の開催
<input type="checkbox"/>	2. 就職説明会の開催受付時に地元企業を優先扱いしたり、地元企業コーナーを設けるなどの優遇策を取る
<input type="checkbox"/>	3. 就職部による就職先紹介時に地元企業の情報を優先提供する
<input checked="" type="checkbox"/>	4. その他 「うりずんプロジェクト」において地元企業のみを対象にしたインターンシップマッチングを行っている
<input type="checkbox"/>	5. 特に地元企業優先策は取っていない

Q14. 地域人材の育成に向けて、高大連携の取り組みをしていますか。当てはまるものをすべて選んでください。(いくつでも)

<input checked="" type="checkbox"/>	1. 単発の出前授業
<input checked="" type="checkbox"/>	2. 高校生を大学に招き、大学の授業などを体験してもらう
<input checked="" type="checkbox"/>	3. 体系的な教育プログラムによる高大連携を実施
<input checked="" type="checkbox"/>	4. その他 知のふるさと納税事業: 離島出身の学生講師陣が離島地域を訪問し、高校での交流授業や学習支援、生徒

Q6 (ボランティア活動の必修化・単位制度)も受けている 2点
0点

Q7 (地域貢献をめぐる他大学などの連携)している 2点
0点

学生、住民に関する質問 37点→**27.5点**

Q8 (学生の住居インフラ整備)実施している 2点
実施していないが、検討している 1点

Q9 (地元就職率) 70%以上 4点
50%~70%未満 3点
20%~50%未満 2点
20%未満 1点

Q10 (インターンシップ派遣) 300人以上 3点
100~299人 2点
1~99人 1点

Q11 (地元企業への人材供給策) 「地元企業のみによる就職説明会の開催など」個々の選択肢 (その他を除く) ごとに1点 **1点**

Q14 (高大連携) 単発の出前授業など個々の選択肢 (その他を除く) ごとに1点 **4点**

Q14. 貴大学では地域住民や地元自治体向けに防・減災に関連した訓練、公開講座、提言などを実施していますか。当てはまるものを1つ選んでください。(ひとつだけ)

1. 実施している
2. 実施していない
3. その他 (具体的に)

1

Q14SQ. (Q14で「1.実施している」を選択された方に伺います) 該当する取り組みすべてを選んでください。(いくつでも)

※訓練は住民参加が基本で、教員、学生のみ参加した避難訓練等は除きます。飲食料の備蓄も学生、教員だけでなく、住民も対象としていることが条件です。

<input type="checkbox"/>	1. 訓練
<input checked="" type="checkbox"/>	2. 講座
<input checked="" type="checkbox"/>	3. 提言
<input type="checkbox"/>	4. 地域の防災活動への学生の参加を後押し(例:防災士認定取得や消防団加入後押し)
<input checked="" type="checkbox"/>	5. 災害時の避難場所として住民受け入れの運営マニュアルを作成したり、飲食料などを備蓄している

Q15. 大学の図書館やホールなどの施設を地域の住民に開放していますか。(それぞれひとつだけ)

<input type="checkbox"/>	1. 開放している	a. 図書館	<input checked="" type="checkbox"/>	a. 1
<input type="checkbox"/>	2. 開放していない	b. ホール	<input checked="" type="checkbox"/>	b. 1
<input type="checkbox"/>	3. 当該の施設がない	c. 体育館	<input checked="" type="checkbox"/>	c. 1
		d. グラウンド	<input checked="" type="checkbox"/>	d. 1
		e. その他開放している施設 具体的に テニスコート		

Q16. 生涯学習に関する専門の部署を持っていますか。持っている場合、具体的な名称を記入してください。(ひとつだけ)

※「生涯学習」「リカレント」などの文言が入った独立組織に限ります。

1. 持っている → 西暦	2016	年度設置名称	地域連携推進機構生涯学習推進部門(※1997~2015年度までは生涯学習教育研究センター)
2. 設置予定 → 西暦		年度設置予定名称	
3. 設置の予定はない			
4. その他 (具体的に)			

1

Q16SQ. (Q16で「1.持っている」を選択された方に伺います) 貴大学が2018年に公開した生涯学習に関する講座の中で代表的な講座名と内容、受講者数を2つまでお答えください。

①	講座名	がん患者・家族を癒す緩和ケアの実際	受講者数	68	人
	具体的な内容	家族ががんと診断され、治療ケアを受けるプロセスにおいて、患者の身体的・精神的苦痛を理解し、サポートする上で家族や重要他者の果たす役割は大きい。このような視点より、本公開講座では、がん患者のQOLの向上に寄与することを目的にプログラムを構成した。一般市民の皆様とともにがん患者の緩和ケアについての知識を共有できる場とした。			
②	講座名	発酵学	受講者数	49	人
	具体的な内容	発酵食品の持つ特性を科学的に解説し、さらに発酵とその土地の風土や文化とのかかわりについて、文化人類学的・環境科学的側面についても解説。			

Q17. 住民向けに取り組んでいる地域貢献や社会貢献の事業があれば、件数をご記入ください。

定義について: [こちらをご参照ください。](#)
※各項目の件数は、重複しないでカウントしてください。

		2018年度実績	
1. 学術講演会・シンポジウム・フォーラム開催総件数	242	件	合計689件
2. 公開講座開催総件数	239	件	
3. その他(小中生向け講座、出前講座、キャンパス利用イベントなど)	208	件	

Q15. 貴大学では地域住民や地元自治体向けに防・減災に関連した訓練、公開講座、提言などを実施していますか。当てはまるものを1つ選んでください。(ひとつだけ)

1. 実施している 2. 実施していない
 3. その他 具体的に

Clear

Q15SQ. (Q15で「1.実施している」を選択された方に伺います。) 該当する取り組みすべてを選んでください。(いくつでも)

※訓練は住民参加が基本で、教員、学生のみ参加した避難訓練等は除きます。飲食料の備蓄も学生、教員だけでなく、住民も対象としていることが条件です。

<input type="checkbox"/>	1. 訓練
<input checked="" type="checkbox"/>	2. 講座
<input type="checkbox"/>	3. 提言
<input checked="" type="checkbox"/>	4. 地域の防災活動への学生の参加を後押し(例:防災士認定取得や消防団加入後押し)
<input checked="" type="checkbox"/>	5. 災害時の避難場所として住民受け入れの運営マニュアルを作成したり、飲食料などを備蓄している

Q15 (防・減災関連の訓練など) 訓練など個々の選択肢ごとに1点

3点

Q16. 住民向けに取り組んでいる地域貢献や社会貢献の事業があれば、件数をご記入ください。

※各項目の件数は、重複しないでカウントしてください。

名称	2016年度実績
1. 学術講演会・シンポジウム・フォーラム開催総件数	34件
2. 公開講座開催総件数	350件
3. 小中生向け講座開催総件数	78件
4. 出前講座開催総件数(小中生向け除く)	97件
5. キャンパスを利用したイベント開催総件数	128件

合計687件

Q16 (地域貢献や社会貢献の事業) 学術講演会・シンポジウム・フォーラム開催件数100件以上1.5点、50~99件1点、1~49件0.5点 以下同じ

5.5点

Q18. 社会人の学び直しについてお伺いします。貴大学は社会人が体系的に知識や技術を習得した後、学校教育法の規定に基づき「履修証明書」を出す制度がありますか（職業実践力育成プログラムも含まれます）。当てはまるものを1つ選んでください。（ひとつだけ）
定義について： [こちらをご参照ください。](#)

1. ある 2018年度修了者の人数 人
2. ない
3. その他

1

Q19. 引き続き、社会人の学び直しについてお伺いします。貴大学は社会人を大学院や大学の学部（学士課程）で受け入れていますか。当てはまるものを1つ選んでください。（ひとつだけ）
※対象は入学者とし、聴講、留学生、科目等履修生等は含めずにご回答ください。

1. 受け入れている 2018年度の受入人数
大学（学部） 人
大学院 人
2. 受け入れていない
3. その他

1

企業・行政などに関連する設問

Q20. 貴大学が企業、自治体などを行った共同研究、受託研究の件数をご記入ください。
研究対象はいわゆる文科系・理科系だけではなくあらゆる分野の研究を含めてください。
※「地元」とは原則、大学所在地のある当該都道府県内に本社のある企業を指します。ただ、当該都道府県外に本社がある企業でも、その企業の当該都道府県内にある事業所や工場などと、共同や受託で研究を行っている場合は件数に含めてください。

	地元		地元以外	
2018年度共同研究	45	件	71	件
2018年度受託研究	58	件	123	件

Q21. 地域貢献の観点から、2018年度に新規に自治体や企業、経済団体などと協定を結んだ件数、その中で主なものを最大3つまで記入してください。（3つまで）
※地域貢献を目的とした協定で、協定先の自治体、企業などは当該都道府県内に所在する団体に限り、ただし、協定の締結内容には共同研究などの「契約」や「地域コンソーシアム」は含みません。継続して結んだものも除外してください。

2018年度の協定の件数 件

	協定を結んだ組織名	協定の内容概略
①	国立大学法人琉球大学、日本トランスオーシャン航空株式会社、琉球エア・コンピューター株式会社及び日本航空株式会社との包括連携協定に関する協定	両者の人的・知的資源の交流と活用を図り、包括的な連携のもと、教育、研究等の分野において相互に協力し、地域社会の発展と人材育成及び学術研究の振興に寄与することを目的とする。
②	国立大学法人琉球大学、日本郵便株式会社、株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険との包括連携協定に関する協定	両者が相互に緊密に連携することにより、それぞれが有する人的・物的資源を有効に活用して、活力ある個性豊かな地域社会の形成・発展に寄与することを目的とする
③	中城村と国立大学法人琉球大学及び公立大学法人名桜大学による地域における雇用創出・若者定着に係る協定書	平成27年度文部科学省「地(知)の拠点大学による地方創生推進事業(COC+)」に採択された乙及び丙のプログラム「新たな地域社会を創造する『未来叶い(ミライカナイ)』プロジェクト」事業及び甲の「中城村総合戦略の推進のため、中城村における雇用創出・若者定着に関する目標を定め、その達成を図ることを目的とする。 ※なお、同様の目的の協定を、2018年度は西原町、宜野湾市、金武町とも締結している。

上記の協定を含め、過去5年間(2014~2018年度)の協定の合計件数	36	件
-------------------------------------	-----------	---

Q12. 社会人の学び直しについてお伺いします。貴大学は社会人が体系的に知識や技術を習得した後、学校教育法の規定に基づき「履修証明書」を出す制度がありますか（職業実践力育成プログラムも含まれます）。当てはまるものを1つ選んでください。（ひとつだけ）

1. ある 2016年度修了者の人数 人 2. ない
 3. その他

Clear

Q13. 引き続き、社会人の学び直しについてお伺いします。貴大学は社会人を大学院や大学の学部（学士課程）で受け入れていますか。当てはまるものを1つ選んでください。
※聴講は含めずにご回答ください。

1. 受け入れている 2016年度の受入人数
大学（学部） 人
大学院 人
 2. 受け入れていない
 3. その他

Clear

Q18. 貴大学が企業、自治体などを行った共同研究、受託研究の件数をご記入ください。研究対象はいわゆる文科系・理科系だけではなくあらゆる分野の研究を含めてください。

※「地元」とは原則、大学所在地のある当該都道府県内に本社のある企業を指します。ただ、当該都道府県外に本社がある企業でも、その企業の当該都道府県内にある事業所や工場などと、共同や受託で研究を行っている場合は件数に含めてください。

	地元	地元以外
2016年度共同研究	71件	76件
2016年度受託研究	56件	91件

Q19. 地域貢献の観点から、2016年度に新規に自治体や企業、経済団体などと協定を結んだ件数、その中で主なものを最大3つまで記入してください。

※地域貢献を目的とした協定で、協定先の自治体、企業などは当該都道府県内に所在する団体に限ります。ただし、協定の締結内容には共同研究などの「契約」や「地域コンソーシアム」は含みません。継続して結んだものも除外してください。

2016年度の協定の件数 件

	協定を結んだ組織名	協定の内容概略
①	那覇市と琉球大学大学院法務研究科との「性の多様性の尊重」についての連携・協力に関する協定	那覇市と琉球大学大学院法務研究科との「性の多様性の尊重する都市・なは」宣言の趣旨に基づき、「性に関するあらゆる差別や偏見をなくし、誰もが安心して暮らせる」まちづくりを行うため、那覇市と琉球大学大学院法
②	独立行政法人国際協力機構と国立大学法人琉球大学との連携協力に関する覚書	独立行政法人国際協力機構及び国立大学法人琉球大学は、本覚書に基づく連携協力により双方の組織又は組織の関係者のみならず、我が国及び開発途上地域の人々に資するため、協力して必要な努力を行うものとする。
③	沖縄ツーリスト株式会社と国立大学法人琉球大学観光産業科学部の人的・知的資源の交流と活用を図り、包括的な連携のもと、教育、研究等の分野において相互に協力し、社会の発展と教養豊かな国際的人材育成に寄与す	沖縄ツーリスト株式会社と国立大学法人琉球大学観光産業科学部の人的・知的資源の交流と活用を図り、包括的な連携のもと、教育、研究等の分野において相互に協力し、社会の発展と教養豊かな国際的人材育成に寄与す

Q20. これまでに締結した協定で、実際の活動が最も活発で進展があったケースを2つ挙げてください。

	協定を結んだ組織名	締結年（西暦）	協定の内容
①	株式会社沖縄銀行	2014年	産学官官スタートアップ支援事業の実施（H28年度よりスタート）琉球大学の研究シーズと地域・企業ニーズをマッチングし、産学官の連携を支援することで、地域振興・地域産業活性化に寄与する
②	宮古島市、名桜大学	2016年	文部科学省の補助事業「地(知)の拠点大学による地方創生推進事業(COC+)」事業の一環として、宮古島市において、本学の学生14名がと地域住民と小さな拠点づくりにおける課題解決のため、

Q12 (社会人への履修証明書)
100人以上 3.5点
30~99人 3点
10~29人 2点
1~9人 1点

○

Q13 (社会人学生の受入)
100人以上 3.5点
30~99人 3点
10~29人 3点
1~9人 1点

企業・行政などに関連する設問
25点 → 14点

Q18 (企業などの共同開発・受託研究)
20件以上 2点
10~19件 1点
1~9件 0.5点
受託研究も同上
4点

Q19 (自治体・企業などとの協定)
10件以上 3点
5~9件 2点
1~4件 1点
問20で記入があれば、協定1件につき1点加算
5点

Q22. 貴大学が過去5年間（2014～2018年度）に地域の企業と連携・共同して開発した商品・サービスの件数を記入してください。その中で売り上げが伸びている、評判が良いなどにつき最大3つまで名称と概略を記してください。

商品・サービスの件数	5	件
------------	----------	---

	商品・サービスの名称	商品・サービスの概略
①	琉球大学カレー	農学部(本村恵二教授)と農家とで共同開発した春ウコン「琉大CL2号」を使って、「(株)あじとや」と協力し開発されたカレーのレトルト商品
②	琉球大学の泡盛	「琉球大学の泡盛」は、農学部(外山博英教授)によって得られた「R217酵母」を用いて、(株)バイオジェットと(株)石川酒造場の協力をを受け、醸造された、琉球大学オリジナルブランドの泡盛
③	Sun Lover	教育学部(照屋俊明教授)の研究による独自の製法で沖縄産シークワーサーから取り出した高純度ノビレチンを配合し、琉球ポーテ(株)と協力して開発された化粧水

Q23. 貴大学は学内で保有する特許など知的財産を地元企業に貸し出すなど「特許ビジネス」で実績がありますか。当てはまるものを1つ選んでください。（ひとつだけ）

1. 「特許ビジネス」の実績がある(1件以上)	2. 「特許ビジネス」の実績はない(0件)	1
-------------------------	-----------------------	----------

過去5年間(2014～2018年度)に共同開発した製品の特許件数	8	件
----------------------------------	----------	---

Q24. 貴大学には2018年度末までに、大学発ベンチャーが成立したことがありますか。（ひとつだけ）
当てはまるものを1つ選んでください。ある場合は、累計の件数もお答えください。

※倒産、吸収合併などにより、2018年度末時点ですべてのベンチャーがなくなっている場合も、過去に実績があれば「1. ある」とお答えください。
定義について：[こちらをご参照ください。](#)

1. ある	累計	17	件	2. ない	1
-------	----	-----------	---	-------	----------

Q24SQ1. (Q24で「1. ある」とお答えの場合) 5年前(2013年度末時点)の大学発ベンチャーの件数(累計件数)をお答えください。

2013年度	10	件
--------	-----------	---

Q24SQ2. (Q24で「1. ある」とお答えの場合) 2018年度の該当ベンチャーの雇用者の総数は何人ですか。当てはまるものを1つ選んでください。（ひとつだけ）

1. 100人以上	→ 具体的に	190	人	2. 50～99人	1
3. 20～49人	4. 10～19人	5. 0～9人			

Q25. 貴大学には大学発ベンチャーを支援する制度や取り組みがありますか(例:TLO)。当てはまるものを1つ選んでください。（ひとつだけ）

1. ある	(具体的に	国立大学法人琉球大学における大学発ベンチャーの認定制度)	1
2. ない				
3. その他	(具体的に)	

Q21. 貴大学が2016年度に大学の研究や実習で得た成果をもとに、地域の素材を活用したり、地域の企業と連携・共同して開発した商品・サービスの件数、その中で主なものを最大3つまで記入してください。

※地域の企業には大学発ベンチャーも含まれます。

開発した商品・サービスの件数	2	件
	商品・サービス名	内容概略
①	琉球大学ロマン	農学部(本村恵二教授)と農家とで共同開発した春ウコン「琉大CL2号」を使って、「(株)あじとや」と協力し開発されたカレーのレトルト商品
②	琉球大学の泡盛	「琉球大学の泡盛」は、農学部(外山博英教授)によって得られた「R217酵母」を用いて、(株)バイオジェットと(株)石川酒造場の協力をを受け、醸造された、琉球大学オリジナルブランドの泡盛
③		

Q22. 貴大学が過去5年間(2012～2016年度)に地域の企業と連携・共同して開発した商品・サービスの中でヒットし、売り上げを伸ばしているものがありますか。当てはまるものを1つ選んでください。（ひとつだけ）

<input type="radio"/> 1. ある	<input checked="" type="radio"/> 2. ない	Clear
-----------------------------	--	-------

Q22SQ. (Q22で「1. ある」とお答えの場合) 商品・サービス名とその概略を最大3つまで記入してください。

	商品・サービス名	内容概略
①		
②		
③		

Q23. 貴大学は学内で保有する特許など知的財産を地元企業に貸し出すなど「特許ビジネス」で実績がありますか。当てはまるものを1つ選んでください。（ひとつだけ）

<input type="radio"/> 1. 「特許ビジネス」の実績がある(1件以上)	<input checked="" type="radio"/> 2. 「特許ビジネス」の実績はない(0件)	Clear
---	--	-------

過去5年間(2012～2016年度)に共同開発した製品の特許件数 **13** 件

Q24. 貴大学には2016年度末時点で、大学発ベンチャーがありますか。当てはまるものを1つ選んでください。（ひとつだけ）

<input checked="" type="radio"/> 1. ある	累計	13	件	<input type="radio"/> 2. ない	Clear
--	----	-----------	---	-----------------------------	-------

Q24SQ1. (Q24で「1. ある」とお答えの場合) 5年前(2011年度末時点)の大学発ベンチャーの件数(累計件数)をお答えください。

2011年度 **8** 件

Q24SQ2. (Q24で「1. ある」とお答えの場合) 2016年度の該当ベンチャーの雇用者の総数は何人ですか。当てはまるものを1つ選んでください。（ひとつだけ）

<input type="radio"/> 1. 100人以上 (具体的に <input type="text"/> 人)	<input type="radio"/> 2. 50～99人
<input type="radio"/> 3. 20～49人	<input type="radio"/> 4. 10～19人 <input type="radio"/> 5. 0～9人

Q24SQ3. (Q24で「1. ある」とお答えの場合) 該当ベンチャーの現状を総じてどうみていますか。当てはまるものを1つ選んでください。（ひとつだけ）

※貴大学の判断でお答えください。（点数には反映しません）

<input type="radio"/> 1. 株式公開(IPO)を実現した
<input type="radio"/> 2. 株式公開(IPO)はしていないが、順調に業績を伸ばしている
<input type="radio"/> 3. 製品販売、サービスなど軌道に乗り始めた
<input type="radio"/> 4. まだ研究開発の段階でビジネス化に至っていない
<input checked="" type="radio"/> 5. 経営、収益環境など厳しい
<input type="radio"/> 6. その他(具体的に <input type="text"/>)

Q25. 貴大学には大学発ベンチャーを支援する制度や取り組みがありますか(例:TLO)。当てはまるものを1つ選んでください。（ひとつだけ）

<input checked="" type="radio"/> 1. ある (具体的に	産学官連携推進機構内に起業支援部門を設置するとともにレンタルラボやレンタルオフィス等の場所を提供している。)
<input type="radio"/> 2. ない		
<input type="radio"/> 3. その他(具体的に)

Q21 (2016年度の共同開発の商品・サービス) 開発した件数が1件以上 1点
※具体的な商品・サービスの記入があれば1件につき1点加算

2点

Q22 (2012～2016年度にヒットした商品・サービス) ある1点
※Q22SQで具体例の記入があれば、記入例1件につき1点

0点

Q23 (特許ビジネス) 実績がある1点
協働開発した特許件数が50件以上2点加算、20～49件1.5点加算、1～19件1点加算

0点

Q24 (大学発ベンチャー) 累計件数30件以上3点、11～29件2点、1～10件1点

0点

Q25 (大学発ベンチャーの支援制度) ある1点
※具体的内容の記載があれば1点加算

2点

グローバル分野に関する設問

Q26. 貴大学には「SDGs（持続可能な開発目標）」を冠した講座はありますか。ある場合は、講座数もお答えください。（いくつでも）
 ※貴大学に籍を置いている学生向けの正式な講座に限ります。

1	1. ある →	講座数	1	代表的な講座名	SDGs(持続可能な開発目標)イベント もつとアフリカを知ろう
1	2. SDGsの名は冠していないが「環境・社会」などの名称がついた講座で、SDGsの講義をしている →	講座数	14	代表的な講座名	環境教育論
	3. ない				

※留学生数は、正規の在籍者数（大学院を含む）をご記入ください（研究生、特別研究学生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、別科の日本語研修課程は含まずにご記入ください）。なお、大学・大学院の正規の在籍者数のうちには、専門職学位課程生、各研究機構への留学生、特別短期留学生を含みます。
 ※外国人教員数について、大学と大学院で兼任している場合は、延べ人数をお答えください。

	受け入れている留学生数	外国人教員数
総数	148 人	41 人

※留学生については国費留学生、政府派遣留学生は除いてください（私費留学生のみ）。

Q28. 貴大学の5年前（2013年度）の海外からの留学生と外国人教員数を以下にご記入ください。

	受け入れている留学生数	外国人教員数
総数	135 人	38 人

Q29. 貴大学では2019-21年度の3年間で、2018年度実績に比べ、海外からの留学生、外国人教員を増やす予定はありますか。（それぞれいくつでも）

a. 留学生

2019年5月1日現在の総数	157 人
----------------	-------

<input checked="" type="checkbox"/> 1. 2019年度に増やした	<input checked="" type="checkbox"/> 2. 2020-21年度に増やす予定	<input type="checkbox"/> 3. 増やす予定はない
--	--	--------------------------------------

b. 外国人教員

2019年5月1日現在の総数	44 人
----------------	------

<input type="checkbox"/> 1. 2019年度に増やした	<input type="checkbox"/> 2. 2020-21年度に増やす予定	<input checked="" type="checkbox"/> 3. 増やす予定はない
---	---	---

Q29SQ. (Q29で1または2とお答えの場合) 海外からの留学生、外国人教員を増やすためにどのような取り組みをしましたか（していますか）。

大学間交流協定校の拡充及び奨学金の充実に取り組んでいる。

Q30. 2018年度の貴大学における留学生の国内企業への就職実績をご記入ください。

地元企業	地元企業以外
7 人	4 人

Q26. 貴大学の海外からの留学生と教員数を以下にご記入ください。 (2016年5月1日現在)

※留学生数は大学（学部）、大学院とも、正規の在籍者数をご記入ください（研究生、特別研究学生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、別科の日本語研修課程は含まずにご記入ください）。なお、正規の在籍者数のうちには、専門職学位課程生、各研究機構への留学生、特別短期留学生を含んでいる場合は、専門職学位課程生など該当学生数の内数もあわせてご記入ください。

	海外からの留学生数	海外からの教員数
総数	154人	38人
うち学部	63人	35人
うち大学院	91人	3人

※留学生については国費留学生、政府派遣留学生は除いてください（私費留学生のみ）。

Q27. 貴大学の5年前（2011年度）の海外からの留学生と教員数を以下にご記入ください。

	海外からの留学生数	海外からの教員数
総数	128人	43人

Q28. 貴大学では2017-19年度の3年間で、2016年度実績に比べ、海外からの留学生・教員を増やす予定はありますか。 (それぞれいくつでも)

a. 留学生 2017年5月1日現在の総数 145人

<input type="checkbox"/> 1. 2017年度に増やした	<input checked="" type="checkbox"/> 2. 2018-19年度に増やす予定	<input type="checkbox"/> 3. 増やす予定はない
---	--	--------------------------------------

b. 教員 2017年5月1日現在の総数 44人

<input type="checkbox"/> 1. 2017年度に増やした	<input type="checkbox"/> 2. 2018-19年度に増やす予定	<input checked="" type="checkbox"/> 3. 増やす予定はない
---	---	---

Q28SQ. (Q28で1または2とお答えの場合) 海外からの留学生・教員を増やすためにどのような取り組みをしましたか（していますか）。

海外からの留学生増加のため、平成28年度に設立した「琉球大学岸本基金」の運用益に由来する寄附金を財源とする人材育成事業として、太平洋島嶼地域出身の留学生に本学独自の奨学金等の支給する支援制度を開始した。また、文部科学省「住環境・就職支援等受入れ環境の充実事業」を受託し、本学が管理法人となり、就職を希望する沖縄地域の外国人留学生を対象に、就職に必要なビジネスマナーやビジネス日本語が習得可能な科目を開講するとともに、個別キャリアカ

Q29. 2016年度の貴大学における留学生の国内企業への就職実績をご記入ください。

地元企業	地元企業以外
14人	7人

グローバル分野に関する設問
 21点 → 8.5点

Q26 (海外からの留学生と教員数)
【留学生】
 1000人以上 4点、
 500~999人 3点、
 200~499人 2点、
 1~199人 1点
【教員】
 100人以上 3点
 30~99人 2点
 1~29人 1点

3点

Q27、Q28は配転なし

Q29 (留学生の国内企業への就職実績)
 地元・地元外の合計
 100人以上 3点、50~99人 2点、1~49人 1点
 ※地元就職が50人以上の場合は1点、1~49人は0.5点加算
1.5点

Q30. 貴大学には留学生の地元企業への就職を支援する制度や仕組みがありますか。今後開催予定の留学生向け就職支援イベントなどがあれば「その他」のかつこ内に時期も明示してご記入ください。(いくつでも)

1. 地元企業に重点を置いた就職相談会などマッチング
 2. 留学生向け就職相談の窓口設置や専門スタッフ配置
 3. 留学生向けのインターンシップ制度
 4. その他 (時期も) 1月～2月実施予定 ビジネス日本語セミナー
 2月～3月実施予定 沖縄県内企業でのインターンシップ
 1月実施予定 県内企業に働くOB・OG、就職内定者と留学生との交流会
 5. ない

Q30 (留学生の地元企業への就職支援)
 地元企業の重点を置いた就職相談会などのマッチングなどの個々の選択肢(その他を除く)ごとに1点
3点

Q31. 貴大学では地場産品(農水・工業産物など)の輸出支援や海外向けブランド化を支援する制度や取り組みがありますか。当てはまるものを1つ選んでください。(ひとつだけ)

1. ある (具体的に)
 2. ない

Q31 (磁場産品の輸出支援など)
 ある1点
 具体的内容の記載があれば1点加算
0点

Q32. 貴大学には海外からの観光客の誘致・振興に向けた地域支援の施策や取り組みがありますか。(いくつでも)

1. 学生による通訳ボランティア支援
 2. 観光名所の掲示板等の外国語表記支援
 3. インターネットにおける外国語での名所・歴史紹介など海外向け情報発信
 4. 外国人向け観光プログラムの開発
 5. その他 (具体的に) 自治体における観光振興計画や沖縄MICE振興戦略の策定のための委員会に参画するなどの協力を行っている。また、自治体からの依頼により学生通訳ボランティアを派遣した。
 6. ない

Q32 (観光客の誘致・振興)
 学生による通訳ボランティア支援などの個々の選択肢(その他を除く)ごとに1点
0点

Q31. 貴大学は地元の小、中、高校などでグローバル人材の育成に向けた教育支援を実施していますか。当てはまるものを1つ選んでください。(ひとつだけ)
 なお、この設問への回答は、Q13.「高大連携の取り組み」やQ17.「住民向けに取り組んでいる地域貢献や社会貢献の事業」への回答と重複していても構いません。

1. ある (具体的に) 高校生を対象とした英語教育を含む科学教育支援事業を実施している
 ・地元小学校等からの要望を受け、外国人留学生との交流授業を実施している。
 2. ない **1**

Q33. 貴大学は地元の小、中、高校などでグローバル人材の育成に向けた教育支援を実施していますか。当てはまるものを1つ選んでください。(ひとつだけ)
 なお、この設問への回答は、Q14.「高大連携の取り組み」やQ16.「住民向けに取り組んでいる地域貢献や社会貢献の事業」への回答と重複していても構いません。

1. ある (具体的に) 毎年、外国人留学生を対象に沖縄県内の離島(久米島)でホームステイプログラムを実施し、そのプログラムにおいて地域の高校生との交流会を開催している。また、地域の小、中学校、高校を含め留学生との交流を希望する団体等との交流活動にも取り組んでいる。
 2. ない

Q33 (小中高でのグローバル人材育成教育支援)
 ある1点
1点

働く場としての大学

Q32. 貴大学の学生数と教員数、学部数を以下の空欄にご記入ください。(2018年5月1日現在)

※大学と大学院で兼任している教員は、それぞれ延べ人数をお答えください。

定義について: [こちらをご参照ください。](#)

	学生数		常勤教員数		非常勤教員数		学部数	
総計(I+II)	8160	人	1407	人	69	人		
うち大学(学部)(I)	7230	人	789	人	64	人	7	学部
うち大学院(II)※大学に大学院がある場合	930	人	618	人	5	人		

また、2018年度に支払った報酬の合計額(税込み)が200万円未満の教員数を常勤、非常勤、それぞれについてご記入ください。

※対象は「大学生の取得単位となる」講義を週に1コマ相当以上持っている教員とします。

※「特講」などで半期のみ担当した教員は合計100万円未満の人数をお願いします。

※なお「非常勤教員」のうち、企業で働いている方の招聘など、講義以外に本業をお持ちの方については、その人数を「別途本業あり」の欄にご記入ください。すでに貴大学を退職されたり、ほかの大学に本籍をお持ちの方だったりして「客員」などの肩書の方も含めます。

うち2018年度報酬合計額(税込み)が200万円		1	人	0	人	
うち別途本業あり				0	人	

Q35. 貴大学の学生数と教員数、学部数を以下の空欄にご記入ください。

(2016年5月1日現在)

	学生数	教員数	学部数
総計(I+II)	8,184人	1,311人	
うち大学(学部)(I)	7,281人	670人	7学部
うち大学院(II)※大学に大学院がある場合	903人	641人	

Q35配点なし

Q33. 貴大学で博士号を取得した学生への「ポスドク」対策として実施しているものはありますか。(いくつでも)

※研究室や教員個人による取り組みは除きます。

1.	貴大学自体、または貴大学の関係する学校や研究施設などで働けるようにしている
2.	大学として、他の大学や研究施設などの働き口をあっせんしている
3.	大学としてはしていないが、働き先をあっせんしている学部や学科がある
4.	大学としてはしていないが、博士号取得者は大学や研究室からの求人が十分にある
5.	その他
1	6. 大学院に博士課程はあるが、働き先について特に行っている施策はない
	7. 大学院の博士課程はない

Q17 (女性の活躍促進)
ある1点
※具体的内容の記載がある場合は1点加算
2点

Q34. 女性の教職員のワークライフバランスや働き方改革を支援する取り組みはありますか。(ひとつだけ)

1. ある	具体的な取り組みの概要	仕事と家庭生活等との両立のため、自治体等が運営するファミリー・サポート・センターの利用料の一部補助を行っている。	1
2. ない			

Q17. 貴大学には地域における女性の活躍促進を支援する取り組みがありますか。(ひとつだけ)

<input checked="" type="radio"/>	1. ある (具体的に)	共通教育科目「キャリアデザインとジェンダー」において、地域で活躍する女性を講師として招	Clear
<input type="radio"/>	2. ない		

その他の設問

Q35. 貴大学(本部、メインキャンパス)が立地している自治体(都道府県・市区町村)に対し、要望はありますか。100字以内でご記入ください。

沖縄県知事部局に県内の大学の窓口となり高等教育を推進する専属の部署(課・室)を設置して、大学振興の体制を強化して欲しい。

60 字

Q36、37配点なし

医学、歯学、看護、保健医療、薬学の学部に関する設問

Q36. 貴大学の医学部に地域枠(地域からの志願者を優先的に入学させる)はありますか。(ひとつだけ)

1. 地域枠がある	2. 地域枠はない	3. 医学部が存在しない	1
-----------	-----------	--------------	---

Q37. 貴大学には「医学」系、「歯学」系、「看護・保健医療・薬学」系の学部がありますか。ある場合には学部名をご記入ください。該当する学部が2つ以上ある場合は、最も地域貢献度が高いと思われる学部1つを選んでください。(ひとつだけ)
※大学全体が医学/歯学/看護・保健医療・薬学系の場合は、学部名を記入する必要はありません。

1. 該当する学部がある	学部名	医学部	1
2. 該当する学部はない			

Q36. 貴大学には「看護・保健医療・薬学」系、「芸術」系、「教育」系の学部がありますか。ある場合には学部名をご記入ください。該当する学部が2つ以上ある場合は、最も地域貢献度が高いと思われる学部1つを選んでください。(ひとつだけ)

※大学全体が看護/保健・医療、芸術、教育系の場合は、学部名を記入する必要はありません。「看護・保健医療・薬学」系には医学部は含みません。「芸術」系には音楽、造形・デザイン、美術・工芸分野を含みます。「教育」系は体育も含みます。

<input checked="" type="radio"/>	1. 該当する学部がある	教育	学部	Clear
<input type="radio"/>	2. 該当する学部はない			

Q36SQ. (Q36で「1. 該当する学部がある」とお答えの場合) Q36でお答えいただいた学部は以下の分類のどれにあてはまりますか。(ひとつだけ)

<input type="radio"/>	1. 「看護・保健医療・薬学」系の学部	Clear
<input type="radio"/>	2. 「芸術」系の学部	
<input checked="" type="radio"/>	3. 「教育」系の学部	

Q37SQ. (Q37で「1. 該当する学部がある」とお答えの場合) Q37でお答えいただいた学部は以下の分類のどれにあてはまりますか。(ひとつだけ)

1. 「医学」系の学部	1
2. 「歯学」系の学部	
3. 「薬学」系の学部	
4. 「看護・保健医療」系の学部	

Q38. Q37の該当学部の特徴的な地域貢献活動で、既出の設問(Q1~Q36)への回答で触れていないものがあれば、ご記入ください。この設問では、大学本部の所在地外の都道府県における活動を含めて頂いても構いません(例:他県の教育委員会と共同で、高校などの教育の質向上に向けた取り組み)。

医学部及び医学部附属病院においては、地域貢献活動として、以下の取組を行っている。

【医学部】

①「エコチル調査 南九州・沖縄ユニット 琉球大学(沖縄)サブユニットセンター 平成30年度 市民公開講座」エコチル調査(子どもの健康と環境調査)の一環で、子どもの発達障害などについての講演を行った。

②「医学部体験授業」
本学アドミッションセンターの高大接続「琉大にぬふあ星講座」と連携し、「医学部の授業・実習、最先端医療や生命科学の研究の体験を通して、医師・医学系研究者を志す強い意志を育む機会を与えること」を目的として実施した。(医学部HP: <https://www.med.u-ryukyu.ac.jp/event/13100.html>)

③「市民公開講座「鼻の日」講演会」「市民公開講座「耳の日」講演会」「世界緑内障週間 市民公開講演会in沖縄」「県医師会県民公開講座「ゆらぐ健康長寿おきなわ眼の構造と目の病気」等」各講座ごと、または、各講座と沖縄県医師会や学会等と共催で市民公開講座を実施している。

【附属病院】

①「Kid's Sim」「ブラック・ジャック セミナー」「高校生医療者体験」
沖縄県内の小中高生を対象に、医療に関する仕事に関心を持って頂き、多くの子供達が医療を支える人材になることを期待し、普段見ることが出来ない医師の仕事について体験してもらうため、沖縄クリニカルシミュレーションセンター主催で実施している。

②「メディカルインフォメーション 琉大病院」
琉大病院の診療について、各診療科の医師が分かりやすく解説を加えながら説明し、県民に広く知ってもらうため、平成28年11月からFMラジオ放送を行っている。

Q37. Q36の該当学部の特徴的な地域貢献活動で、既出の設問(Q1~Q36)への回答で触れていないものがあれば、ご記入ください。この設問では、大学本部の所在地外の都道府県における活動を含めて頂いても構いません(例:他県の教育委員会と共同で、高校などの教育の質向上に向けた取り組み)。

教育学部は、これまでに7つの市町村の教育委員会(那覇市、竹富町、島尻教育研究所、宮古島市、宜野湾市、石垣市、中城村)と「連携・協力に関する協定書」を結んできており、これらの地域を中心に、授業づくりや教材づくりの支援、校内研修の指導助言、保護者向けの講演会、学生による学習支援ボランティア等を行っている。

また、教育学部附属教育実践総合センターが中心となり、大学と地域社会の連携を目指し、大学が有する研究活動の成果を地域に還元することを目的として、「アドバイザースタッフ派遣事業」を実施している。学校の校内研修をはじめ、教育委員会や教育研究所等

「大学の地域貢献度に関する全国調査2017」関連調査
* “一押し” 地域貢献グローバルプロジェクト

貴大学の“一押し”地域貢献グローバルプロジェクトをひとつ選び、プロジェクト名と「具体的な内容」「実績」について、以下の空欄に、それぞれ100字までにまとめてご記入ください。地域の国際化を意識した地域貢献活動「グローバルプロジェクト」について具体的な内容をご記入ください。Q37までの設問で回答済みの内容について、詳細をご記入いただいてもかまいません。できるだけ新しい取り組み（原則2016年度実施）をご記入ください。併せて、そのプロジェクトを紹介する市民・学生向けのパンフレットや資料があればメール（univ-ck@nikkei-r.co.jp）にてお送りください。研究所内で精査したうえで記事や表等で掲載する予定です。

貴大学名 琉球大学

【一押しグローバルプロジェクト名】

「沖縄語-スペイン語辞典」「沖縄語-ポルトガル語辞典」発刊及びしまくとぅば（沖縄語）シンポジウム開催

【当該プロジェクトの内容】プロジェクトの活動内容や特徴を具体的に記入してください。

研究所
使用欄

海外沖縄県系人のアイデンティティ確立や沖縄語の継承を目的とした取組として、沖縄語-スペイン語辞典及びポルトガル語辞典の発刊及び海外県人会・県内機関への寄贈、沖縄語保存継承の国際シンポジウムを開催した。

【当該プロジェクトの実績】プロジェクトが地域貢献に果たした効果や事実を具体的に記入してください。特段の実績がなければ記入は不要です。

研究所
使用欄

沖縄語辞典の発刊及び県人会・県内機関への寄贈、県内大学と海外県系人との連携によるしまくとぅばシンポジウム開催を通して、沖縄県や海外県系人コミュニティの共通課題である沖縄語の保存継承に寄与した。

右のボタンをクリックして以下に表示されるメッセージをご確認ください→ 入力内容確認

【備考欄】 補足説明が必要な場合はこちらにご記入ください。

Q24SQ2 2016年度の該当ベンチャーの雇用者の総数は把握していない為空白にしております。

大学の地域貢献度に関する全国調査2019」関連調査
* “一押し” 地域貢献グローバルプロジェクト

貴大学の“一押し”地域貢献グローバルプロジェクトをひとつ選び、プロジェクト名と「具体的な内容」「実績」について、以下の空欄に、それぞれ100字までにまとめてご記入ください。地域の国際化を意識した地域貢献活動「グローバルプロジェクト」について具体的な内容をご記入ください。Q38までの設問で回答済みの内容について、詳細をご記入いただいてもかまいません。できるだけ新しい取り組み（原則2018年度実施）をご記入ください。併せて、そのプロジェクトを紹介する市民・学生向けのパンフレットや資料があればメール（univ-ck@nikkei-r.co.jp）にてお送りください。研究所内で精査したうえで記事や表等で掲載する予定です。

貴大学名

琉球大学

【一押しグローバルプロジェクト名】

留学生と日本人学生と地元高校生がともに学ぶ協働学習

【当該プロジェクトの内容】プロジェクトの活動内容や特徴を具体的に記入してください。

研究所
使用欄

多様な背景を持った留学生、日本人学生と地元高校生が、地域・国際的な課題を発見し、共通の目標を持ち、解決することを目指して、混成チームでプロジェクトとイベントを企画・運営する協働学習の取組み。

95 字

【当該プロジェクトの実績】プロジェクトが地域貢献に果たした効果や事実を具体的に記入してください。特段の実績がなければ記入は不要です。

研究所
使用欄

2019年度には大学の選択科目に移行し、地域課題の解決に向けたプロジェクトと、イベントの企画運営に展開。多様な背景を持った人々が目標を共有し、一緒に取組むことの大変さや大切さを学ぶ機会となっている。

99 字

【備考欄】 補足説明が必要な場合はこちらにご記入ください。

Q5について：選択科目でも実施しています。
Q24SQ2について：大学発ベンチャーの雇用者については把握していないため、空白にしています。

質問は以上です。ご協力いただきまして、誠にありがとうございました。
ご回答は下記ウェブサイトからアップロードをお願いします。

調査票ファイルアップロードサイト：<https://brs.nikkei-r.co.jp/univ2019>

ID 0100082

パスワード r2mdbd4u

令和元年7月12日以降 各室・部門の当面の活動予定（主要事項）について

※前回からの追記事項は赤字入力

組織名	主要事項
<p>地域連携企画室</p>	<p>○目的別人材育成プログラムの開発・実施 ・地域企業（自治体）お題解決プログラム(後学期火5限) ・IoTシステムセキュリティ実践講座（7/20（土）～2/15（土）全4回） ・ブロックチェーンテクノロジーコース基礎編（9/21（土）） ・地域の子どもを支援するインクルーシブ教育推進人材の育成プログラム（10/6（日）～12/21（土）全15回）</p> <p>○地域協働プロジェクト推進事業の遂行</p> <p>○与那国町及び伊江村とのICT実証実験の実施（調整中）</p> <p>○地域連携推進機構の機能強化に向けた体制整備についての検討（地域連携に関するワンストップ窓口機能の整理含む）</p> <p>○交流人材バンク設置に向けた検討（機能、体制、規則等）</p> <p>○包括連携協定締結に向けた検討・調整 ・沖縄県中小企業家同友会 ※調整中</p>
<p>産学官連携部門</p>	<p>○沖縄県「イノベーション創出人材育成事業」の遂行</p> <p>○沖縄県「沖縄科学技術イノベーションシステム構築事業」の遂行</p> <p>○産学官金スタートアップ支援事業の遂行</p> <p>○琉球大学ブランド商品開発支援事業の遂行</p> <p>○九州・大学発ベンチャー振興シーズ育成資金の支援</p> <p>○県外マッチングイベントへの参加支援 アグリビジネス創出フェア2019（11/20（水）～11/22（金））於：東京ビッグサイト 新技術説明会（12/3（火））於：JST東京本部別館1Fホール エコプロ2019（12/5（木）～12/7（土））於：東京ビッグサイト</p>
<p>生涯学習推進部門</p>	<p>○地域創生副専攻の運営</p> <p>○「地域プロジェクト実践」（前学期集中講義・8/26, 9/3-6久米島にて実施）</p> <p>○地域共創型学生プロジェクト「ちゅらプロ」（学内公募）の実施（9/11役員会審議済み）</p> <p>○正課外地域実践プロジェクト（学内公募）の公募（9月中旬頃決定通知予定）</p> <p>○地域共創による地域志向実習（久米島、宮古島、石垣、うるま、南城、宜野湾、西原）</p> <p>○「知のふるさと納税」（八重山、久米島）の実施（久米島9/17～9/18、八重山9/24～9/25）</p>

地域連携推進機構運営会議 委員名簿

(平成31年4月1日時点)

	所属・職名	氏名	区分	備考
1	機構長 (理事・副学長(地域・社会連携担当))	うしくぼ きよし 牛窪 潔	1号委員	議長
2	副機構長 兼 産学官連携部門長 (副学長・副理事(産学官連携担当))	たけむら あきひろ 竹村 明洋	2号委員	議長代行
3	地域連携企画室長 (生涯学習推進部門 教授)	せ と ひろふみ 背戸 博史	3号委員	
4	生涯学習推進部門長 (生涯学習推進部門 教授)	せ と ひろふみ 背戸 博史	4号委員	
5	産学官連携部門 准教授	たまき おさむ 玉城 理	5号委員	専任教員
6	生涯学習推進部門 准教授	しばた さとし 柴田 聡史	5号委員	専任教員
7	地域連携企画室 特命准教授	こじま はじめ 小島 肇	6号委員	特命教員
8	地域連携企画室 特命准教授	しまぶくろ あきみち 島袋 亮道	6号委員	特命教員
9	地域連携企画室 特命准教授	はたなか ひろし 畑中 寛	6号委員	特命教員
10	産学官連携部門 教授 (工学部 教授)	せ な は いずる 瀬名波 出	7号委員	併任教員 (任期:2019年4月1日～)
11	産学官連携部門 教授 (理学部 教授)	まえひら たかひろ 真榮平 孝裕	7号委員	併任教員 (任期:2019年4月1日～)
12	総合企画戦略部長	にった きなえ 新田 早苗	9号委員	
13	総合企画戦略部 地域連携推進課長	きんじょう とおる 金城 徹	10号委員	
14				
15				

国立大学法人琉球大学地域連携推進機構規則

平成28年2月23日
制 定

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人琉球大学組織規則第16条第2項の規定に基づき、国立大学法人琉球大学地域連携推進機構(以下「機構」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 機構は、国立大学法人琉球大学(以下「本法人」という。)における地域連携、産学官連携及び生涯学習推進に関わる戦略を全学的かつ一体的な観点から確立し、地域社会における人材の育成、産業振興に貢献するとともに地域連携の諸活動を通して本法人における教育研究活動の活性化を図ることを目的とする。

(部門等)

第3条 前条の目的を達成するため、機構に次の室、部門、系及びセンターを置く。

- (1) 地域連携企画室
 - (2) 産学官連携部門
 - ア 研究開発支援系
 - イ 知的財産系
 - ウ 起業支援系
 - (3) 生涯学習推進部門
 - ア 社会教育系
 - イ 地域志向教育系
- 2 前項1号の地域連携企画室に交流人材センターを置く。
- 3 交流人材センターに関し必要な事項は、別に定める。

(業務)

第4条 機構においては、次に掲げる業務を行う。

- (1) 地域連携企画室
 - ア 機構全体の統括、方向性に関すること。
 - イ 機構内の組織間の協働体制の構築に関すること。
 - ウ 機構とグローバル教育支援機構、研究推進機構及び学部・研究科等との協働体制の構築に関すること。
 - エ 機構と産学官をはじめとする多様な組織との協働体制の構築に関すること。
 - オ 学内外への地域連携に係る広報戦略策定と実施に関すること。
 - カ 産学官民からの協力要請及び要望等に関する総合窓口に関すること。
- (2) 産学官連携部門
 - ア 民間機関等との共同研究、受託研究その他研究開発の支援に関すること。
 - イ 民間機関等の技術者及び学生等への技術教育の実施及び援助に関すること。
 - ウ 知的財産の創生、内容評価、特許出願、管理及び活用に関すること。
 - エ 知的財産の契約及び係争に関すること。
 - オ 知的財産の補償、表彰及び啓発普及に関すること。
 - カ 知的財産の技術移転に関すること。
 - キ 知的財産及びノウハウを活用した大学発ベンチャーの起業支援に関すること。
 - ク その他産学官連携の推進に関すること。

(3) 生涯学習推進部門

- ア 生涯学習体系に資する教育・研究に関すること。
- イ 公開講座及び公開授業の計画・実施の支援に関すること。
- ウ 本法人が有する生涯学習に資する機能の開放に関すること。
- エ 地域志向教育の推進に関すること。
- オ 地域人材の育成に関すること。
- カ 他の教育機関及び地域の生涯学習機関等との連携・協力に関すること。
- キ その他生涯学習に関すること。

(組織)

第5条 機構に、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) 機構長
- (2) 副機構長
- (3) 室長
- (4) 部門長
- (5) 専任教員
- (6) 特命教員
- (7) 併任教員
- (8) コーディネーター
- (9) その他の職員

(機構長)

第6条 機構に、機構長を置き、地域連携を担当する理事をもって充てる。

- 2 機構長は、機構の業務を掌理し、統括する。

(副機構長)

第7条 副機構長は、機構長の職を補佐するとともに、機構長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

- 2 副機構長は、本法人の副理事又は教員の中から機構長の推薦に基づき、学長が任命する。
- 3 副機構長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(室長)

第8条 室長は、当該室の業務を掌理するとともに、機構長の職務を補佐する。

- 2 室長は、本法人の教員の中から機構長の推薦に基づき学長が任命する。
- 3 室長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、室長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(部門長)

第9条 部門長は、当該部門の業務を掌理するとともに、機構長の職務を補佐する。

- 2 部門長は、本法人の教員の中から機構長の推薦に基づき学長が任命する。
- 3 部門長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、部門長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(地域連携推進会議)

第10条 機構の運営並びに全学の地域貢献及び地域連携等に関する事項を審議するため、地域連携推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

2 推進会議に関し必要な事項は、別に定める。

(地域連携推進協議会)

第11条 機構に対する評価・助言等を行うため、地域連携推進協議会を置く。

2 地域連携推進協議会に関し必要な事項は、別に定める。

(運営会議)

第12条 機構の運営に関わる基本方針の策定を行うため、地域連携推進機構運営会議(以下「運営会議」という。)を置く。

(審議事項)

第13条 運営会議は、次に掲げる事項の基本方針の策定について審議する。

- (1) 機構の管理運営に関すること。
- (2) 機構の教員人事(教員選考に係る部分を除く。)に関すること。
- (3) 機構の事業計画に関すること。
- (4) その他機構に関すること。

(運営会議の組織)

第14条 運営会議は、次に掲げる委員で構成する。

- (1) 機構長
- (2) 副機構長
- (3) 室長
- (4) 部門長
- (5) 専任教員
- (6) 特任教員
- (7) 機構長が指名する併任教員 若干人
- (8) コーディネーター
- (9) 総合企画戦略部長
- (10) 地域連携推進課長
- (11) その他機構長が必要と認めた者

2 前項第7号及び第11号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長)

第15条 運営会議に議長を置き、機構長をもって充てる。

2 議長は運営会議を招集し、主宰する。

3 議長に事故があるとき又は欠けたときは、副機構長がその職務を代行する。

(議事)

第16条 運営会議は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

2 議決を要する事項については、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 議長が必要と認めるときは、委員以外の者を運営会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(専門委員会)

第17条 機構に専門的事項を審議するため、専門委員会を置くことができる。

(事務)

第18条 機構に関する事務は、総合企画戦略部地域連携推進課において処理する。

(雑則)

第19条 この規則に定めるもののほか、機構の運営に関し必要な事項は、推進会議の承認を得て機構長が別に定める。

(改廃)

第20条 この規則の改廃は、推進会議の議を経て学長が行う。

附 則

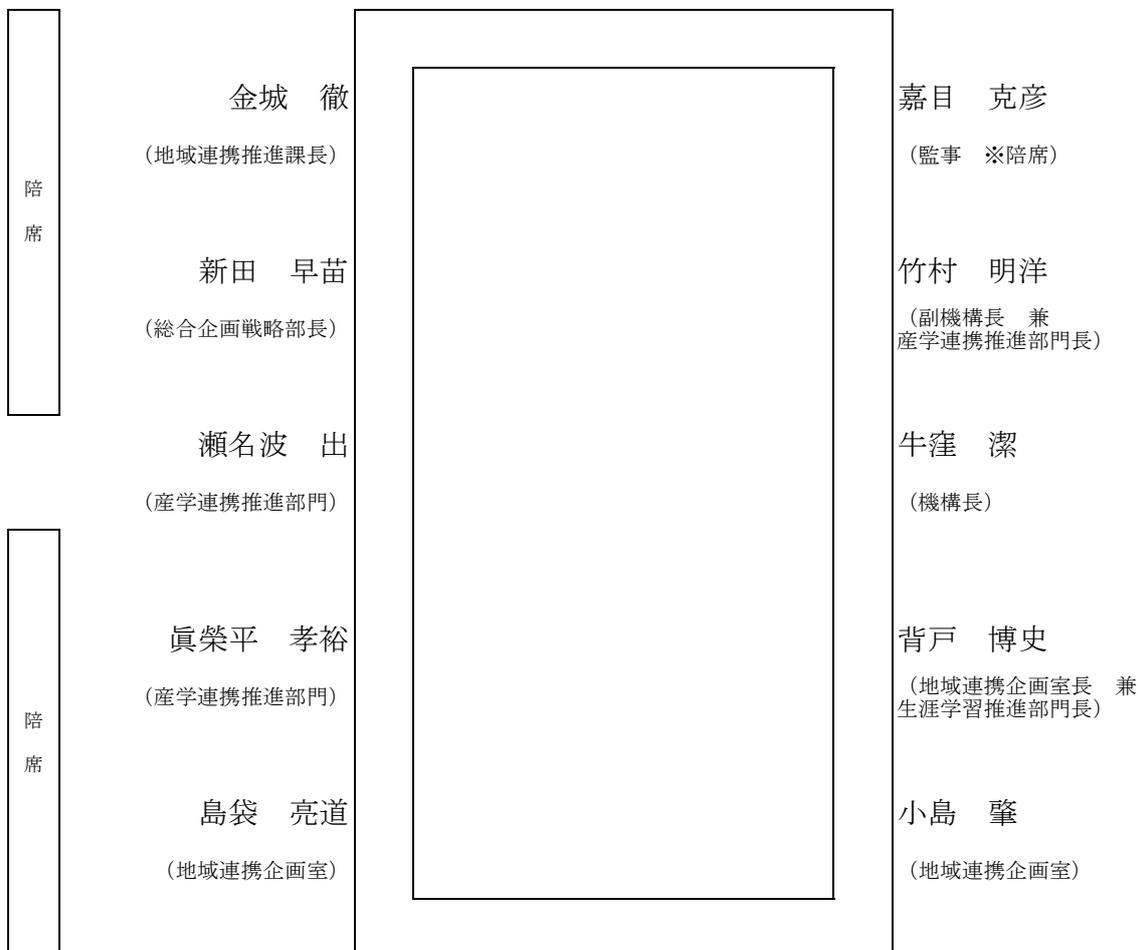
- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 琉球大学産学官連携推進規則（平成20年4月22日制定）は、廃止する。
- 3 琉球大学生涯学習教育研究センター規則（平成9年3月25日制定）は、廃止する。
- 4 琉球大学地域貢献推進委員会規程（平成14年6月25日制定）は、廃止する。

附 則（平成30年3月30日）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

令和元年度第 1 1 回 地域連携推進機構運営会議 座席表

令和元年 9 月 1 3 日 (金) 1 4 : 0 0 ~ 1 6 : 0 0
(本部管理棟 2 階 第二会議室)



入 口

(欠席)

畑中 寛 (地域連携企画室) 柴田 聡史 (生涯学習推進部門)

富永 千尋 (研究企画室特命教授・オブザーバー) 玉城 理 (産学連携推進部門)

